

campus
**HAND
BOOK**

Yamanashi Prefectural University

Faculty of Glocal Policy Management and Communications

Faculty of Human and Social Services

Faculty of Nursing

Graduate School of Human and Social Services

Graduate School of Nursing

2024

学生便覧



公立大学法人

山梨県立大学

はじめに

この「学生便覧」（キャンパスハンドブック）は、皆さんが実り多い学生生活を送るための道しるべです。ここには、皆さんが卒業までに必需の本学の学則や単位修得のための「履修の手引き」などが収録されていますので、内容を熟読して、学修計画や単位履修に役立ててください。

また、課外活動や奨学金、学生相談に関すること、各種の届け出や証明書発行願、図書館の利用方法など、皆さんが本学において必要とする情報が記載されています。この「学生便覧」を常に手元に置いて、充実した大学生活を送るためのガイドブックとして、活用してください。

卒業まで大切に保管してください。

なお、質問や要望がある場合には、学内の担当窓口にお問い合わせください。

※「学生便覧」とは別に、学生の皆さんが安全でより充実した学生生活を送ることができるように、日頃の生活の中で遭遇しうるさまざまな状況を想定して不測の事態に対する心構えや対策について記載している「学生安全マニュアル」もあります。本学ホームページに掲載していますので、是非ご活用ください。

【注意事項】

学生の皆さんへのすべての通知や連絡は、掲示、Webポータルシステム、Gmailによって行います。

掲示、WebポータルシステムやGmailでお知らせした事項は、全学生に伝達されたものとして取扱いますので、毎日必ず学生用掲示板、Webポータルシステム及びGmailを確認してください。

学長メッセージ

「未来を切り拓く英知と創造力を育てよう！」

早川 正幸



現代は VUCA（ブーカ）時代であると言われてい
ます。VUCA とは V（Volatility：変動性）、U
（Uncertainty：不確実性）、C（Complexity：複雑
性）、A（Ambiguity：曖昧性）の 4 つの単語の頭文
字を取った造語です。目まぐるしく複雑に変化し続
けている現代においては、今までの常識では解決で
きないことがたくさんあります。そのため、様々な
変化を的確にキャッチする力、その状況を客観的に

分析する力、課題を解決するために自ら考え自ら行動する力が求められます。

デジタル機器や AI（人工知能）の急激な進化により、我々は大量の情報を瞬時に得ることができるようになりました。しかし、それらを便利なツールとして活用するためには、その能力と限界を正しく理解しておくことが大切です。入ってくる情報を鵜呑みにするのではなく、必要な要素を的確に捉え、独自の思考と創造力でその事象を分析した上で、根拠を持って行動していくことが、自らの学びと成長に繋がっていきます。

皆さんは、どんな希望を持って大学に入学しましたか。大学は「自ら学びたいことを発見し、自ら学びを深めていく場」です。自ら学びたい科目やコースを選択し、自ら課題を見つけ、自ら研究していく習慣を身につけていくことが必要です。教養とは、自発的な学びにより蓄積された知識を自分の中で咀嚼したものであり、物事の本質を見抜き、価値を創造する根源になります。誰かが自分のために何かしてくれるのを待つのではなく、広い視野から「教養」を培い、自らの未来を自ら切り拓いていく力を磨いていってください。皆さんには無限の可能性が 있습니다。困難な状況下にあっても未来へ持続する社会を自らデザインするとともに、その創設と発展に向けて人々を牽引していくリーダーになってほしいと願っています。

山梨県立大学では、歴史や文化、自然に恵まれた山梨県全域のリアルな現場をフィールドとしており、学生の皆さんが学ぶために最高の環境が整っています。そして、共に学び歩いていく仲間と、いつも皆さんの傍らで支え見守る教職員がいます。大学生活の中で、たくさんの人々との触れ合いを通じて、英知と創造力を養うことを大いに期待しています。



学章

グローバル（地球的・全体的）な視点と、ローカル（地域的・個別的）な視点をあわせ持つグローバルな知。地域と歩む未来指向型の新しい大学を目指す山梨県立大学のシンボルとして、山梨の「Y」とユニバーシティの「U」、更に漢字の「山」により構成されています。未来へと伸びる三本の線は国際政策、人間福祉、看護学部を表現し、上部の丘陵は折り重なる山梨の山並を表現しています。

地球的な規模で人との交流を図りながら、身近な地域社会で活動し広い視野に立ちながら歩む、本学の理念と目的を表しています。

山梨県立大学憲章

山梨県立大学は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」として、大学の自治および学問の自由を尊び、独立自尊の精神のもと、地域社会から世界にまで貢献する大学を目指し、ここに山梨県立大学憲章を制定します。

- 一 山梨県立大学は、郷土の豊かな自然と歴史や文化を大切にし、山梨県を学びのキャンパスとして、ここに学ぶ者の豊かな感性を育みます。
- 一 山梨県立大学は、幅広い教養と高度な専門性を教授し、地域社会や世界で活躍できる人材を育てます。
- 一 山梨県立大学は、基礎研究から応用研究まで、独創的で多様な研究に挑戦し、学術の発展に貢献します。
- 一 山梨県立大学は、自ら学び、自らを培い、未来を切り拓く人材を育てます。また、緊密な人間関係を基盤に、知的刺激に満ちた教育環境を創ります。
- 一 山梨県立大学は、地域課題の解決に向けて積極的に取り組み、地域の発展に貢献します。また、アジアをはじめとする世界との連携をはかり、教育・研究活動を通じて国際社会の発展に貢献します。
- 一 山梨県立大学は、時代の変化に対応した個性豊かな魅力ある大学づくりを推進します。そのために、評価を通じて不断の改革を推進し、社会への責任を果たします。

（平成23年3月3日制定）

目 次

はじめに	1
学長メッセージ	2
学章	3
I 大学の概要	
1 大学の理念・目的と教育目標	8
2 学部の理念・目的と教育目標	9
3 学士課程の教育課程の特色	11
4 研究科の理念・目的と教育目標	14
5 大学院課程の教育課程の特色	14
6 沿革	15
7 組織	16
II 履修の手引き	
1 学修を始めるに当たって	18
(1) 大学での学修と履修計画	
(2) 学修情報の収集	
2 大学の授業のしくみ	19
(1) 授業形式	
(2) 単位と単位制度	
(3) 学期	
(4) カリキュラム	
(5) 授業科目の区分	
(6) 授業時間	
(7) 授業の変更及び休講	
(8) 補講	
(9) 欠席	
(10) 学生による授業評価について	
(11) 科目ナンバリングについて	
3 卒業要件・修了要件	22
(1) 卒業要件(学部学生)	
(2) 修了要件(大学院生)	
4 履修登録	23
(1) 履修登録	
(2) 履修登録単位数の上限(CAP制)	
(3) 履修登録の時期及び方法	
(4) 履修登録上の注意事項	
(5) 履修登録の取消	
(6) 再履修	
5 試験等、成績評価及び単位認定	24
(1) 試験等の成績評価の条件	
(2) 試験等の時期	
(3) 試験等の方法	
(4) 試験等の種類と手続き	
(5) 授業期間に行われる試験等の実施に関する事項	
(6) 成績評価及び単位認定	
(7) 成績の確認と異議申立	
(8) GPA制度について	
6 科目の履修条件	26
7 既習得単位の認定(本学<大学・大学院>入学前の既修得単位の認定)	26

8	免許及び資格	27
	(1) 免許	
	(2) 資格	
	(3) 免許及び資格などの要件	
Ⅲ	学生生活案内	
1	学籍等について	29
	(1) 学籍番号	
	(2) 学生証	
	(3) 氏名及び住所等の変更	
	(4) 休学	
	(5) 復学	
	(6) 留学	
	(7) 転学	
	(8) 退学	
	(9) 除籍及び懲戒	
2	授業料及び経済的支援について	31
	(1) 授業料	
	(2) 高等教育の修学支援新制度	
	(3) 奨学金	
3	各種手続きについて	35
	(1) 各種証明書	
	(2) 各種届出・願出	
	(3) 証明書一覧表	
4	学生への連絡	37
	(1) 掲示とその重要性	
	(2) 掲示板の位置と掲示内容	
5	実りある学生生活のために	38
	(1) 相談・助言	
	(2) 就職について	
	(3) 国際交流	
	(4) 地域貢献活動	
	(5) 課外活動等	
	(6) 施設等の利用	
	(7) 大学生協(大学生生活協同組合)について	
6	健康な学生生活のために(保健センター)	44
7	学生の教育研究に関わる傷病、賠償責任保険	45
	(1) 学生教育研究災害傷害保険	
	(2) 賠償責任保険	
8	学生としてのマナーや一般的注意事項	48
	(1) 学内での静粛の保持	
	(2) キャンパスの美化	
	(3) 構内での喫煙	
	(4) 構内での飲酒	
	(5) 郵便物	
	(6) 紛失、拾得等	
	(7) 駐輪場の指定と自動車の乗り入れ禁止	
	(8) 消費生活	
	(9) 悪徳商法、宗教等の勧誘	
	(10) 薬物乱用の防止	
	(11) インターネット利用のマナー	
	(12) 悪質なアルバイトの勧誘	

9	ハラスメント(嫌がらせ・いじめ)について	50
	(1) ハラスメントについて	
	(2) ハラスメントの防止、解決のための取り組み	
	(3) ハラスメントを受けたと感じたときは	
	(4) ハラスメント解決のための対応	
10	災害時の対応	51
	(1) 大規模災害の発生に伴う安否確認	
	(2) 地震に伴う処置	
	(3) 台風等で公共交通機関が運行しない場合の措置	
	(4) 地域の防災訓練等への参加	
IV 図書館利用案内		
1	開館時間	53
2	休館日	53
3	利用手続き	53
	(1) 図書館利用カード	
	(2) 館内閲覧	
4	館外貸出	53
	(1) 貸出手続	
	(2) 貸出をしない資料	
	(3) 返却	
	(4) 貸出期間の延長	
	(5) 長期貸出	
	(6) 図書館資料の紛失等	
	(7) 図書館利用カードの再発行	
5	視聴覚資料の館内利用	54
6	図書館資料の複写	54
7	レファレンスサービス	54
8	予約サービス	55
9	相互利用サービス	55
10	リクエストサービス	55
11	図書の分類	55
12	資料・文献の検索	55
13	パソコンの利用	56
	(1) 館内設置のパソコンの利用について	
	(2) ノートパソコンの貸出について	
	(3) パソコンの持ち込みについて	
14	本学以外の図書館利用	56
15	ロッカー	56
16	共同研究室・スタディールーム	56
17	ラーニングコモンズ	56
18	無断持出防止装置	57
19	利用上の注意	57
V 情報ネットワークシステムの利用について		
1	サービス概要	58
2	教育システム	58
	(1) 利用できる場所	
	(2) 利用時間	
	(3) 利用するためには	
	(4) 提供サービス	
	(5) 利用上の注意	

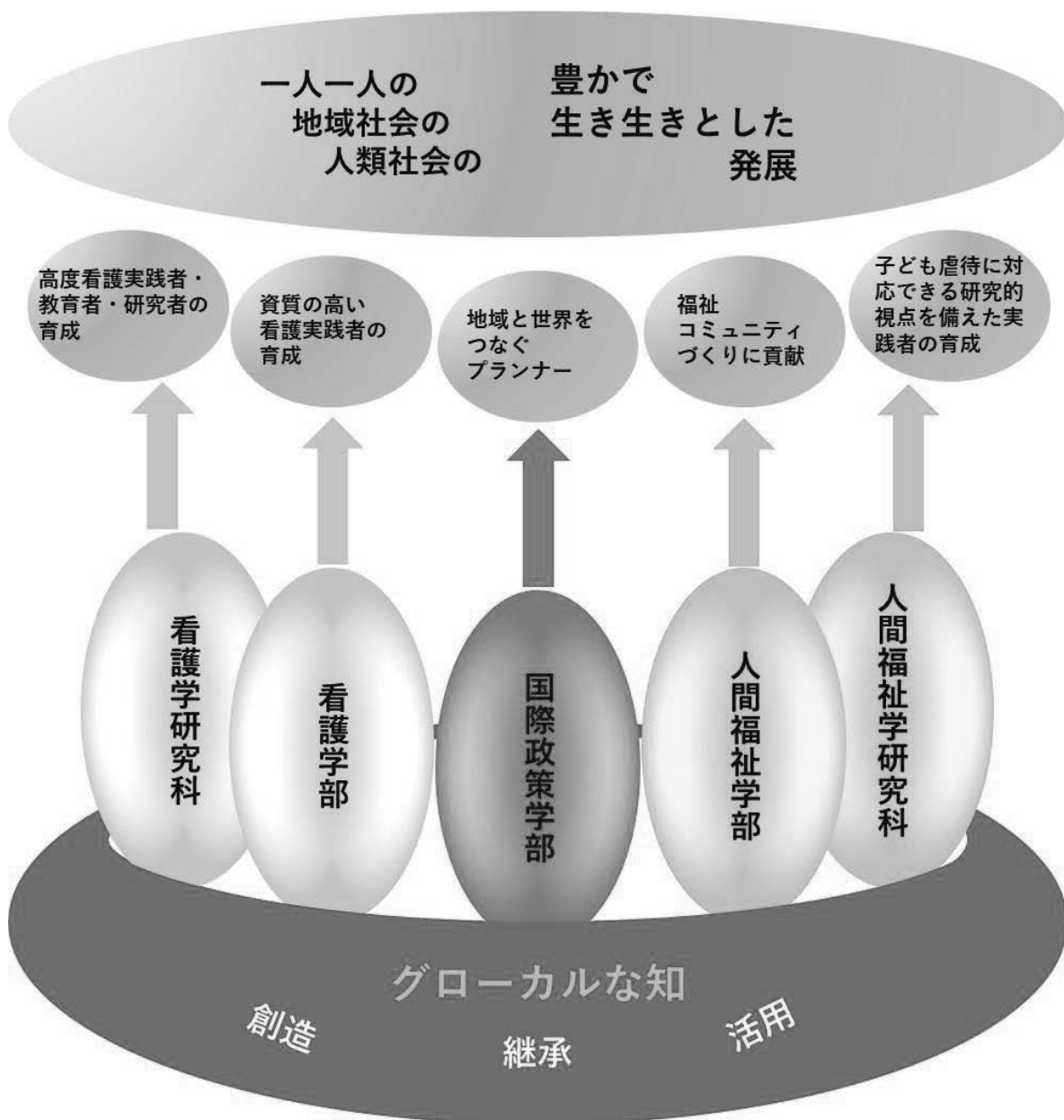
3	無線LANシステム	59
	(1)利用できる場所	
	(2)利用時間	
	(3)利用するためには	
	(4)提供サービス	
	(5)利用上の注意	
4	VPNサービス	60
	(1)利用できる場所	
	(2)利用時間	
	(3)利用するためには	
	(4)提供サービス	
	(5)利用上の注意	
5	大学間無線LAN相互利用システム	60
	(1)利用できる場所	
	(2)利用時間	
	(3)利用するためには	
	(4)提供サービス	
	(5)利用上の注意	
6	メールサービス	61
7	ヘルプデスク	61
VI 学則		
	山梨県立大学学則	62
	山梨県立大学・学部3つの方針	68
	教育課程表	78
	山梨県立大学大学院学則	110
	履修規程別表	114
VII 配置図		
1	飯田キャンパス位置図(国際政策学部・人間福祉学部)	118
2	池田キャンパス位置図(看護学部・大学院)	121
VIII 学生自治会則		
	山梨県立大学飯田キャンパス学生自治会会則	129
	山梨県立大学看護学部自治会会則	130
	学年進行とキャリア形成・キャリアサポートの流れ	133
	キャリア授業履修モデル	134
	大学アライアンスやまなし	135
	キャンパスキャラクターの紹介	136

I 大学の概要

1 大学の理念・目的

<理念・目的>

「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与します。



山梨県立大学の理念・目的

2 学部の理念・目的と教育目標

◆国際政策学部

<理念・目的>

グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。

<教育目標>

本学部の目的を達成するために、地域マネジメントコース、国際関係・観光メディアコース、国際コミュニケーションコースの3つを設け、専門性の高い人材を育成するために次の教育目標を設けます。

1. グローバルな視点に立って地域社会の問題を考えるために必要な広い知識（国際政策教養力）を身につけることができる。
2. 地域マネジメントコース（地域政策、ビジネス）、国際関係・観光メディアコース（国際関係、観光メディア）、国際コミュニケーションコース（英米の言語文化、日本・東アジアの言語文化）の各視点に立って、専門的な知識（基礎力・専門力）を身につけることができる。
3. グローバルに活躍できるコミュニケーション能力（外国語活用能力）を身につけることができる。
4. 多様な社会に対応できる協調性と学習した内容を実社会の中で活用する技術と態度（能動的実践力）を身につけることができる。
5. グローバルな視点に立って地域社会の抱える諸問題を発見するとともに、その解決方法を提案できる力（専門的問題解決能力）を身につけることができる。

◆人間福祉学部

<理念・目的>

高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成します。

<教育目標>

乳幼児から高齢者まで、誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる福祉コミュニティづくりに、主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成します。

1. 高度な専門的知識と技術を土台とした実践力を培います。
2. 人間への深い共感的理解と、人類や社会に貢献しようとする心を育てます。
3. 社会の現実にあふれながら、問題解決への知的探究心を育てます。
4. 人間らしいコミュニケーションの力、様々な人々と協働できる力を培います。

◆看護学部

<理念・目的>

人間や社会を看護学の視点から探究する能力、科学的な思考力と倫理的な判断力、専門職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成します。

<教育目標>

人間や社会を看護学の視点から探究する能力と看護の対象への『科学的知』と『哲学・倫理的知』をもって、看護実践により地域に貢献できる能力を啓発します。さらに、専門職業人としての豊かな人間性を育成します。

1. 学問的探究心を持ち、看護学の発展に貢献できる看護実践者を育成します。
2. 科学的思考と倫理的判断力に基づき、自己の考えや行動を発展させられる看護実践者を育成します。
3. 看護の対象となる個人や家族、集団、地域社会の健康課題を多角的にとらえ実践できる看護実践者を育成します。
4. 保健・医療・福祉のチームの一員として、人々と連携し協働できる看護実践者を育成します。
5. 社会の動向に関心をもち、看護を取り巻く状況への変革を志向できる看護実践者を育成します。

大学および各学部にて、それぞれの目的・理念および教育目標をもとに、3つの方針（学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受入れの方針）を定め、巻末に掲載しています。

3 学士課程の教育課程の特色

3.1 概要

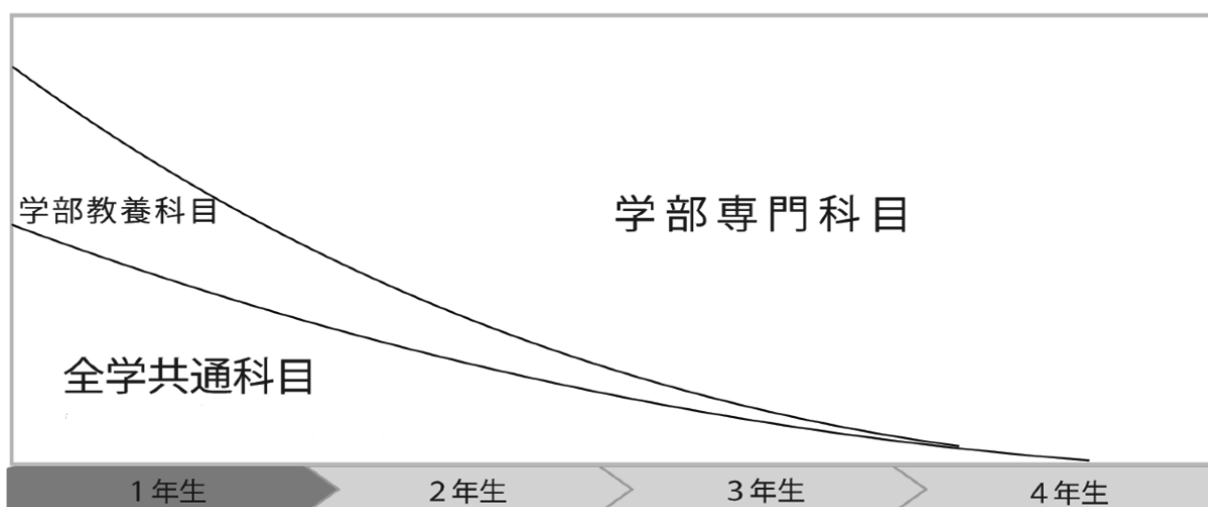
学士課程のカリキュラムは、本学の理念と目的に則して編成された「教養教育」及び「学部専門教育」の2つから構成されています。

(1)「教養教育」は、全学共通科目の「基盤科目」及び「総合科目」から構成されています。全学共通科目は、全ての学生が身に付けるべき5つの学士基盤力（教養力、技法力、思考力、実践力、倫理・シティズンシップ力）を培い、幅広い教養を身につける科目群です。

(2)「学部専門教育」は、「学部教養科目」（看護学部では「人間存在領域 実践支持科目の一部」と「学部専門科目」から構成されています。これらは、各学部のディプロマ・ポリシーに沿って設定された学士専門力を培う科目群です。「学部教養科目」は、各学部の専門領域の学修に必要な（学修への架け橋となる）基礎的な知識を身につける科目群で、「学部専門科目」は専門的知識と技術を身につける科目群です。

【教養教育】(全学共通科目)	
目的	全学部生が身に付けるべき5つの学士基盤力の陶冶
構成	「基盤科目」「総合科目」

【学部専門教育】(学部科目)	
目的	各学部における学士専門力、および地域文化の進展に資する専門的知識と技術の陶冶
構成	「学部教養科目」「学部専門科目」



3.2 教養教育（全学共通科目）

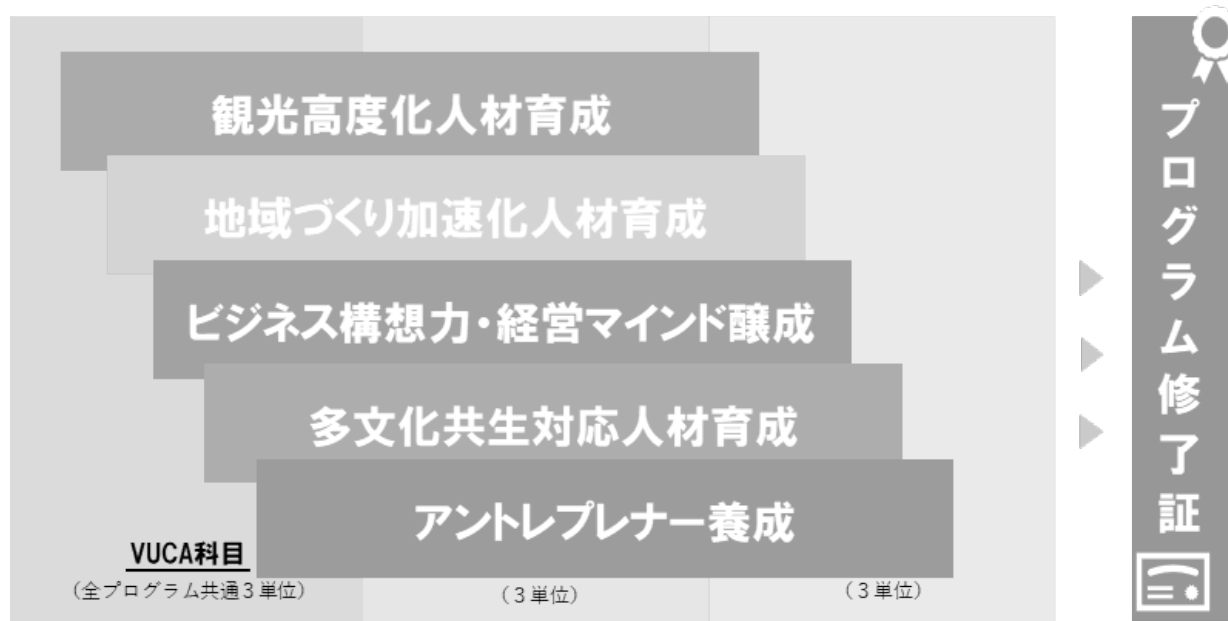
全学共通科目は、「基盤科目」及び「総合科目」があります。

「基盤科目」は、県大基礎、データリテラシー、山梨学、VUCA、アントレプレナー養成、外国語、スポーツの7つの科目群から構成されています。

「総合科目」は、コミュニティ・デザイン、グローバル・スタディーズ、文化表現、ガバナンス、ヒューマン、観光高度化人材育成、ビジネス構想力・経営マインド醸成、多文化共生対応人材育成の8つのパッケージ（科目群）を設定し、学生の皆さんが幅広く学修できるよう、修了要件を設定しています。※修了要件は学部学科により異なります。

また、「基盤科目」、「総合科目」の各科目群には、「連携開設科目」が配置されています（該当のない科目群もある）。「連携開設科目」は、大学設置基準（文部科学省令）19条の2に基づいて本学と国立大学法人山梨大学が共同で設置した「一般社団法人アライアンスやまなし」により開講されるもので、山梨大学が提供する教養教育科目群です。30単位を上限に卒業単位に含めることができます。

さらに、全学共通科目の中で、文部科学省の「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業(COC+R)」を活用した実践的教育プログラム「PENTAS YAMANASHI（ペントス ヤマナシ）」を展開しています。専門分野を補完しつつ、分野の幅を広げた学修が可能となるなど、自身のキャリア設計に合わせてプログラムを受講することができます。本プログラムを履修し、所定の単位を修得する事でプログラム修了証が発行されます。



3.3 学部専門教育（専門科目）

学部学科専門科目は、学位プログラムごとに構成されています。

国際政策学部は、総合政策学科と国際コミュニケーション学科に4つのコース（地域マネジメントコース、国際関係・観光メディアコース、創発デザインコース、国際コミュニケーションコース）があります。

人間福祉学部は、福祉コミュニティ学科と人間形成学科の2つの学位プログラムがあります。

看護学部は、看護学科の学位プログラムがあります。

これらの学位プログラムは、それぞれのディプロマ・ポリシーに沿って学士専門力が設定されています。科目の構成については、教育課程表を確認し、オリエンテーション等での説明を参考にしてください。

山梨県立大学 学士力について

山梨県立大学の教育目標						各学位プログラムの理念・目的	
1	山梨県立大学は、郷土の豊かな自然と歴史や文化を大切に、山梨県を学びのキャンパスとして、ここに学ぶ者の豊かな感性を育みます。	2	山梨県立大学は、幅広い教養と高度な専門性を教授し、地域社会や世界で活躍できる人材を育てます。	3	山梨県立大学は、基礎研究から応用研究まで、独創的で多様な研究に挑戦し、学術の発展に貢献します。	4	山梨県立大学は、自ら学び、自らを育ち、未来を切り拓く人材関係を基盤に、知的刺激に満ちた教育環境を創ります。
5	山梨県立大学は、地域課題の解決に向けて積極的に取り組む、地域の発展に貢献します。また、アジアをばしめとする世界との連携をばかり、教育・研究活動を通じて国際社会の発展に貢献します。	6	山梨県立大学は、時代の変化に対応した個性豊かな魅力あふれる大学づくりを推進します。そのために、評価を通じて不断の改革を推進し、社会への責任を果たします。	理念・目的			

山梨県立大学の学位授与方針		各学位プログラムの学位授与方針	
<p>本学の理念・目的及び教育目標に基づき、学生の学修成果が次の到達目標に達し、「学士力」を身に付けていると認められる者に、学士（専門分野）の学位を授与する。</p> <p>1. 全学に共通する「学士基盤力」を身に付けている。</p> <p>2. 各専門分野における「学士専門力」を身に付けている。</p>		学位授与方針	

学士力



4 研究科の理念・目的と教育目標

◆大学院看護学研究科

<理念・目的>

大学院看護学研究科は、看護学の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与するとともに、高度専門職業人、看護学教育者および看護学研究者等の人材を育成し、もって人々の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

<教育目標>

(1) 博士前期課程の教育目標

- ① 看護の特定分野における卓越した看護実践能力を育成する。
- ② 保健医療福祉の連携・協働を促進するための総合的な調整能力を育成する。
- ③ 看護サービスの質向上のための教育的役割が果たせる能力を育成する。
- ④ 看護実践の質向上に寄与する研究に必要な基礎的な能力を育成する。

(2) 博士後期課程の教育目標

- ① 高度看護実践者として、看護ケアの開発や地域包括ケアシステムの改革を志向した研究が実施できる能力を育成する。
- ② 高度看護実践者として、看護実践の知の体系化と発展に寄与する研究を自立して実施できる能力を育成する。
- ③ 高度看護実践者として、高度な看護実践力と研究力を基盤に、専門的知識・技術と教育指導力をもって質の高い教育を展開できる能力を育成する。

◆大学院人間福祉学研究科

<理念・目的>

大学院人間福祉学研究科は、「誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる社会づくりに貢献する」という人間福祉学部の教育理念に基づき、複雑化、深刻化する子ども虐待に対応できる高度な専門的職業人として、子ども家庭福祉の専門性に加え、子ども理解、ソーシャルワークにも幅広く精通し、現場での学びから自らの「経験知」や「実践知」を概念化し、それを現場に還元できる研究的視点を備えた実践者の養成を目指す。

<教育目標>

- ① 子ども家庭福祉分野において、虐待・ネグレクトが子どもに与える心理的・精神医学的影響及び虐待を生じる親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、虐待相談業務や子どもへの治療的養育、心理的ケアを担当できる高度な技能を有する人材を育成する。
- ② 子どもの保育・幼児教育の分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保育所・認定こども園等を基盤とした子ども及び家族への支援を提供できる高度な技能と実践力を有する人材を育成する。
- ③ ソーシャルワークの分野において、虐待・ネグレクトを受けた子どもや虐待傾向を有する親・家族の心理社会的特徴に関する専門的知識を有し、保健、医療、教育などの諸機関、多職種と連携し、虐待リスクのある子ども・家庭を支援するための包括的支援体制を構築できる人材を育成します。

5 研究科の教育課程の特色

◆大学院看護学研究科

(1) 博士前期課程について

看護学研究科の理念と目的に則して編成された「共通科目」及び「専門科目」の2つから成っています。

- ・「共通科目」は、全学生の学修の基盤となる能力の育成と、専門看護師に求められる共通的な基礎能力の育成を目的として設けています。
- ・「専門科目」は、専門看護師コースでは各専門分野における役割発揮に必要な能力の養成を目指し、「特論・演習科目」「実習科目」「特定課題研究科目」で成っています。研究コースでは、「特論科目」「演習科目」「特別研究科目」を設け、「特別研究科目」に8単位を充てて各専門分野に必要な能力及び看護学研究の基礎的な能力を培います。

(2) 博士後期課程について

- ・医療の分化および連携の推進、医療と介護の連携の強化が求められる社会の医療・看護ニーズに応答するため、複数の看護領域の専門性を統合した『広域実践看護学分野』を置いています。
- ・分野の専門性を考慮し、【臨床開発看護学領域】【地域包括ケア看護学領域】【母子育成看護学領域】を配置しています。教育課程は、「共通科目」「専門科目」「演習科目」「研究科目」の4つから成っています。
- ・「共通科目」では、広域実践看護学分野の基盤となる知識・理解を深め、「専門科目」において、各専門領域の学びを追究します。「演習科目」「研究科目」にて、自立した研究活動を推進できる能力を修得します。

◆大学院人間福祉学研究科

大学院人間福祉学研究科の理念と目的に則して編成された「基礎科目」、「基幹科目」「関連科目」、「実習・演習科目」、「研究科目」の5つから成っています。

- ・「基礎科目」は学びの土台です。人間福祉及び子ども家庭福祉の理論、質的・量的研究方法、対人援助の実践能力や組織改善に向けたスーパービジョンの能力を高めます。
- ・子ども虐待の臨床をより深く理解するための科目を「基幹科目」と位置づけています。関連する子ども理解領域とソーシャルワーク領域を「関連科目」に位置づけています。
- ・「研究科目」では、「実習・演習科目」での実践を基に、修士の学位論文又は特定の課題についての研究レポートを作成し、分析力や研究力を培います。

6 沿革

昭和28年	4月	山梨県立高等看護学院の開校
昭和30年	4月	山梨県立高等看護学院に保健婦学科を併設
昭和41年	4月	山梨県立女子短期大学の開学（国文科、家政科、幼児教育科）
平成2年	4月	山梨県立女子短期大学に国際教養科を設置、家政科を生活科学科に名称変更
平成6年	4月	山梨県立高等看護学院の保健婦学科を保健学科に名称変更
平成7年	4月	山梨県立看護短期大学の開学
平成10年	3月	山梨県立高等看護学院の看護学科廃止
平成10年	4月	山梨県立看護大学の開学 山梨県立看護短期大学を、山梨県立看護大学短期大学部に名称変更
平成13年	3月	山梨県高等看護学院閉校、同学院保健学科の廃止
平成14年	4月	山梨県立看護大学大学院の開設 県立女子短期大学将来構想庁内検討委員会設置
平成15年	4月	新県立大学設置準備室の設置
平成16年	11月	文部科学大臣による山梨県立大学（国際政策学部、人間福祉学部、看護学部）、及び山梨県立大学大学院（看護学研究科・修士課程）の設置認可
平成17年	4月	山梨県立大学及び山梨県立大学大学院開学 山梨県立看護大学学生募集停止（3年次編入を除く） 山梨県立女子短期大学学生募集停止（科目履修生を除く）

		山梨県立看護大学大学院学生募集停止
平成18年	3月	山梨県立女子短期大学閉学、山梨県立看護大学大学院閉学
平成20年	3月	山梨県立看護大学、山梨県立看護大学短期大学部閉学
平成22年	4月	設置者を公立大学法人山梨県立大学に変更 山梨県立大学看護実践開発研究センター設置
平成23年	6月	看護実践開発研究センターにおいて、緩和ケア認定看護師教育課程開始
平成24年	4月	人間福祉学部の学科入学定員の変更 福祉コミュニティ学科(60→50人)、人間形成学科(20→30人)
平成26年	4月	看護学部3年次編入学生の募集停止
平成26年	6月	看護実践開発研究センターにおいて、認知症看護認定看護師教育課程開始
平成27年	4月	国際政策学部に国際教育研究センター設置
平成29年	4月	人間福祉学部に福祉・教育実践センター設置 国際政策学部にコース制を導入
令和元年	12月	一般社団法人大学アライアンスやまなし設立(山梨大学と共同)
令和3年	3月	大学等連携推進法人の認定(一般社団法人大学アライアンスやまなし)
令和3年	4月	山梨県立大学大学院 看護学研究科 看護学専攻 博士後期課程を 設置 これまでの修士課程を博士前期課程へ名称変更 国際教育研究センターを全学化
令和4年	4月	山梨県立大学地域人材養成センターを設置
令和5年	4月	感染管理認定看護師教育課程(B課程)開始
令和6年	4月	山梨県立大学大学院 人間福祉学研究科 人間福祉学専攻 修士課程を開設

7 組織

(1) 学部・学科及び大学院

[学部・学科]

(人)

学部	学科	学生定員		
		入学定員	3年次編入定員	収容定員
国際政策学部	総合政策学科	40	5	170
	国際コミュニケーション学科	40	5	170
人間福祉学部	福祉コミュニティ学科	50	5	210
	人間形成学科	30	5	130
看護学部	看護学科	100	—	400
合計		260	20	1,080

[大学院]

(人)

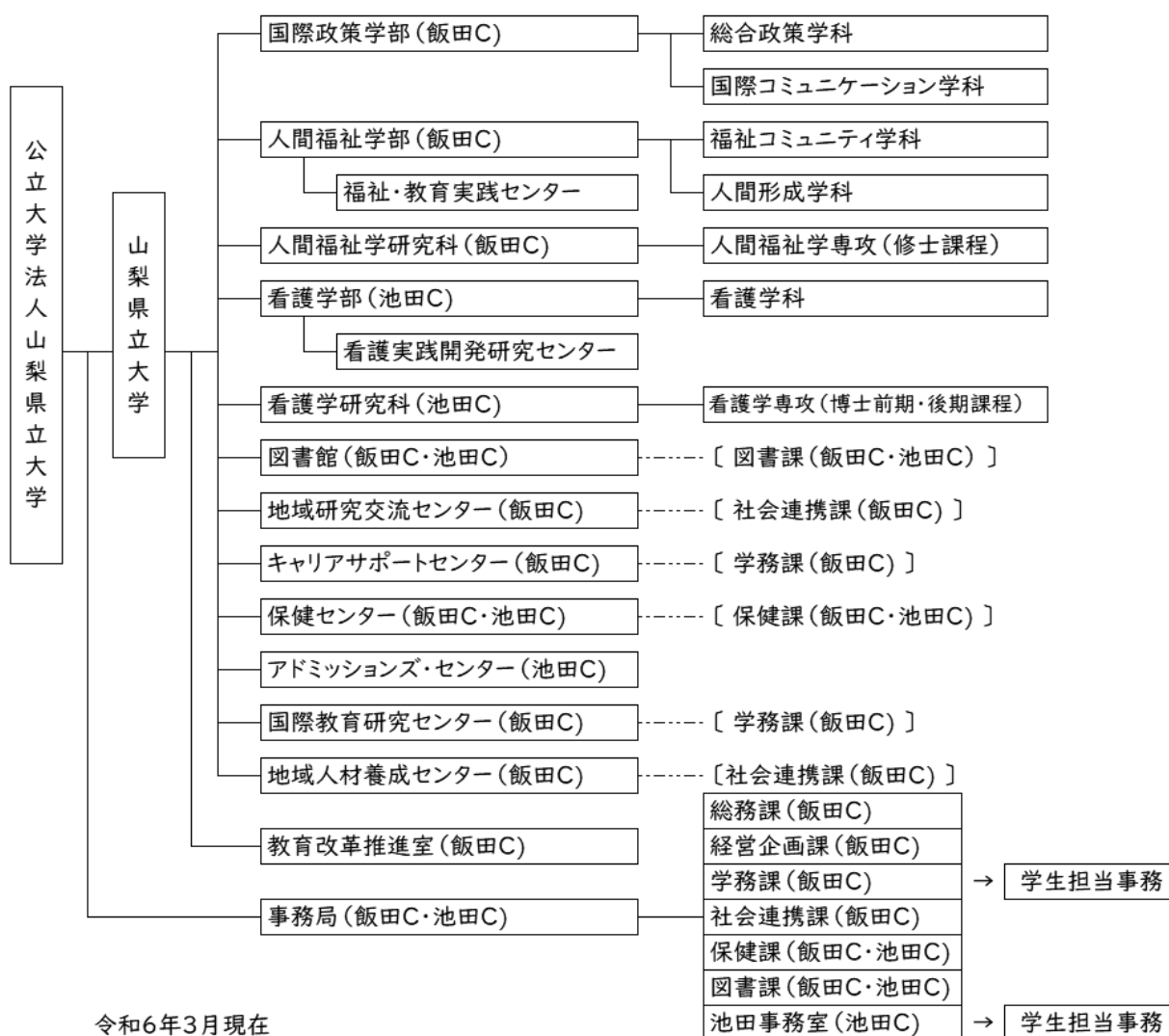
研究科	専攻	課程名	学生定員	
			入学定員	収容定員
人間福祉学研究科	人間福祉学専攻	修士課程	5	10
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	10	20
		博士後期課程	3	9

(2) 教職員数 (附属センターの専任教員を含む)

R5.5.1 現在 (人)

専任教員								非常勤講師	事務局職員
学長	副学長	教授	准教授	講師	助教	助手	計		
1	2	36	35	17	12	2	105	146	53

(3) 組織機構図



II 履修の手引き

1 学修を始めるに当たって

(1) 大学での学修と履修計画

大学での学修は、学校が授業時間割を定めていた高等学校までの学習とは異なります。一人一人が開講される科目群の中から一定のルールに従い、自らの問題意識や卒業後の進路を考えて履修科目を選択し学修することになります。

そのためには、大学生活全体を見通した学修計画を立てたうえで、各学年、学期毎にどの授業科目を履修するかを決めることが大切になります。これまでの「教えてもらう」という受け身の姿勢から、自分の目的にあった履修計画を立て、それに従って学修していく主体的な姿勢が求められます。

各学部、学科、研究科においては、多くの授業科目が開講されており、基礎・教養的なものから専門的なものまで、多種多様な科目によりカリキュラムが編成されています。

授業科目の履修方法にもいろいろあり、興味や専門性、研究の方向や将来の進路、生き方などを考慮して、卒業に必要な履修単位数と科目の履修条件をよく理解した上で全体を見据えた履修計画を立てましょう。

(2) 学修情報の収集

適切な履修計画を立てるには、大学の授業のしくみや所属学部・学科、研究科のカリキュラム、免許・資格取得に関する知識が必要ですし、実際に授業を受けるにあたっては履修の手続きも必要となり、その手続き方法も知っていなければなりません。

これら学修活動に関する情報は、この学生便覧やWebポータルシステム、オリエンテーションなどの各種説明会、掲示板、Gmailなどで提供します。これらを十分に活用して学修をスタートさせてください。またWebポータルシステム、Gmail、掲示板を毎日、必ず確認するように習慣づけてください。

① 新入生オリエンテーション

新入生対象の所属学部・学科別オリエンテーションが4月に開催されます。

履修方法、手続きなどの説明や各種資格取得の案内のほか、学生生活全般に関する重要事項についての説明があります。具体的な情報が得られますので、これら説明会などには必ず参加しましょう。

必修・選択といった開講科目の違い、評価の時期や追試験と再試験の違い、そのための手続きなど、学修計画を練り、実行に移すときに知っておくべきことがたくさんあります。履修方法、単位、開講科目の種類や時期、内容、試験等、成績、資格・免許など履修上の基本情報は入学時に配付される本便覧をはじめとする資料を参照しましょう。

② 履修方法・手続きの問い合わせ先

「オフィスアワー」を設けられていますので、不明な点などがあれば、教職員にお尋ねください。履修に関する手続きや、その他履修全般に関する窓口は学務課（飯田キャンパス）、又は池田事務室（池田キャンパス）になっています。

最初は誰もが戸惑うものです。大事なスタートとなりますから、些細なことだと感じても疑問点があれば、納得するまで教職員に質問しましょう。

③ Webポータルシステムの活用について

Webポータルシステムを用いて、成績確認や履修科目に関する連絡事項の確認などができますので、情報収集のために活用してください。具体的な使い方は、オリエンテーション時に案内される「Webポータルシステム利用の手引き」を見てください。

2 大学の授業のしくみ

(1)授業形式

大学における授業形式には、講義、演習、実験、実習及び実技があります。

(2)単位と単位制度

「単位」とは、学修の分量を計る基準のことで、1単位は「教員が教室等で授業を行う時間」と「学生が事前・事後に教室外において課題や予習・復習など、自主的な学習を行う時間」の合計で、標準的に45時間の学修を必要とする教育内容をもって構成されます。

教員が授業を行う時間は授業形式により異なり、講義および演習の場合は1単位あたり15時間から30時間、実験・実習・実技の場合は30時間から45時間となっています。

また、授業科目ごとに単位数が決められていて、学生が所定の科目群から一定のルールに沿って履修し、在学期間内に必要な単位数を修得することにより、卒業または修了や免許、資格取得の認定を受けます。このようなしくみを「単位制度」と呼びます。

単位修得のためには、学生が事前・事後に教室外において課題や予習・復習など、自主的な学修を行う時間が不可欠となります。

(3)学期

本学は、一学年を「前期（4月～9月下旬）」と「後期（10月～3月）」の二期に分けるセメスター制、「前期」を「第1クォーター（4月～6月上旬）」と「第2クォーター（6月上旬～8月上旬）」をとし、「後期」を「第3クォーター（10月～12月上旬）」と「第4クォーター（12月上旬～2月上旬）」をとし、四期に分けるクォーター制の併用による運用を行っています。

(4)カリキュラム

大学教育は、こんな問題を探究したい、こんな力を身につけたい、自分を育てるためにこんなことを学びたいという、学生自身の主体的な自己選択が出発点となります。

本学のカリキュラムでは、学部・学科それぞれの専門的知識を系統的・段階的に関連づけて学ぶとともに、実習などの体験的な学修も重視するなど、専門的・理論的な知識を現場に生かせる力が身につくよう工夫されています。同時に、豊かな人間性と広い視野を培うための教養教育を重視しています。

皆さんは、こうしたカリキュラムの組み立てと、その中でそれぞれの科目がどんな位置づけにあるのかをよく理解しながら、しっかりとした目的意識をもって科目を履修してください。

また、学生が自分の意思で自由に選択する科目もたくさん開講されています。

こうした選択科目については、自分自身の興味・関心や問題意識、さらに他の専門科目などとのつながりもよく考えながら、履修計画を立ててください。

なお、看護学部のカリキュラムでは、当該年次までに修得すべき科目の履修を定めていますので、Webポータルシステムのシラバス閲覧や、Web上の「看護学部の教育」を熟読してください。

(5)授業科目の区分

本学の授業科目には、必修科目と選択科目があります。

◆必修科目：必ず履修しなければならない科目であって、履修して単位を修得しないと卒業または修了できません。

◆選択科目：自主的に適宜選択して履修する科目です。

*免許や資格取得のためのカリキュラムも用意していますが、これらの資格取得や受験資格取得のためには、各種免許・資格ごとに履修しなければならない必修科目と選択科目がありますので、必ず、各自で確認してください。

(6) 授業時間

授業は、通常1時限90分の授業時間を基準として行います。この1つの時限を大学では一般的に「コマ」と呼びます。本学では15コマの授業をもって30時間の学修としています。多くの科目において15コマ(30時間)の授業を実施していますが、科目によっては7.5コマ(15時間)で実施しています。

本学の基本的な授業時間は次のとおりですが、授業科目によっては集中講義や演習、実習などで授業時間が変動する場合があります。

時 限	授業時間	休憩時間
第1時限	9:00～10:30	10:30～10:40
第2時限	10:40～12:10	12:10～13:10
第3時限	13:10～14:40	14:40～14:50
第4時限	14:50～16:20	16:20～16:30
第5時限	16:30～18:00	18:00～18:10
第6時限	18:10～19:40	-

(7) 授業の変更及び休講

担当教員の事情などにより授業を変更・休講する場合は、事前に掲示します。

休講の掲示がなく、始業後30分以上経過しても授業が開始されない場合は、学務課(飯田キャンパス)、又は池田事務室(池田キャンパス)まで問い合わせのうえ、指示を受けてください。

(8) 補講

授業が休講になった時は補講を行います。事前に掲示しますので注意してください。

(9) 欠席

次により欠席する場合は、欠席届及び欠席連絡票を、出校が可能になった日から1週間以内に学務課(飯田キャンパス)、又は池田事務室(池田キャンパス)に提出してください。ただし、欠席届を提出しても欠席であることにかわりありません。

- ① 傷病などで1週間以上継続して欠席するとき(医師の証明書を必要とします。)※
- ② 実習のための欠席
- ③ 就職試験、対外試合、学外活動などによる欠席
- ④ 親族の死亡による葬儀のための欠席
- ⑤ 風水害、地震、災害などの非常時など

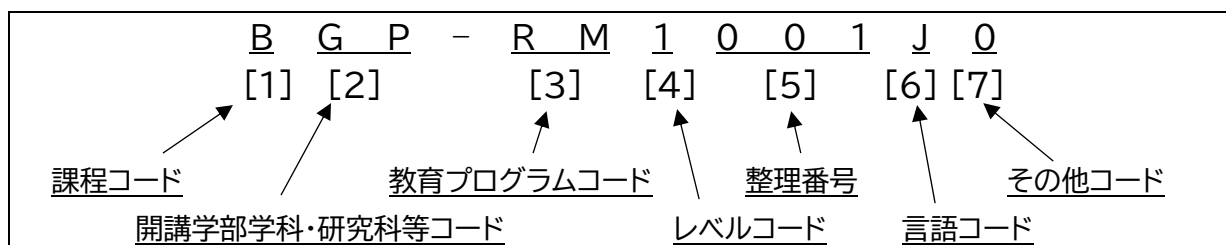
※ただし、学校保健安全法に定められている感染症(新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱)は出席停止になります。期間にかかわらず学務課(飯田キャンパス)、又は池田事務室(池田キャンパス)まで申し出てください。報告方法については学内向けホームページを確認してください。

(10) 学生による授業評価について

大学全体としての教育の質向上に役立てるために、各学期末に「学生による授業評価」を実施します。評価の具体的手順などについては、実施時に科目担当の教員から説明が行われます。学生からの授業評価結果は、教員の授業改善の取り組みや教育環境整備などに有効活用されています。

(11) 科目ナンバリングについて

本学では、教育課程の体系性を明示することを目的に、授業科目に次のとおり11桁の番号を付し分類しています。



[1] 課程コード

B	Bachelor	学士課程
M	Master	博士前期課程・修士課程
D	Doctor	博士後期課程

[2] 開講学部学科・研究科等コード

GP	Faculty of Glocal Management and Communication Department of Policy Management	国際政策学部 総合政策学科
GI	Faculty of Glocal Management and Communication Department of International Studies and Communications	国際政策学部 国際コミュニケーション学科
HS	Faculty of Human and Social Services Department of Social Work and Community Services	人間福祉学部 福祉コミュニティ学科
HH	Faculty of Human and Social Services Department of Human Development and Educare	人間福祉学部 人間形成学科
NN	Faculty of Nursing Department of Nursing	看護学部 看護学科
GH	Graduate School of Human and Social Services	大学院人間福祉研究科
GN	Graduate School of Nursing	大学院看護学研究科
LA	Liberal Arts	全学共通教育課程
TT	Teacher Training	教職課程

[3] 教育プログラムコード

RM	Regional Management	地域マネジメントコース
IT	International Relations, Tourism and Media	国際関係・観光メディアコース
ID	Innovation Design	創発デザインコース
IC	International Communication	国際コミュニケーションコース
HS	[2]と同様	福祉コミュニティ学科
HH	[2]と同様	人間形成学科
NN	[2]と同様	看護学科
MH	Master of Human and Social Services	人間福祉学研究科修士課程
MN	Master of Nursing	看護学研究科博士前期課程
DN	Doctor of Nursing	看護学研究科博士後期課程
LA	Liberal Arts	全学共通教育課程
TT	Teacher Training	教職課程

[4] レベルコード

1	学士課程	初級レベル、入門的・導入的位置づけの科目 (概ね1年次に履修することがふさわしい科目)
2		中級レベル、発展的・応用的内容を扱う科目 (概ね2年次に履修することがふさわしい科目)
3		上級レベル、実践的・専門的に高度な内容を扱う科目 (概ね3年次に履修することがふさわしい科目)
4		学士課程で学修する最終段階の水準の科目 (概ね4年次に履修することがふさわしい科目)
5	博士前期課程／修士課程 博士後期課程	大学院における基礎的な内容の科目
6		大学院における発展的な内容の科目 または、修士論文に作成に当たり履修する研究指導等の科目
7		博士論文の作成に当たり履修する研究指導等の科目

[5] 整理番号

3桁の通し番号

[6] 使用言語コード

J	Japanese	日本語
E	English	英語
C	Chinese	中国語
O	Others	その他の言語（日本・英語・中国語以外）

[7] その他コード

同一科目のクラス番号等

3 卒業要件・修了要件

(1) 卒業要件(学部学生)

本学に4年以上在学し、かつ所定の授業科目を履修し全学共通科目と学部専門科目を合わせて124単位以上の単位を修得すれば卒業が認定されます。

ただし、前述の単位数を満たしていても、各教育課程の必修科目の単位が未修得であるなど、それぞれの学部・学科の卒業要件を満たしていない場合は卒業できません。詳細はWebポータルシステムのシラバス閲覧などを参照してください。

(2) 修了要件(大学院生)

本学研究科における修了要件は、教育課程により異なります。

(人間福祉学研究科)

・修士課程

研究科に2年以上在学し、山梨県立大学大学院人間福祉学研究科履修規程別表に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格しなければなりません。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については研究科に1年以上在学すれば足りるものとします。

(看護学研究科)

・博士前期課程

研究科に2年以上在学し、山梨県立大学大学院看護学研究科履修規程別表に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格しなければなりません。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については研究科に1年以上在学すれば足りるものとします。

・博士後期課程

研究科に3年以上在学し、山梨県立大学大学院看護学研究科履修規程別表に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文についての研究成果の審査及び試験に合格しなければなりません。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については研究科に2年以上在学すれば足りることとします。

4 履修登録

(1) 履修登録

各学期に履修しようとする授業科目については、所定の手続きに従って履修登録をしなければなりません。単位修得のための重要な手続きですので、学生自身が指定された期間内に必ず登録を完了してください。

この履修登録を怠ると、授業科目の受講者として認められず、単位を修得することができません。

(2) 履修登録単位数の上限(CAP制)

学部学生については、過剰な授業科目の履修登録を防ぎ、登録された科目に対応した適切な学修時間を確保するために、一年間に履修登録できる単位数の上限を49単位までと定めています。

ただし、一部の科目には、登録単位の年間上限49単位に含まれないものがありますので、年度始めの各学部・学科オリエンテーションでの説明や配布資料などを確認し、間違いのないよう登録を行ってください。

(3) 履修登録の時期及び方法

履修登録のための説明会の開催や履修登録手続きなどは、各学部及び研究科により異なりますので、学務課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）の指導に従うとともに、Webポータルシステムのシラバス閲覧などを参照してください。

◆国際政策学部・人間福祉学部・看護学部

時 期：当該学期の授業期間開始前に行います。

登録方法：学生自身が、履修を希望する科目を指定された期日までに情報公開システムの履修登録画面から登録することになります。

履修登録期間は前期・第1クォーター開始時（前期・後期・通年科目の登録）、後期・第3クォーター開始時（後期科目の登録）の2回です。具体的な登録作業・手順などは、オリエンテーション時に案内される「Webポータルシステム利用の手引き」で確認してください。わからない場合は学務課（飯田キャンパス）または池田事務室（池田キャンパス）に相談してください。

また、履修登録期間後に履修登録訂正期間を設けています。履修登録した内容を訂正したい場合は、期間内に学務課（飯田キャンパス）または池田事務室（池田キャンパス）に届出をしてください。

登録期間及び訂正期間については、掲示などで確認してください。

◆人間福祉学研究科・看護学研究科

時 期：当該年度のはじめに行います。

登録方法：学生自身が、前期登録期間に履修を希望するすべての前期・後期・通年科目を「履修届」用紙により登録します。

また、後期登録期間に前期に登録しなかった後期科目を登録することができます。

なお、履修登録期間後に履修登録訂正期間を設けています。履修登録し

た内容を訂正したい場合は、期間内に学務課（飯田キャンパス）または池田事務室に届出をしてください。登録期間及び訂正期間については、掲示などで確認してください。

※履修登録のスケジュールは別途オリエンテーション等でお知らせします。

(4)履修登録上の注意事項

- ①本学では、学生自身の主体的な姿勢と学習意欲に応じて科目を自由に選択し履修できるように授業科目を開講しています。
履修科目を選択する際には、特定の分野に偏らないよう、あるいは、自らの学修の中心となる分野に重点を置いた履修や学修目標を立てたうえでの計画的・効果的な履修を心がけましょう。
- ②必修科目は、指定された年次に履修せず翌年以降に履修する場合、他の必修科目と開講時限が重なり、履修できないことがありますので、必修科目は指定された年次に必ず履修しましょう。
- ③次の授業科目は履修することができません。
 - ・既に単位を修得した授業科目
 - ・授業時間が重複する授業科目（集中講義、実習などは除きます）
 - ・複数開講されている同一の授業科目
- ④施設又は教育上の理由により、履修登録者数に制限を設ける場合があります。その場合は、抽選等により履修者を選考しますが、抽選により選ばれた学生は、原則当該科目を必ず履修しなければなりません。

(5)履修登録の取消

登録した科目を受講した際、「自分の受講目的と合致しない」などの理由により履修登録の取消をしたい場合は、履修登録取消期間内に学務課（飯田キャンパス）、又は池田事務室（池田キャンパス）に届出をしてください。

期限までに届出がなかった場合は、成績は「D」評価となり、不合格となります。取消期間については、Webポータルシステムなどで確認してください。

(6)再履修

当該年次で単位の修得ができなかった場合は、翌年次以降に再度当該科目を履修することができます。なお、必修科目は卒業または修了要件となりますので、必ず再履修の登録をしてください。

再履修の方法は、学部や研究科ごとに定められた履修条件に従ってください。

5 試験等、成績評価及び単位認定

登録した授業科目（学則第4章および大学院学則第4章による）を履修し、試験その他の審査（以下「試験等」という。）に合格した学生には、所定の単位が与えられます。

(1)試験等の成績評価の条件

- ①履修登録を行っていること
- ②講義及び演習においては授業時間数の3分の2以上出席していること
- ③実験及び実習並びに実技においては授業時間数の5分の4以上出席していること

(2)試験等の時期

試験等は、授業期間内に行うことを基本とします。

(3)試験等の方法

試験等には、筆記試験、口述試験、実技及び実習などがあります。また、レポート提出や作品提出などによる方法もありますので、担当教員の指示に従ってください。

(4) 試験等の種類と手続き

① 授業期間に行われる試験等

原則として各学期末の授業期間内に行います。

なお、病気その他やむを得ない理由で受験できないときは、事前に学務課（飯田キャンパス）、又は池田事務室（池田キャンパス）に連絡してください。

② 追試験

病気やその他やむを得ない理由で授業期間に行われる試験等を受験できなかったときは、本人からの申し出により（学務課（飯田キャンパス）、又は池田事務室（池田キャンパス）への事前の連絡及び所定の手続きをした上で）追試験を受けることができます。

受験希望者は、追試験願に欠席理由を証明する書面（大学で定めた医師の証明書等）を添えて学務課（飯田キャンパス）、又は池田事務室（池田キャンパス）に提出してください。

試験等の方法などは科目の担当教員の指示に従ってください。

なお、次の事由によって試験等を受けることができなかった者については、追試験の得点を減点しません。

- 1) 学校保健安全法に定められている感染症により大学が出席停止を命じた場合
- 2) 親族の死亡・葬儀(3親等以内)
- 3) 交通機関の事故等
- 4) 重大な災害
- 5) その他、学部長が認めた事由

③ 再試験

試験等の結果が不合格となったときは、再試験を受けられる場合があります。再試験を実施する科目において、再試験を受けようとする者は、再試験願を学務課（飯田キャンパス）、又は池田事務室（池田キャンパス）に提出してください。

また、再試験は原則として1回限りとします。

(5) 授業期間に行われる試験等の実施に関する事項

① 試験等の時間割及び実施場所は、別に定めておおむね2週間前までに適切な方法で科目担当者から学生に周知します。

② 試験等の時間は、原則として90分とします。ただし、当該科目の担当教員からの申し出により試験時間などの変更があるので、注意してください。

③ 試験開始後、試験時間の3分の1が経過するまでは、当該試験を受けることができ、試験時間の3分の2が経過した後には試験場から退室できます。

④ 受験の心得

a. 開始5分前には定められた座席に着席してください。

b. 学生証（忘れた場合は学務課（飯田キャンパス）、又は池田事務室（池田キャンパス）で仮学生証を発行してもらう。）を机の右上に提示して、本人であることを示してください。

c. テキストその他の持込に関しては、当該科目の担当教員の指示に従ってください。

d. 配付された問題用紙及び答案用紙を確認の上、開始の合図で解答を始めてください。

e. 中途退出の場合は、答案用紙は机上に伏せて静かに退出してください。

⑤ 不正行為

試験実施中に不正行為が認められた場合、受験を継続することができず、次の措置がとられます。

- ・その学期の授業科目の履修の全てが無効となります。
- ・学則第33条に基づいて懲戒の対象となります。

(6) 成績評価及び単位認定

試験等による学修の評価は、S、A、B、C、D及びRのいずれかで表し、S、A、B、C及びRを合格とし単位を認定します。
各記号の評価の基準は次のとおりとします。

評語	基準及び適用	得点区分	合否
S	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	90～100点	合格
A	到達目標を十分に達成できている優れた成績	80～89点	
B	到達目標を達成できている成績	70～79点	
C	十分ではないが到達目標を達成できている成績	60～69点	
D	到達目標を達成できていない成績	60点未満	不合格
R	合否のみの評価により単位認定する場合		合格

「R」は、既修得単位の認定を受けた場合（編入学生、特別選抜試験による入学生は該当する可能性があります。）、大学コンソーシアムやまなし単位互換事業に係る科目を修了した場合、検定試験などによる単位認定を受けた場合等に表示されます。
なお、追試験の評価は得点の8割とし、60点以上の得点を合格とします。ただし、事由によっては追試験の得点を減点しない場合がありますので、上記の追試験に関する記載を確認してください。再試験は100点満点法により評価し、60点以上の得点を合格とし、評価はCとします。

(7) 成績の確認と異議申立

- ①自分の成績評価をWebポータルシステムの「成績閲覧」画面から確認することができます。
- ②成績評価の結果について、不明な点、確認したい点がある場合は、学務課（飯田キャンパス）、又は池田事務室（池田キャンパス）への申請により科目の担当教員に確認することができます。
また、確認後、その回答に納得がいかなかった場合、さらに異議申し立てを行うことができます。
これらの申請の方法、申請期間については、掲示などで確認してください。

(8) GPA制度について

本学では、より質の高い大学教育のあり方を継続的に検討しています。その一環として、平成27年度より学生の皆さんが自己の学修状況を客観的に把握し、履修計画を適切に立て、意欲的に学修に取り組むことができるようにGPA(Grade Point Average)制度を導入しました。この制度の概要については、年度始めの各学部・学科オリエンテーション等で説明が行われます。

6 科目の履修条件

科目によっては事前に他の科目の単位の修得を必要とするものがあります。単位修得条件などの科目履修に関する詳細は、Webポータルシステムのシラバス閲覧を参照してください。

また、看護学部においては、3年次科目の履修にあたっては、2年次までに単位を修得しておくべき科目があります。詳細はWeb上の「看護学部の教育」を参照してください。

7 既修得単位の認定(本学<大学・大学院>入学前の既修得単位の認定)

◆学部学生(学則第4章第29条)

本学に入学する前に大学、若しくは短期大学、又は外国の大学などにおいて修得した単位を本学の授業科目として既に修得したとみなす、という既修得単位認定のための申請を行うことができます。

申請時期等の詳細については、別途、連絡しますので注意してください。

◆**大学院生(大学院学則第4章第26条)**

本学大学院に入学する前に他の大学院、又は外国の大学院などにおいて修得した単位を本学大学院の授業科目として既に修得したとみなす、という既修得単位認定のための申請を行うことができます。

申請時期等の詳細については、別途、連絡しますので注意してください。

8 免許及び資格

(1) 免許

各学部・学科において所定の授業科目及び教職に関する授業科目を履修し、単位を修得した場合は、次の表に示す教員免許状を取得することができます。

具体的な履修科目や履修方法については、Webポータルシステムのシラバス閲覧等も参照してください。

学 部	学 科	教員免許状の種類（免許教科）
国際政策学部	総合政策学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
	国際コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）
人間福祉学部	人間形成学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状 養護教諭二種免許状（保健師免許取得及び必要となる科目の修得による）

(2) 資格

関係学部・学科において所定の授業科目を履修し単位を修得した場合は、次の表に示す資格を取得することができます。

具体的な履修内容、履修方法は、Webポータルシステムのシラバス閲覧などを参照してください。

また、履修できる人数に制限がある場合がありますので注意してください。

学 部	学 科	資格の種類
国際政策学部	総合政策学科	社会福祉主事任用資格 日本語教員養成課程修了証 山梨県地域通訳案内士副専攻課程修了証
	国際コミュニケーション学科	社会福祉主事任用資格 日本語教員養成課程修了証 山梨県地域通訳案内士副専攻課程修了証

人間福祉学部	福祉コミュニティ学科	社会福祉士国家試験受験資格 精神保健福祉士国家試験受験資格 介護福祉士国家試験受験資格 <任用資格> 社会福祉主事任用資格 児童指導員任用資格 児童福祉司任用資格 知的障害者福祉司任用資格 身体障害者福祉司任用資格 精神保健福祉相談員任用資格ほか
	人間形成学科	保育士資格 社会福祉主事任用資格 児童指導員任用資格 児童の遊びを指導する者任用資格 母子指導員任用資格 児童生活支援員任用資格 児童福祉司任用資格（児童相談所等で1年以上の実務経験が必要）
看護学部	看護学科	看護師国家試験受験資格 保健師国家試験受験資格 社会福祉主事任用資格

※任用資格についての詳細は、学務課又は池田事務室にお問い合わせください。

(3) 免許及び資格などの要件

教員免許状及び各種資格（受験資格を含む）の取得にあたっては、法律に従って各学部・学科の教育課程とは別に専門教育課程（履修課程）を設けています。

詳細は、教育課程表のページをご確認ください。

法律に定められた科目及び本学の開設科目については、必ず各自が確認のうえで履修をしてください。

Ⅲ 学生生活案内

大学は、学修においてもその他の活動においても、自分自身の判断と自覚さらには責任において行動するところです。本項では、本学の学生として充実した学生生活を送るために必要な基本的な事項を記載しますので、熟読して活用してください。

1 学籍等について

(1)学籍番号

入学と同時に学籍番号が与えられます。学内における事務は在学中も卒業後もこの番号により処理されます。学籍番号のしくみは、以下のようになっています。

学籍番号の構成			学科別コード		
			学部	学科	コード
2024	HS	080	国際政策学部	総合政策学科	GP
				国際コミュニケーション学科	GI
↓	↓	↓	人間福祉学部	福祉コミュニティ学科	HS
				人間形成学科	HH
入学年度	学科別コード	個人番号	看護学部	看護学科	NN
			人間福祉学研究科	人間福祉学専攻(修士課程)	MH
			看護学研究科	看護学専攻(博士前期課程)	MN
				看護学専攻(博士後期課程)	DN

(2)学生証

入学と同時に交付される学生証は、本学の学生であることを証明するだけでなく、学生生活を続けるうえで欠くことのできないものです。本学図書館の利用証も兼ねるものですので、紛失しないよう注意してください。

また、学生証は常に携帯し、本学教職員から提示を求められたときは、すぐに提示できるようにしなければなりません。学生証を携帯していないと、教室等での受講又は定期試験の受験あるいは図書館その他本学で各種施設の利用ができないことがあります。

なお、学外においても学生旅客運賃割引、その他学生としての特典を受けられないことがありますので気をつけましょう。



その他学生証に関する留意事項等は次のとおりです。

- ① 有効期間は4年間(修士課程、博士前期課程の大学院生は2年・博士後期課程の大学院生は3年)です。
- ② 他人に貸したり、譲渡したりしてはいけません。
- ③ 紛失・破損などの場合は速やかに『学生証再交付申請書』を学務課・池田事務室に提出し、再交付を受けてください。なお、再交付の事由によっては実費相当分の費用がかかりますので、紛失等にご注意ください。
- ④ 卒業、退学等により学籍を離れる場合は、直ちに学務課、又は池田事務室に返却してください。

(3) 氏名及び住所等の変更

結婚その他の理由により姓名に変更があったときや、住所・連絡先の電話番号に変更があったときは、『改姓名届』又は『住所変更届』を速やかに学務課、又は池田事務室に提出してください。

また、支援者等の住所等の変更があったときは、『変更届』を速やかに学務課、又は池田事務室に提出してください。

(4) 休学

病気やその他やむを得ない理由のため、2か月以上継続して休む場合は、休学することができます。その際は、『休学願』を学務課・池田事務室に提出し、学長の許可を得てください。

また、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付してください。

休学期間は、原則として1年を超えることができませんが、特別な事情がある場合には1年を限度として休学期間の延長が認められます。

休学期間は、通算して4年（修士課程、博士前期課程の大学院生は2年・博士後期課程の大学院生は3年）を超えることができません。なお、この期間は在学期間には算入されません。

(5) 復学

休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学理由が消滅して復学しようとするときは、『復学願』を学務課、又は池田事務室に提出し、学長の許可を得てください。ただし、病気による休学の場合は、原則として医師の診断書を添付してください。

(6) 留学

外国の大学等へ留学を希望するときは、『留学願』を学務課、又は池田事務室に提出し、学長の許可を受けなければなりません。

(7) 転学

他の大学等へ転学を希望するときは、『転学願』を学務課、又は池田事務室に提出し、学長の許可を受けなければなりません。正当な理由があると認められた場合は許可されます。

(8) 退学

病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、『退学願』を学務課、又は池田事務室に提出し、学長の許可を受けなければなりません。

(9) 除籍及び懲戒

大学には、教育・研究環境を良好に保ち、学内の秩序を維持するために必要最小限の決まりとして学則を始めとする種々の規則があります。そして、学生がこれらの規則に違反した場合には、除籍や懲戒処分となることがあります。

◆除籍

次の事項のいずれかに該当する場合は、除籍されることとなります。

- ①在学期間が学則に定めのある期間を超える場合
- ②休学期間が学則に定めのある期間を超える場合
- ③授業料を通算して2期（期とは前期または後期をいう。）滞納し、督促してもなお納付しない場合
- ④死亡した場合

◆懲戒

懲戒の種類は、戒告、停学及び退学の3種類で、このうち退学処分は、次の事項のいずれかに該当する場合に行うことができます。

- ①学業成績が不良で卒業（修了）の見込みがないと認められる場合
- ②正当な理由がなく出席が正常でない場合
- ③本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した場合

2 授業料及び経済的支援について

(1) 授業料

- ①金額：年額535,800円（前期267,900円、後期267,900円）
- ②納入方法：『銀行口座振替』『預金口座振替依頼書』により登録された口座からの自動引き落としとなります。
- ③納期限：前期5月26日／後期11月26日（当該日が金融機関の非営業日に当たる場合は翌営業日です。）口座振替日の前日までに当該口座に授業料＋振替手数料を入金しておいてください。
- ④その他：在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定された新授業料が適用されます。授業料を納入しないと除籍されることがあります。
前期は4月1日現在、後期は授業開始日に在籍し、かつ、休学していない学生が、各期途中で休退学する場合であっても、半期分の267,900円の納入が必要となります。
なお、月割納付等の措置はありません。また、特別の事情により授業料の徴収が困難であると認められる学生に対し、当該期分の授業料の徴収を猶予する制度を実施しています。詳しくは学務課、又は池田事務室にお問い合わせください。

(2) 高等教育の修学支援新制度

本学は、令和2年4月から開始された、国の「高等教育の修学支援新制度」の機関要件を満たしているため、経済的支援が必要な学生は、入学料、授業料の減免及び給付型奨学金の支給を受けることができます。

この制度の対象者となるためには、家計の経済状況及び学業成績等に係る一定要件を満たすことが必要です。

家計の経済状況による4つの区分に該当した場合は、区分ごとに授業料等の減免上限額の全額、2/3、1/3または1/4の金額が減免されるとともに、各区分に応じた給付奨学金が支給されます。

授業料等減免上限額

入学料：282,000円 授業料：535,800円（年額）

※授業料については、前期・後期ごとに対象者を決定します。

制度の詳細は、文部科学省のホームページ「高等教育の修学支援新制度」を参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.html

制度の対象となる家計の所得要件は、日本学生支援機構のホームページ「進学資金シミュレーター」でおおよその確認ができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

制度の内容については、変更となることがあります。

申請期限や説明会等、必要な情報は掲示板、Gmail等によりお知らせします。申請を希望する学生は掲示等に注意し、説明会には必ず出席してください。

(3)奨学金

奨学金制度として、日本学生支援機構、その他公益法人・地方公共団体等によるものがあります。出願時期等については、その都度掲示板、Gmail等によりお知らせしますので、奨学金等の申請を希望する学生は掲示等に注意し、説明会には必ず出席してください。

①日本学生支援機構

この奨学金は、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、経済的理由で修学が困難な優れた学生に「貸与」又は「給付」する制度です。

◆奨学金の種類

- i) 給付奨学金：原則として返還義務のない奨学金
- ii) 貸与奨学金：第一種奨学金（無利子）、第二種奨学金（有利子）があります。貸与終了後は返還の義務が生じます。申込の際は、家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込んでください。

※詳細については、学務課、又は池田事務室にお問い合わせください。

◆定期採用

i) 募集と出願

原則、毎年4月に募集を行います。また、年度途中に二次募集を行うことがあります。募集時期、手続き等は掲示によりお知らせします。

ii) 選考・採用

選考は、人物・学力・家計について総合的に審査します。人物・学力は大学が設置する選考委員会の審査を経て日本学生支援機構に推薦します。家計については、原則としてマイナンバーにより同機構にて判定されます。採用決定した学生には、掲示又はGmailにより連絡します。

◆緊急・応急採用

定期採用後に、家計の急変（主たる家計支持者が失職・破産・事故・病気若しくは死亡等、又は火災・風水害等の災害など）で奨学金を緊急に必要とする場合は、学務課、又は池田事務室に相談してください。

選考基準は定期採用に準じます。

※家計急変の事由が、発生してから1年以内のものに限ります。

※第一種奨学金を「緊急採用」、第二種奨学金を「応急採用」と呼んでいます。

◆その他

次の届出・認定が必要となる学生は、必ず学務課又は池田事務室に連絡して、手続きを行ってください。

異動届：奨学金を辞退したい学生、退学・休学・留学をする学生、奨学金を休止中で復学により奨学金を再開したい学生、貸与（給付）月額を増額または減額したい学生、本人または保証人の住所、氏名の変更があった学生

在学猶予願：本学、本学大学院入学以前に日本学生支援機構より奨学金の貸与を受けた学生、奨学金を辞退した学生、留年（休学）により卒業期が延期された学生は、本学、本学大学院に在学している期間は、願出により、在学している期間（最短の卒業・終了予定年月まで）返還期限が猶予されます。スカラネット・パーソナルから在学猶予願（在学届）を提出してください。※パソコンやスマートフォンから手続きできます。

適格認定：採用後は、毎年度、奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるかどうか

かの認定（適格認定）を実施します。

家計の状況、修学状況、本人の健康状況等を総合的に判定し、次年度以降も奨学金を継続するか否かを決定します。実施時期及び内容の詳細は、別途、掲示等で連絡しますので、注意してください。

□在籍報告：給付奨学生は、在籍状況や通学形態などの申告内容に変更がないこと等について、定期的に報告が求められます。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。

※その他必要な手続きについては、都度掲示や Gmail で連絡しますので、注意してください。

②山梨県看護職員修学資金

この修学資金は、看護職員の養成施設に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、卒業又は修了後、山梨県内で看護職員の業務に従事しようとする者に対して、山梨県が無利子で修学資金を貸与する制度です。

i) 申込資格

卒業又は修了後、山梨県内において看護業務に従事しようとする意志を持つ看護学部学生・大学院生

ii) 修学金の貸与月額、期間

貸与月額：学部生 32,000円（無利子）

大学院生 83,000円（無利子）

貸与決定の月から最短修業年限の終期まで貸与が受けられます。

iii) 手続等

募集時期及び手続等は、掲示によりお知らせします。

iv) 返還の免除

卒業後直ちに看護職員の免許を取得し、又は大学院修了後、直ちに山梨県内の指定する医療機関において、看護職員の業務に引き続き5年以上従事した場合は、貸与金額の全額又は一部の返還が免除されます。

v) その他

詳細や不明な点は、池田事務室までお問い合わせください。

③山梨県介護福祉士等修学資金

この修学資金は、社会福祉士又は介護福祉士（以下「介護福祉士等」という。）を養成する施設に在学する者で、卒業後、山梨県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対して、山梨県社会福祉協議会が無利子で修学資金を貸与する制度です。

卒業後1年以内に、山梨県内で指定業務に従事し、引き続き5年間従事した場合は、その借用金額の全額又は一部の返還が免除されます。

i) 申込資格

卒業後、山梨県内において介護福祉士等の業務に従事しようとする強い意志を持つ福祉コミュニティ学科の社会福祉士、又は介護福祉士資格取得を希望する学生

ii) 手続等

原則、毎年4月に募集を行います。募集時期、手続等等は掲示板、Gmail等によりお知らせします。

iii) その他

詳細や不明な点は、学務課までお問い合わせください。

iv) 注意

本修学資金は、卒業後に社会福祉士又は介護福祉士のどちらに従事するか、申込時に決定する必要があります。貸与中に変更することはできませんので、制度を理解した上で申込みを行ってください。

④山梨県保育士修学資金

この修学資金は、令和3年度に新設された新しい制度です。保育士を養成する施設に在学

する者で、卒業後、山梨県内において保育士業務に従事しようとする者に対して、山梨県社会福祉協議会が無利子で修学資金を貸与する制度です。

卒業後1年以内に、山梨県内で指定業務に従事し、引き続き5年間従事した場合は、その借用金額の返還が免除されます。

i) 申込資格

卒業後、山梨県内において保育士業務に従事しようとする意志を持つ人間形成学科の保育士資格取得を希望する学生。

ii) 手続等

原則、毎年4月に募集を行います。募集時期、手続等などは掲示板、Gmail等によりお知らせします。

iii) その他

詳細や不明な点は、学務課までお問い合わせください。

⑤外国人留学生に対する奨学金

日本学生支援機構や民間団体（公益財団法人ロータリー米山記念奨学会、公益財団法人平和中島財団）などが募集している奨学金制度があります。本学に募集案内等があった場合は、掲示板、Gmail等によりお知らせします。

⑥その他の奨学金等

各地方公共団体や民間団体（公益財団法人赤尾育英奨学会、甲府シティロータリークラブ等）などが実施している奨学金制度があります。本学に募集案内等があった場合は、掲示板等でお知らせします。

看護学部学生を対象に医療施設が独自に設けている奨学金制度もあります。看護学部進路資料・相談室で情報を得ることができます。

看護学研究科（大学院生）を対象に日本看護協会や民間団体が実施している奨学金制度があります。詳細は都度、池田事務室より大学院生にお知らせいたします。

また、同窓会で募集する奨励金制度があります。募集する場合は、掲示板、Gmail等によりお知らせします。

上記以外にも各種奨学金等がありますが、それぞれ応募条件が異なります。また、掲載情報は変更になる可能性があります。詳細や不明な点は、学務課又は池田事務室までお問い合わせください。

（４）修士段階における「授業料後払い制度」

在学中は授業料を納付せず、修了後の所得に応じて後払いする制度が、大学院修士課程及び専門職学位課程に創設される予定です。本制度は日本学生支援機構（JASSO）への申請が必須であり、令和6年度秋頃から申請が開始される予定です。

i) 対象者（以下の条件を全て満たす者）

- ・令和6年度以降に国内の大学院に進学した者（※）
- ・本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ・日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

※令和6年度については、上記に加え、以下のいずれかに該当する者のみを対象とする。

- ・令和6年度秋の新規入学者
- ・令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となることがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。当該者については、進学先の大学院が秋まで授業料の納付を猶予する場合、本人からの申出に基づいて、令和6年4月からの授業料に遡って支援の対象とする（支援（振込）の時期は令和6年秋となる）。

ii) 生活費奨学金の貸与

- ・生活費等の支援として別途生活費奨学金の貸与が受けられます。貸与額は月1万円、2万円、3万円又は4万円から選択できます（無利子）。

iii) その他

- ・本制度は日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金との併用はできません。

3 各種手続きについて

大学生活を送るうえでは、様々な手続きが必要となります。各種申請等は、必ず期限・期間が定められていますので、よく期限・期間を確認してください。

各種証明書は、証明書発行機での申請と窓口申請があります。必要とする証明書がどちらの方法なのかは（3）証明書一覧表を参照してください。

窓口で申請を行う各種証明書は、原則、申込み日から発行まで3日（休日を除く）かかります。必要とする日の3日前までに申請してください。

なお、各種証明書を窓口で受け取る際には、学生証の提示が必要となります。

(1)各種証明書

①通学証明書：バス・JRの通学定期券購入等で使用

②学生旅客運賃割引（学割）証

◆留意事項

- i) 学割証は、JR利用区間の片道営業キロが101km以上ある場合に使用でき、普通運賃が2割引きとなります。特急運賃等は割引がありません。
- ii) 有効期限は発行の日から3ヶ月以内です。計画的に使用してください。
- iii) 次の場合には不正使用となり、多額の追徴金が課せられます。また、不正に使用した者には以後学割証を発行しません。
 - ・他人名義の学割証を使用した場合
 - ・学生証を携帯しないで、購入した乗車券を使用した場合
 - ・学割証をインク消し等で改変偽造した場合
 - ・期限切れの学割証を使用した場合 等

③在学証明書：遠隔地被扶養者証（健康保険証）や扶養手当認定等で使用

④健康診断結果証明書：実習、就職活動、奨学金採用申請、課外活動等で使用（定期健康診断の全検査項目を受診している場合に限り交付します。）

⑤成績証明書：就職活動、奨学金採用申請、受験等で使用

⑥英文の各種証明書：留学、ビザ申請等で使用

（英文の各種証明書は学長のサインが必要なため、2週間かかります。）

⑦その他の証明書

申請方法は（3）証明書一覧表を確認のうえ、必要とする日の3日前までに申請してください。証明書の種類によっては発行までに4日以上かかる場合もあります。

◆在学中の証明書発行は無料ですが、卒業後の証明書発行には手数料が必要です。

(2)各種届出・願出

届出等が必要となる事項は本便覧の該当箇所で説明してありますが、主なものを整理すると次のようになります。

次の事項は届出等が必要な重要事項ですので、該当する場合には、所定の手続きを行

ってください。

①休学、復学、留学、転学及び退学

休学等を希望するときは所定の願書を学務課、又は池田事務室に提出し、学長の許可を得ることが必要です。

②欠席

「Ⅱ 履修の手引き」2 大学の授業のしくみ(9)欠席の項を参照のこと。

③氏名、住所及び支援者等の変更

結婚等による氏名の変更、住所及び連絡先(携帯電話番号等)の変更、又は支援者等の変更等があった場合には、『変更届』を速やかに学務課、又は池田事務室に提出してください。

④学生証等の紛失

学生証を紛失等した場合は、速やかに再交付の手続をしてください。『学生証再交付申請書』を学務課、又は池田事務室に申請してください。なお再交付の事由によっては実費相当分の費用がかかりますのでご注意ください。

また、学内で所持品を紛失、拾得した場合も学務課、又は池田事務室まで届け出てください。

⑤サークル活動や集会等の実施

クラブやサークルを結成、活動しようとするときは、『団体設立願』を学務課、又は池田事務室に提出してください。

また、学内で集会を開催する場合や学内に掲示物を掲示する場合も同様です。

(3) 証明書一覧表

証明書名	申請方法	摘要
在学証明書	証明書発行機	
在籍証明書	証明書発行機	
卒業見込証明書	証明書発行機	
卒業証明書	窓口	
成績証明書	証明書発行機	
単位修得見込証明書	証明書発行機	
単位修得証明書	証明書発行機	
指定保育士養成施設卒業見込証明書	証明書発行機	
指定保育士養成施設卒業証明書	窓口	
介護福祉士受験資格取得見込証明書	窓口	
介護福祉士受験資格取得証明書	窓口	
社会福祉士受験資格取得見込証明書	証明書発行機	
社会福祉士受験資格取得証明書	窓口	
精神保健福祉士受験資格取得見込証明書	証明書発行機	
精神保健福祉士受験資格取得証明書	窓口	
社会福祉主事任用資格取得見込証明書	窓口	
社会福祉主事任用資格取得証明書	窓口	
教員免許状取得見込証明書	証明書発行機	
日本語教員養成課程修了見込証明書	窓口	
日本語教員養成課程修了証明書	窓口	
修業証明書（保健師）	窓口	
修業証明書（看護師）	窓口	
通学証明書	窓口	J R ・ バス 定期券
学力に関する証明書	窓口	
学生旅客運賃割引証（学割証）	証明書発行機	年間原則10枚まで
健康診断結果証明書	証明書発行機	本学所定の項目のみ ※それ以外は窓口申請
英文の各種証明書	窓口	
英文の各種証明書	窓口	

注）上記以外の証明書が必要な場合は学務課、又は池田事務室にお問い合わせください。

4 学生への連絡

(1) 掲示等とその重要性

大学からの学生に対する各種の連絡等は、原則として所定の学生用掲示板の掲示または大学のメールサービス（Gmail）により行いますので、必ず確認してください。

一度掲示またはメールにより送信した内容は学生が承知したものとしてみなされ、掲示またはメールを見なかったという理由で異議を申し立てることができませんので、注意してください。

なお、Gmailについて、携帯電話をお持ちの方は転送設定を、スマートフォンをお持ちの方は、メール閲覧機能の設定をお願いします。

(2) 掲示板の位置と掲示内容

区 分		場 所	掲 示 内 容
飯田 キャンパス	事務局・ 教員からの掲示	A館正面入り口 エントランス	教務関係諸連絡 授業関係・試験関係・呼び出し 教員からの連絡・その他諸事項 国家試験・教員採用試験関係
		屋外掲示板、屋内掲示板	学務関係諸連絡 学生関係・就職関係・保健センター 国際教育研究センター諸連絡
	学生用掲示板	B館1階音楽室横、カフェテリア前	クラブ・サークル情報 等
池田 キャンパス	事務局・ 教員からの掲示	事務室前 プラズマディスプレイ	教務関係諸連絡 授業関係・試験関係・呼び出し 教員からの連絡・その他諸事項
		屋外掲示板	学務関係諸連絡 学生関係・就職関係・国家試験関係 保健センター諸連絡
	学生用掲示板	食堂前（4号館入り口）	クラブ・サークル情報 等

学生による学内への周知については、原則として学生専用の掲示板を利用することとし、併せて学務課、又は池田事務室にて掲示の許可を受けることが必要です。

5 実りある学生生活のために

(1) 相談・助言

① 学生相談窓口 学務課（飯田キャンパス）・池田事務室（池田キャンパス）

学生生活のための窓口としては、学務課・池田事務室があります。修学及び日常生活上の諸問題に対して様々な相談や助言を行っています。

また、障がいのある学生への支援を、学務課・池田事務室を中心に、各学部・各学科、保健センター、キャリアサポートセンターが連携を取りながら行っています。

② クラス担任・チューター制

◆ 国際政策学部・人間福祉学部

指導教員制度の一つとしてクラス担任制を採用しています。

各クラスには担任の教員がいて、教科の履修、健康、学資、就職等の学生生活全般について、助言や個別指導を行います。

◆ 看護学部

大学における修学支援や学生生活支援のために、学年を越えて相談、協力、連携をするためにチューター制を採用しています。

チューター制は、教員数名と概ね、各学年10人ずつの学生でグループ編成します。特に、新入生に対しては、新しい環境に慣れ、有意義な大学生活を送れるよう、教員や先輩達がお手伝いしますが、あくまで学生の主体性を重んじています。

③教員

修学（研究）への助言に加えて、学生生活に関する相談・支援にも応じています。
教員が決められた時間に研究室に在室し、学生からの相談に応じる時間「オフィスアワー」（飯田キャンパス）も設けています。

④顧問

部活動・サークル活動などの学生団体活動を行うにあたっては、本学教職員による顧問が必要となります。

(2)就職について

①支援体制

本学では、学生の皆さんの主体的なキャリア形成のために、キャリアサポートセンターを中心とした各種支援を行っています。

◆飯田キャンパス：キャリアサポートセンター（A館1階）

キャリア形成、就職活動をサポートするため、1年次から参加できる様々な講座やセミナー、公務員試験対策講座などを随時開催します。

また、就職や進路に関する悩みや疑問、質問、相談は随時受け付けています。

◆池田キャンパス：進路資料・相談室（4号館1階）

1年次からキャリアガイダンスを実施し、就職・国家試験に対して意識を持って勉学に励むよう指導しています。

②情報の提供

就職活動に役立つ様々な資料（求人票・卒業生の就職活動情報・問題集・ガイドブック・情報誌等）を備えた部屋が各キャンパスにあり、自由に閲覧することができます。就職・公務員試験対策の専門書や進学関係の資料等も備えてあります。

③年間予定

キャリア形成支援（授業科目）

○キャリア形成カリキュラム（国際政策学部、人間福祉学部対象）

- ・キャリアデザインⅠ（1～4年生）
- ・キャリアデザインⅡ（1～4年生）
- ・キャリアデザイン実践（3年生）

○インターンシップ

- ・インターンシップ（1～4年生）
- ・フューチャーサーチ（1～4年生）

※連携開設科目（山梨大学開講科目）

「フューチャーサーチ」とは、企業・団体等と学生の協働により地域における実際のプロジェクトを通じて、社会で求められる実践力を身につけるためのプロジェクト型長期インターンシップです。

④就職支援

○学内ガイダンス

◆飯田キャンパス

- ・春季オリエンテーション（4月：1～4年生対象）
- ・就活基本講座（前期～後期：1～3年生対象）
- ・オプション講座（後期：3年生対象）
※内容は次ページの「○スキル系講座」を参照
- ・福祉ガイダンス（後期：3年生対象）
- ・公務員試験模擬試験（前期～後期：主に3、4年生対象）

※詳しくは巻末の「学年進行とキャリア形成・キャリアサポートの流れ」と「キャリア授業履修モデル」を見てください。

◆池田キャンパス

- ・キャリアガイダンス STEP1 (1年生後期)
キャリアについて、大学の支援体制について
 - ・キャリアガイダンス STEP2 (2年生)
卒業生との意見交換会
 - ・キャリアガイダンス STEP3 (2年生後期)
インターンシップについて、県内施設情報の提供
 - ・キャリアガイダンス STEP4 (3年前期)
就職活動までの情報収集、施設見学時のポイント
 - ・キャリアガイダンス STEP5 (3年生後期)
就職活動マナー講座、内定学生との意見交換会
- ※詳しくは、巻末の「学年進行とキャリア形成・キャリアサポートの流れ」
を見てください。

○公務員試験対策講座

- ・公務員、教職、養護教諭、保健師

○スキル系講座(就活基本講座やオプション講座で実施)

実施例

- ・SPI対策講座 ・エントリーシート作成講座 ・マナー講座
- ・面接対策講座 ・グループディスカッション講座

○模擬試験

- ・公務員試験模擬試験(教員を除く)
- ・SPI模擬試験

○就職相談

◆飯田キャンパス

- ・キャリアサポートセンターによる個別相談
(専属キャリアコンサルタント、センター関係者教職員等)
- ・公務員試験専門相談員による個別相談
- ・甲府新卒応援ハローワーク出張相談
- ・やまなし仕事プラザ(ジョブカフェ)出張相談

◆池田キャンパス

- ・看護専門相談員による相談
- ・チューター教員による相談

○各種イベント情報提供

- ・山梨県内の就職関連イベント情報の提供
- ・山梨県外各地の就職関連イベント情報の提供

○卒業生の支援

- ・個別相談
- ・情報提供

(3)国際交流

本学では、国際交流を推進するために海外から留学生、教員、ゲストなどを迎え、交流や学習の機会を設ける一方、学生が自ら海外に出向き学ぶ機会を提供します。

海外の大学等への留学を希望する学生には、留学先や留学資金等の情報提供やアドバイスのほか、留学先の大学等で修得した科目について、一定の範囲内で単位認定を行う制度があります。また、留学先の大学によっては、TOEFLやIELTSなどの語学要件が必要な場合もありますので、国際教育研究センター(飯田キャンパス C215)まで気軽に相談に来てください。

海外での研修や生活を通して、今後の人生を送るうえで多くの糧を得た学生がたくさんいます。留学を希望する学生は留学先での修学計画や資金計画などをよく考え、積極的に海外留学にチャレンジしてください。

○長期留学（1年または6か月間）

①交換留学

本学に在学したまま（休学せずに）海外協定校へ留学する制度です。休学にはならないので4年間で卒業も可能です。授業料は留学先の大学ではなく本学へ納付するため、留学費用を通常よりも安く抑えられます。また、宿舎については留学先が用意する施設を利用することができ、協定校によっては宿泊費が免除される場合もあります。

アメリカ	デモイン・エリア・コミュニティ・カレッジ（アイオワ州）
	テキサスA&M大学 キングスビル校（テキサス州）
中国	北京聯合大学 旅遊学院（北京）
台湾	国立聯合大学（苗栗市）
	輔仁大学（新北市）
韓国	三育大学校（ソウル市）
	ハンバツ大学校（大田広域市）
	仁川大学校（仁川広域市）
インドネシア	インドネシア大学（ジャカルタ）
タイ	ナコンラチャシーマー・ラチャパット大学（ナコンラチャシーマー）

②派遣留学

本学を休学して海外協定校へ留学する制度です。授業料は留学先の大学へ納付しますが、協定により授業料が通常よりも安く抑えられている場合もあります。（休学中は本学への授業料は発生しません。） また、宿舎については、留学先大学の寮を利用したり、ホームステイ先やアパートを紹介してもらうことも可能です。

アメリカ	アイオワ大学（アイオワ州）
	シンプソン大学（アイオワ州）
イギリス	イースト・アングリア大学（ノリッチ）
	キール大学（スタッフォードシャー）
カナダ	ロイヤルローズ大学（ビクトリア）
ベトナム	ベトナム国家大学ハノイ校 人文社会大学（ハノイ）
オーストラリア	スウィンバーン工科大学（メルボルン）
ニュージーランド	クライストチャーチ工科大学（クライストチャーチ）
フィリピン	南ルソン州立大学（ケソン）

③私費留学

上記協定校以外の留学については、自分自身、または留学斡旋業者を通じて手配や申請を行います。期間や行き先、留学先での勉学スタイルなど、自由に計画を立てて留学することができますが、留学先の学費と生活費などの費用は全て自己負担となります。業者を利用すると更に経費がかかります。また、留学先への入学許可申請など、自分自身で手続きが必要なため、時間的にも余裕をもった準備が必要となります。なお、私費留学期間中は本学を休学することになるため、本学の授業料は発生しません。

○短期研修（2～4週間）

春休みまたは夏休みの期間を利用し、授業として海外で約2週間のフィールドワークまたは約4週間の語学研修を行います。長期留学の準備段階として、現地において自分の語学力を把握し、長期留学に対する心構えを育てることもできます。

- ①国際理解演習（アメリカ、イギリス、中国・台湾、韓国など）※国際政策学部
- ②外国語現地演習（アメリカ、イギリス、中国など）※国際政策学部
- ③国際保健医療演習（東南アジア圏）※看護学部

※詳細はシラバスを確認してください。

○奨学金制度

大 学		後 援 会	
海外留学特別奨学金	海外研修奨学金	学生留学資金貸付金	学生外国研修資金貸付金
給付	給付	貸与（無利子）	貸与（無利子）
最大100万円	5万円	36万円/60万円/96万円	最大30万円
6月以上の留学 *交換留学を除く	短期研修	6月以上の留学	短期研修

※給付要件（成績・語学試験）や制度詳細は国際教育研究センターへお問合せください。

○国際交流イベント

国際料理会、国際交流会、留学生歓送迎会、クリスマスパーティなど、留学生と日本人学生との交流イベントを開催しています。開催の都度、メールにてご案内しますので、興味のある学生は積極的にご参加ください。

(4)地域貢献活動

みなさんは地域の現場での活動に興味がありますか？山梨県全体を学びのキャンパスとしている本学では、地域に関わる機会が多くあります。ぜひ積極的に参加して、みなさんの成長の機会にしてください。

これまでも多くの学生が、クラブ・サークル活動やボランティア活動によって自主的に地域と関わってきました。大学では、学生の自主的な地域貢献活動を推奨・支援しています。山梨県立大学は「地域に開かれ地域と向き合う大学」を理念としており、地域との連携を推進するために「地域研究交流センター」を設置しています。

(5)課外活動等

サークル活動などの課外活動は、充実した学生生活を送るための重要な要素となります。課外活動を行うにあたっては、大学の許可が必要となるなど、各種手続き等に則った、自主的・規律的な活動が求められます。

①学生団体

本学ではサークル等を「学生団体」と呼び、学生が学内において新たに学生団体を設立したり、解散しようとするときには、事前に届出が必要となります。

i) 団体設立

団体を設立しようとするときは、名簿及び年間活動計画表を添えて『団体設立願』を学務課、又は池田事務室に提出してください。

その際には、本学の教職員を顧問として置くことが必要となります。

ii) 団体設立事項の変更

団体設置後、団体設立願に記載した事項を変更しようとするときは、『団体設立事項変更願』を学務課、又は池田事務室に提出してください。

iii) 団体の継続、解散

学生団体がその活動を継続しようとするときは、毎年度5月末までに『団体活動報告書』と『学生団体役員並びに団体員名簿』を学務課、又は池田事務室に提出してください。提出のない学生団体は、解散したものとみなします。

また、学生団体が解散するときは『団体解散届』を学務課、又は池田事務室に提出してください。

iv) 活動の制限

学生団体の活動が本学の諸規程やその他の定め違反したり、学生としての本分を逸脱したり、又は本学の信用を著しく傷つけたような場合には、活動を停止させるとともに、その他罰則が科せられることがあります。

※具体的な学生団体についてはホームページをご覧ください。

②学外活動

学生団体が、学外の施設等において臨時に活動しようとする場合は、活動予定日の7日前までに『学外活動届』を学務課、又は池田事務室に提出してください。

③その他

学生団体が、学外への団体に加入しようとするときは『学外団体加入願』を学務課、又は池田事務室に提出してください。

また、学外の団体から脱退したときは、速やかに『学外団体脱退届』を学務課、又は池田事務室に提出してください。

(6)施設等の利用

①教室・実習室、体育施設（体育館・テニスコート・運動場）等

講義等以外の目的で教室等を使用したい場合は、次の表のとおり許可を受けてください。申請書は活動予定日の3日前までに提出してください。

※飯田キャンパスにおいてA607(Casa Prisma)を使用する場合は、社会連携課へお問合せください。

※テニスコートは、安全が確認できないため、現在貸出しは行っておりません。

	飯田キャンパス	池田キャンパス
平日（18時までの利用）	学務課学生担当へ	池田事務室へ「施設等一時使用許可申請書」を提出（日・祝日の使用不可/受付時間は平日の17時15分まで）
平日（18時以降の利用）	総務課へ「施設等一時使用許可申請書」を提出（受付時間は平日の17時15分まで）	
土・日・祝日の利用		

施設利用時間

飯田キャンパス 平日 21時00分まで、土・日・祝日 17時00分まで

池田キャンパス 平日 21時30分まで、土曜日 16時30分まで

なお、体育施設を使用する場合は、次の点に留意してください。

- ・体育館では、運動靴などの指定された履き物を使用すること。
- ・事故防止には十分な注意を払うとともに、安全確認を怠らないこと。
- ・体育施設、設備を常に良好な状態に保つこと。使用後は清掃をし、万一、施設、設備等を破損等した場合は、速やかに総務課、又は池田事務室に報告すること。

②情報処理室

「V 情報ネットワークシステムの利用について」の項（54～57ページ）を参照してください。

③学生ホール（カフェテリア）

飯田キャンパスはB館1・2階、池田キャンパスは4号館1階西側にあります。

④購買

飯田キャンパスはB館2階、池田キャンパスは4号館1階東側にあり、大学生協が運営し、書籍、事務用品、弁当、飲み物などを販売しています。

⑤飯田キャンパス大学院生共同研究室、池田キャンパス大学院棟の使用について

大学閉鎖時等を除き常時使用が認められています。ただし、特に夜間に使用する場合は現金や貴重品を置いたままにしない、戸締りをこまめに行う等防犯に努めてください。

(7)大学生協(大学生生活協同組合)について

本学では、大学生生活協同組合(大学生協)が運営されています。大学生協は、出資金を出して

組合員となった学生教職員が、共同で運営する団体です。飯田・池田の両キャンパスに大学生協店舗が置かれ、組合員のニーズに応じて、書籍・文具・食品などを日常的に販売しており、その利益を様々な形で組合員に還元しています。

また、大学生協の学生委員会が、学生自治会とも協力して、新入生歓迎会やいろいろな自主イベントを企画しています。大学生活を豊かで充実したものにするという意味から、大学としても大学生協を支援しています。

皆さんも、大学生協を大いに利用するとともに、生協活動に積極的に参加しましょう。

6 健康な学生生活のために(保健センター)

保健センターは、学生の健康増進を図るために設けられています。身体的及び精神的な健康上の相談や健康診断を通じ、病気の予防や早期発見に努め、病気や外傷の応急処置を行い、皆さんが心身ともに健康な学生生活が送れるようにお手伝いします。

◆開室時間

月曜～金曜（祝日除く）、午前8時30分～午後5時15分（昼休み 午後1時～2時）
※メールや電話での相談も上記時間内の対応となります。

◆具体的内容（詳細は大学ホームページ「保健センター」を参照）

①定期健康診断

<意義>

- ・病気、身体の異常を早期に発見し、早期に治療できます。（早期発見・早期治療）
 - ・自分の健康状態を客観的に把握できます。（自己健康管理のデータ）
 - ・健康の維持、増進のため日常生活を見直すきっかけになります。（健康学習）
- *健康診断を受けていないと、各種実習や奨学生出願、進学、就職などに必要な健康診断結果証明書の発行ができませんので、注意してください。

<健診項目>

身体計測・検査（血圧・尿等）・内科診察・胸部レントゲン撮影

②健康相談・健康教室

身体の相談（病気や身体の異常）、こころの健康（ストレスやうつ状態、自分の性格、人間関係などの悩み、不安など）について相談に応じます。個人の秘密は厳守します。相談や教室を通して積極的に学生生活のヒントを得るようにしましょう。また、体温計・体重計・体脂肪計・血圧計・その他書籍や参考図書等があります。健康チェックや健康づくりに役立ててください。

③学生メンタルヘルス相談 ～カウンセリング～

「人付き合いにストレスを感じる」「自分の性格について話をしたい」「進路や学修のことで悩んでいる」など、何か気になることがあったら学生メンタルヘルス相談～カウンセリング～を利用してください。

④気ままタイム

学内で、一人でゆっくり過ごしたい時には、池田キャンパス3号館1階、飯田キャンパスA館1階「気ままタイム」を利用することができます。

⑤応急処置

身体の不調やケガに対して応急処置を受けたり、ベッドで休養することができます。治療はできませんので薬もお渡しできません。医療が必要な場合は、近隣の医療機関を紹介します。常備薬等は日ごろから自分で用意しておきましょう。



7 学生の教育研究に関わる傷病、賠償責任保険

国際政策学部・人間福祉学部関係

(1) 学生教育研究災害傷害保険(保険料:後援会負担)

この保険は、本人への保障に関するものです。本学では入学時に全員一括加入しているため、後援会加入者については保険適用となります。加入手続きについては大学で一括して行うため、個人による手続きは不要です。

この保険のあらまきは次のとおりです。

保険金が支払われる場合

日本国内外において、学生本人が本学の教育研究活動中、通学及び学校施設等相互間の移動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害(ケガ)を被った場合に適用されます。なお「病気」はこの保険の対象ではありません。

【保険金の種類と額】

担保範囲	死亡 保険金	後遺障害 保険金	支払保険金		入院加算金 (180日を限度)
			対象日数 (いずれも治療日数)	保険金額	
正課中・学校行事中	2,000万円	120万～3,000万円	1日～3日	3,000円	入院1日につき 4,000円
通学中・学校施設等 相互間の移動中	1,000万円	60万～1,500万円	4日～6日	6,000円	
			7日～13日	15,000円	
上記以外で学校施設内 ・届出を出した学校施設 外でのクラブ活動中	1,000万円	60万～1,500万円	14日以上	30,000円 ～ 300,000円	

保険金が支払われない場合

故意、闘争行為、自殺行為、疾病、妊娠出産等の医療処置、地震・噴火・津波などの自然災害、放射線・放射能による傷害、無資格・酒酔い運転による傷害等。

事故発生から保険金が支払われるまで

① 事故報告

事故等が発生したら、速やかに担任の教員に連絡するとともに、学務課に連絡してください。

② 治療期間

治療の領収書などをなくさないようにしてください。

③ 保険金の請求

治癒したら学務課で保険金請求書類をもらい、保険金請求手続きを行います。具体的には、保険金請求書類を学務課に提出し、大学経由で保険会社へ保険金の請求を行います。

④ 保険会社の調査

本人、大学及び医師などへの照会や連絡がなされる場合があります。

⑤ 保険料の受領

指定した口座に振り込まれます。

詳しくは、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参考にするか、学務課に相談してください。

(2) 賠償責任保険

この保険は国内外において学生(被保険者)が、正課、学校行事、学外活動、課外活動又はその往復により、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により被る法律上の損害賠償を補償するものです。

国際政策学部、人間福祉学部では次の①と②の取扱があります。

①学研災付帯賠償責任保険（学務課取扱 保険料：後援会負担）

本学では入学時に全員一括加入しているため、後援会加入者については保険適用となります。加入手続きについては大学で一括して行うため、個人による手続きは不要です。

②学生賠償責任保険（山梨県立大学生生活協同組合取扱 保険料：自己負担）

①の保険より補償範囲・内容が充実しているため、①の保険では不安・不十分と考える場合には、任意で加入してください。なお学科により加入が必要な場合があります。各学科の案内に従ってください。保険に関する詳細については、生協に相談してください。

各保険については、次の一覧表を参考にしてください。

令和6年度加入保険一覧表（令和6年3月現在）

	学部	国際政策学部	人間福祉学部
学生教育研究災害傷害保険	種類	学研災・2000万円コース、通学特約付き	
	加入形態	全員加入	
	内容補償範囲	本人の怪我に対する補償（疾病は対象外）。通学中・学校施設等相互間の移動中も補償。 （被保険者が在籍する大学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合に2,000万円を限度に保険金が支払われる。）	
	保険料の支払い	入学時に修業年数分一括支払い（後援会負担）	
	保険料	3,300円（4年間）、1,750円（2年間）、1,000円（1年間）	
賠償責任保険	学部	国際政策学部	人間福祉学部
	①学研災付帯賠償責任保険（Aコース）		
	加入形態	全員加入	
	内容補償範囲	【補償範囲】 日本国内外において、学生が正課、学校行事、課外活動、インターンシップ、介護体験活動、教育実習、ボランティア活動又はその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したこと等により被る法律上の損害賠償を補償。 【補償内容】 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度。	
	保険料の支払い	入学時に修業年数分一括支払い（後援会負担）	
	保険料	1,360円（4年間）、680円（2年間）、340円（1年間）	
	②学生賠償責任保険		
	加入形態	任意加入（学科により加入が必要な場合あり）	
	内容補償範囲	【補償範囲】 国内、海外を問わず日常生活及び実習中（正課、学校行事、教育実習、介護体験活動、インターンシップ、サークル活動、アルバイト等） 【補償内容】 損害賠償金：3億円限度。 医療関連実習で発生した感染事故に伴う予防措置・治療費用等：年間500万円限度。 被害者への弔慰金・入院見舞金等：被害者1名につき死亡の場合50万円限度（1事故につき100万円限度）。 後遺障がい保険金：被保険者1名につき後遺障がいの程度に応じて10万円限度。 他人の身体の不当な拘束による自由の侵害または名誉毀損・プライバシーの侵害による損害賠償金：年間500万円限度	
	保険料の支払い	1年毎に加入 学生自己負担	
保険料	1,800円/1年毎		

※①では、部・サークル活動中の事故等は補償の対象外です。

※②については生協に窓口があります。

※生協学生賠償責任保険は随時加入可能、加入日により、保険料が異なります。

※上記補償内容・補償範囲・補償料は変更する場合がありますので、詳細は学務課まで。

看護学部関係

総合補償制度「Will」(タイプ:Will2)

この保険（補償制度）は、自身の傷害事故に加えて、実習先を含む24時間の第三者に対する賠償事故、さらに実習中の感染事故への補償にも対応しています。

看護学部・大学院では、入学時に全員が必ず加入することとしています。加入手続きについては、入学時および年度ごとに大学が全員分（学校単位での加入）を一括して行うため、個人による手続きは不要です。なお、保険料（年間掛金）は、後援会が負担している

ため、加入できるのは後援会加入者のみとなります。

この保険の補償内容は次のとおりです。補償内容や保険金請求の手続きについては、保険説明冊子を参考にするか、池田事務室に相談してください。

総合補償制度W i l l 2 (2 0 2 3 年度現在)

本人の怪我への補償 (障害補償)	急激かつ偶然な外来の事故により怪我を負い、事故の日からその日を含めて180日以内の死亡・後遺障害・入院・手術・通院についての補償。 臨地実習中、授業中、通学中、実習先への移動中、学内演習中、学校行事、部活動や大学が事前に認めたインターンシップ・ボランティア活動中等学校管理下における障害事故が補償範囲。				
	死亡保険金額	後遺障害保険金額	入院保険金	通院保険金	手術保険金額
	268万円	約10万円～268万円	日額：4千円	日額：3千円	
	一部上記補償範囲外の補償有り※1 後遺障害はその程度に応じて支払い		1日目から補償 ※2	1日目から補償 ※2	入院中：4万円 入院中以外：2万円
他者に対する賠償責任への補償	偶然な事故により、①他人にけがをさせたり他人の物を壊してしまった場合、②他人から預かったものを損壊または盗取された場合に法律上支払わなければならない賠償金についての補償。				
	1事故1億円限度※3 (免責金額なし。国内外24時間。国内での事故に限り示談交渉サービス付き。)				
	【実習先や学校の物を誤って壊したり、患者さん等に怪我をさせてしまった例】 ・患者さんを車椅子に移すときに支えきれず転ばせてしまった。 ・学校のパソコンのコードに足をひっかけ、パソコンを落下させ壊してしまった。 【プライベート第三者に損害を与えた例】 ・自転車で誤って歩行者にぶつかり、怪我をさせてしまった。 【他人から預かったものを誤って壊したり、盗まれたりした例】 ・実習先(学校も可)から貸与された血圧計を実習先で盗まれてしまった。 【学生が管理する鍵を失くしたり盗まれたりした例(鍵交換費用補償：1事故・保険期間中1000万円限度)】 ・大学のロッカーキーをどこかで紛失し、防犯のため受け口交換と新しい鍵を作成した。				
	【二次感染】実習中に学生を媒介して二次感染が発生し又はその恐れがある養成施設に賠償責任が生じた場合。 ・実習施設での二次感染補償として、第三者(患者さん、病院スタッフ等)の検査・予防措置費用、治療費用、その他お詫び費用など(1事故100万円限度)				
本人の实習予防への補償	実習先における接触感染や院内感染の予防措置費用、検査費用についての補償				
	感染予防・検査費用として保険期間中50万円を限度とする実費 (医師等の指示または指導に基づくものに限る。)				
	【針刺し等障害を伴う感染例】 ・使用済みの注射針を片付けていて、誤って指に刺してしまったので検査した。 【空気感染例】 ・実習先で担当する患者さんが結核を発症して、携わった実習生が感染確認検査をした。 【飛まつ感染例】 ・実習先でインフルエンザが流行し、罹患している患者さんと濃厚接触していた学生が実習先の指示で検査を受け、その後に予防薬を処方された。				
共済制度	保険料に含まれる一般社団法人日本看護学校協議会共済会の共済制度運営費を財源として、感染症補償を中心に主に損害保険では補償が難しい事故に対する見舞金の給付。				
	【本人の感染症罹患】感染症罹患に対する見舞金：1回の罹患につき最大10万円限度 ・インフルエンザ罹患に対する見舞金(通院治療に限る)の定額一律払い7千円など				
	【その他】賠償事故のうち損害保険の対象とならない事故や実習中等における予期せぬ損害・賠償請求できない損害に対する見舞金：1事故10万円を限度とする実費相当分				
保険料※4			4,500円(1年間)後援会負担		

※1 記載の保険金額の内、死亡保険金額30万円・後遺障害保険金額約1万円～30万円は国内外24時間保障

※2 入院日数は1事故につき180日限度、通院日数は1事故につき90日限度

※3 エンジン付き車両(自動車、バイク等)の運転における事故は補償の対象外

※4 保険料には一般社団法人日本看護学校協議会共済会の会員年会費100円及び共済制度運営費460円を含む

8 学生としてのマナーや一般的注意事項

(1) 学内での静粛の保持

大学は、学問の場です。講義棟、図書館周辺は常に静粛にしてください。特に、授業時間中は、他の学生の迷惑にならないよう注意してください。

また、大学は地域住民の皆さんと協力しあってよりよい環境を創っています。車両の騒音、大声、ゴミのポイ捨てなどの迷惑行為は厳に慎んでください。地域社会の構成員の一人であることを自覚しマナーを守りましょう。

(2) キャンパスの美化

良好な環境で勉学に励めるよう、キャンパスの美化に心がけてください。

指定された場所（分別ゴミ箱）に、それぞれ分別して捨ててください。

部活動、サークル活動においても、各自が責任をもって環境整備に努めてください。

(3) 構内での喫煙

大学構内（駐車場も含めて）は、全面禁煙としています。

たばこには、様々な有害物質が多く含まれておりニコチンによる依存症も指摘されています。また、たばこは喫煙者のみならず、周囲の人の健康にも害を及ぼします。

本学では、各人の健康増進の観点から積極的に禁煙を推進しています。

禁煙についての相談は保健センターで行っています。気軽に相談してください。

※成年年齢に達しても喫煙の年齢制限は、従来通り20歳のまま維持されます。

(4) 構内での飲酒

大学構内（駐車場も含めて）は、全面禁酒としています。

毎年、短時間での多量の飲酒（イッキ飲み等）により急性アルコール中毒になり、救急車で病院に運ばれるケースが各地で発生しています。急性アルコール中毒になると吐き気、言語障害などの症状をおこすだけでなく、意識喪失から死に至る場合もあります。酒の酔い方には個人差がありますので、自分の体質や体調を良く理解し、まわりからすすめられても無理をしないで断りましょう。

※成年年齢に達しても飲酒の年齢制限は、従来通り20歳のまま維持されます。

20歳未満の者が飲酒すること、20歳未満の者に飲酒をすすめることはもちろん、それを看過することは重大な違法行為です。

(5) 郵便物

学生個人あての私的郵便物については取り扱いません。郵便物は、必ず各自の住所（アパート等）に送付されるよう家族や友人に伝えておいてください。

(6) 紛失、拾得等

学内での私物は、個人が責任を持って管理してください。

財布、学生証その他の書類、カバン、時計、携帯電話、カメラ、衣類等の紛失が多くなっております。管理には十分注意してください。

また、これらの物品を拾得した場合は学務課、又は池田事務室に必ず届け出てください。

拾得物については学務課、池田事務室で保管しますが、一定期間内に受け取りが無い場合は処分します。

(7) 駐輪場の指定と自動車の乗り入れ禁止

本学では、良好な教育・研究環境を保持するため、次のとおり学内における交通規制を行っています。違反した場合は、罰則を加えますので、注意してください。

① 自転車等（原動機付自転車、自動二輪車を含む）は、指定された駐輪場に駐輪してください。

② 自家用車の構内への乗り入れは禁止します。違反した場合には、警告書を貼付する他、タイヤロック等の処置を行います。

また、停学・退学等の処分の対象となりますので、注意してください。

③池田キャンパスの学生用駐車場に関しては、池田事務室まで相談してください。

なお、校門の施錠時間は次の表のとおりです。

	平 日	平日以外
飯田キャンパス	24:00	17:00
池田キャンパス	22:00	17:00 (図書館が開いている土曜日のみ)

※上記の時間は、大学の行事等により変更になることがあります。

大学閉鎖日・年末年始(12/29~1/3)には、両キャンパスとも校門は解錠しません。

(8)消費生活

クレジットカードを利用する場合は、自分の支払能力を十分認識して必要最小限の利用にとどめるとともに、学生ローンや消費者金融等は特別な事情がない限り利用を控えましょう。学生として、節度ある消費生活に努めてください。

(9)悪徳商法、宗教等の勧誘

学生は社会経験が少ないこともあり、悪徳商法の標的にされやすいようです。仮に勧誘活動にあった場合でも、き然とした態度で「要らない」・「NO」と意思表示をすることが大切です。あいまいな態度は相手につけいる隙を与えることとなります。

また、安易に住所、電話番号、メールアドレスなどは教えないようにしましょう。

困ったことがあったら、担任の教員や学務課、又は池田事務室まで相談してください。

(10)薬物乱用の防止

薬物(大麻、危険ドラッグ、覚せい剤、MDMAなど)の危険は、今日、私達の身近にある問題であり、特に若者への被害が年々広がっています。薬物は所持しているだけで重大な犯罪となるだけでなく、その乱用による心身への悪影響は計り知れません。

薬物についての正しい知識を持ち、どんな誘惑にも絶対「NO」といえる強い意志を持ちましょう。薬物には絶対に手を出してはいけません。

他人から勧められたり、困ったりしたことがあったら、勇気を出して、教職員や学務課、池田事務室、保健センターまで相談してください。

(11)インターネット利用のマナー

自己責任をしっかりと意識して、以下のマナーを守りましょう。

①インターネット上の情報は正しいか、安全か、などを見極める判断力を身につけましょう。特に、フィッシング詐欺などには騙されないよう注意し、また、掲示板などに嘘の情報を載せるなどの行為は厳禁です。

②出会い系サイト、アダルトサイトなどの情報サイトには安易にアクセスしない自制心を持ちましょう。また、悪質なチェーンメールには加担しないでください。

③自分の行動には責任を持ちましょう。他人への誹謗・中傷を掲示板などに書き込む等の行為は厳禁です。個人情報の流出やウイルスへの対策には注意してください。

(12)悪質なアルバイトの勧誘

悪徳マルチ商法、深夜風俗店アルバイト、各種詐欺商法など、いずれも短時間高収入を謳い文句として普通のアルバイトを装って勧誘されますが、犯罪や自身の健康障害に結びつく可能性が高いです。学生の本分は勉学であることを忘れないようにしましょう。

9 ハラスメント(嫌がらせ・いじめ)について

(1) ハラスメントについて

ハラスメントとは、いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のことをいい、個人の尊厳、人格を侵害することです。大学のような教育機関で生じるハラスメントとして、アカデミックハラスメント(教員による教育・研究・就学上の不適切な言動による嫌がらせ、いじめ)やセクシュアルハラスメント(教職員・学生による性的な言動による嫌がらせ、いじめ)、パワーハラスメント(教職員、学生による職務上の地位又は権限を不当に利用した不適切な言動による嫌がらせ、いじめ)などがあります。

ある行為がハラスメントにあたるかどうかは、行為を受けた本人がその行為によって不快を感じれば、それはハラスメントと判断される可能性がある、とされています。

(2) ハラスメントの防止、解決のための取り組み

学内でのハラスメントの発生の予防と発生時の対応のため、人権委員会を置いています。人権委員会では、教職員、学生対象の研修会を開いて人権意識の向上に努めています。また、ハラスメントに関する相談があった場合には、問題解決のため迅速に対応します。

(3) ハラスメントを受けたと感じたときは

自分を責める必要はありません。まず相談してください。人権委員会では次のような相談窓口を用意しています。どの場合も、秘密は厳守されますので安心して相談してください。詳しくは人権委員会のホームページ(※下記参照)をご覧ください。

① 相談員への相談

各学科と事務局から計8名の教職員が相談員になっています。自分が所属する学部や学科に関係なく、どの相談員にも相談ができます。

② ホームページでの相談

大学のホームページにある相談フォームを利用して相談ができます。

③ 外部相談窓口への相談

山梨県弁護士会へ事前に申し込み、弁護士に相談ができます。毎年度1回に限り、相談料を大学が負担します。

(※) 人権委員会のホームページ(大学のトップページ→学内向け→在学生向け→基本情報→学生支援→人権委員会からのお知らせ)、学内に掲示してあるポスターもご覧ください。

(4) ハラスメント解決のための対応

人権委員会では相談者と協議のうえ、次のような対応により問題解決を図ります。

① 通知

相談者の申し立てにより、事態を改善するため、申し立てられた者に対してその申し立て内容を通知します。

② 調整

相談者と申し立てられた者双方の主張を人権委員会委員長が指名する複数の人権委員(調整委員)が公平な立場で聞き、調整することで問題解決を図ります。

③ 調停

相談者の申し立てにより、事態を改善するため、人権委員会が必要と認める場合に調停委員会を設置して調停により問題解決を図ります。

④ 調査

申立人から苦情申立がなされ、人権委員会が必要と認めたときは、調査委員会を設置して事実関係を調査し問題解決を図ります。

10 災害時の対応

本学では山梨県立大学防災規程に基づいて、防災対策マニュアルを整備し、暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害及び火災等による大規模災害ならびに人為的災害発生時における学生および教職員の安全確保や災害情報の収集・伝達、緊急対応等、防災活動を円滑に実施できる体制をとっています。学生のみなさんも以下の事項をよく理解して適切な行動をとってください。

(1)大規模災害の発生に伴う安否確認

山梨県立大学の飯田キャンパス及び池田キャンパスのある山梨県中北地域や自分が滞在している地域で震度6弱以上の地震を観測した場合もしくは大規模な災害に遭遇した場合には、直ちに自身の安否について、以下のGoogleフォームで報告してください。

(国際政策学部生・人間福祉学部生・人間福祉学研究科大学院生)

<https://forms.gle/mr8oPaNySFJructP7>



(看護学部生、大学院生、看護実践開発研究センター履修生)

<https://sites.google.com/yamanashi-ken.ac.jp/saigaitaisaku-kango>

看護学部のQRコード



※ 災害対策サイトに掲載されている安否確認フォームより連絡してください。
フォームでの報告が難しい場合は災害伝言ダイヤルを活用してください。
録音する電話番号は教員の指示に従ってください。

なお、大学からもGmailやホームページなどを活用して、キャンパスの被災情報や授業等の再開情報の伝達を行います。必ずGmailから携帯電話等への転送設定を行ってください。(登録の方法等の詳細は大学ホームページ等で確認してください。)

(2)地震に伴う措置

本学が所在する甲府市は、大規模地震対策特別措置法による地震防災対策強化地域に指定されています。このため、地震発生時には次のような対策が取られます。

- ①警戒宣言が発令された場合
授業、学校諸行事は直ちに打ち切り、警戒宣言が解除されるまでは休講とします。
- ②授業時間内に地震が発生した場合
◆飯田キャンパス 学内指定避難場所(グラウンド)に避難する。

◆池田キャンパス 学内指定避難場所（グラウンド）に避難する。

③地震により本学施設が被災した場合

授業の再開日時が決まり次第、連絡しますので、それまでは自宅待機とします。情報伝達としてGmailなどを活用しますので、必ずGmailの登録を行ってください。

(3) 台風等で公共交通機関が運行しない場合の措置

台風や大雪等で公共交通機関が運行しない場合の授業は、次のように取り扱います。

- ①原則、授業は平常どおり行います。ただし、学生の安全や授業の運営に支障が生じると判断した場合には、休講とすることがあります。
- ②居住地または通学経路内において特別警報やその他警報が発令されている場合や、通学経路上、公共交通機関の運休及びそれに準ずる場合等、やむを得ない事情により欠席した場合には、「欠席届」を提出すること。
- ③気象条件による休講などの情報については、原則として大学HP又はGmailにてお知らせします。電話等でのお問い合わせにはお答えしません。
- ④なお、看護学部及び看護学研究科は独自の休講基準により判断します。
看護学部に係る休講基準の運用については、年度当初のオリエンテーションや「防災対策クイックリファレンス」で確認してください。

(4) 地域の防災訓練等への参加

自宅（下宿先を含む）での災害時に備えて、居住する地域の防災情報に注意をするとともに、地域防災訓練などに積極的に参加しましょう。

*この他、学生生活上の安全面については「学生安全マニュアル」をホームページに掲載していますので、よく見てください。

IV 図書館利用案内

図書館は、図書館資料を通して本学での学習、教育、研究を支援する施設です。

図書館を上手に利用するためには、図書館の機能と所蔵資料を知ること、図書館の利用方法を知ること、資料についての情報を知ることが重要とされています。

本の閲覧や貸出以外にも、電子ジャーナルの閲覧や外部データベースが利用できるほか、図書館の利用方法を知るための図書館ツアー、文献検索方法の講習などを行っていますので、ぜひご活用ください。

なお、本学には飯田、池田の両キャンパスに図書館（名称：山梨県立大学飯田図書館、山梨県立大学看護図書館）があります。学生の皆さんは、両図書館を利用することができます。

1 開館時間

◆飯田図書館

- ・月曜～金曜 午前9時～午後9時30分（カウンターサービスは午後7時まで）

◆看護図書館

- ・月曜～金曜 午前9時～午後10時30分（カウンターサービスは午後8時まで）
- ・土曜 午前9時～午後5時

※夏季休業中及び春季休業中の閉館時間は、午後5時とします。

※開館時間を変更する場合は、大学ホームページ、館内掲示板などでお知らせします。

2 休館日

- ・土曜日（ただし、看護図書館は開館）
- ・日曜日
- ・国民の休日に関する法律に規定する休日（祝日）
- ・年末年始（12月28日～1月4日）、創立記念日
- ・図書館資料の点検、整理に必要な期間
- ・その他、図書館長が指定した日

※休館に関する情報は、大学ホームページ、館内掲示板などでお知らせします。

3 利用手続き

(1) 図書館利用カード

学生証が「図書館利用カード」になります。図書館を利用する際には常に携帯し、職員の求めに応じて提示してください。

(2) 館内閲覧

閲覧室にある図書館資料は、自由に閲覧することができます。閲覧後は返却棚に戻してください。

書庫内の図書館資料を閲覧する場合は、出納手続きが必要です。「閲覧申込書」に所定の事項を記入のうえ、受付カウンターに申し出てください。利用後は、受付カウンターに返却してください。

4 館外貸出

(1) 貸出手続

貸出を希望する図書館資料と「図書館利用カード（学生証）」を一緒に受付カウンターに提出してください。職員が貸出処理を行います。

◆貸出冊数

- ・5冊以内（DVD（1点まで）を含めた両図書館の合計。ただし、雑誌・DVDは飯田図書館のみ貸出可。）

◆貸出期間

- ・ 図書／雑誌・・・2週間以内
- ・ DVD・・・3日以内

(2)貸出をしない資料

原則として、次の資料の館外貸出は行っておりません。

- ・ 事典、辞典、年鑑、目録、図録等
- ・ 参考書ラベルまたは禁帯出ラベルが貼付されているもの
- ・ 雑誌（ただし、飯田図書館所蔵のバックナンバーは貸出可）
- ・ 視聴覚資料（ただし、飯田図書館所蔵の一部DVDは貸出可）
- ・ 図書館長が指定した資料

(3)返却

指定された期限までに返却してください。なお、開館時間外に返却する場合はブックポストへ返却してください（DVDは除く）。また、返却日から3週間（DVDは10日）以上遅れた場合には、返却時より1ヶ月間の貸出停止になります。

(4)貸出期間の延長

館外貸出の期間は、予約者がいない場合に限り、1回のみ延長（2週間）ができます。（DVDは延長できません）

(5)長期貸出

夏休み等の長期休暇中は長期貸出を行います。返却日が長期休暇後に設定されますので、休暇中は継続して資料をご利用いただけます。詳細については大学ホームページ、館内掲示板などでお知らせします。

(6)図書館資料の紛失等

利用者が図書館資料を汚損・破損又は紛失した場合は直ちに図書館に届け出てください。原則として、同一資料を弁償していただきます。

(7)図書館利用カードの再発行

「図書館利用カード（学生証）」を紛失した場合は直ちに学務課・池田事務室に届け出し、再発行を行ってください。

5 視聴覚資料の館内利用

本学図書館が所蔵するDVDなどの視聴覚資料は、館内のAVブースの機器を用いて視聴することができます。飯田図書館では「図書館利用カード（学生証）」を提示してください。

6 図書館資料の複写

著作権法で定められている範囲内で、図書館資料を複写することができます。備え付けの複写申込書またはコピー使用記録簿に必要事項を記入してください。コピー機の使用は有料です。

7 レファレンスサービス

図書館では、次のようなレファレンスサービスを行っています。図書館を利用する際にわからないことは、お気軽に受付カウンターへご相談ください。

- ・ 図書館の利用案内
- ・ 文献の書誌事項及び所在調査
- ・ 特定のテーマに関する調査または資料の紹介
- ・ 本学以外の図書館の利用案内

8 予約サービス

借りたい図書館資料が既に貸出されている場合は、返却され次第、優先的に借りることができます。また、別のキャンパスの図書館で所蔵する資料を利用したい場合に、取り寄せることができます。「予約申込み書／資料予約票」に所定の事項を記入のうえ、受付カウンターまで申し出てください。

9 相互利用サービス

他の大学図書館の資料を利用することができます。
期間によっては利用できない場合がありますので、ご注意ください。

◆学外からの資料の借用

求める資料が本学図書館にない場合、他の大学図書館や公共図書館などから借りることができます（館内閲覧のみとなる場合があります）。「相互利用申込書（貸借希望）」に記入し、受付カウンターまで申し出てください。なお、送料は利用者負担となります。また、借受までに1～2週間程度かかります。

◆複写依頼

本学図書館で所蔵していない文献は、他機関へ複写依頼を行うことができます。「相互利用申込書（複写希望）」に記入し、受付カウンターに申し出てください。複写料金及び送料、振込手数料等は利用者負担となります。なお、複写物入手まで1～2週間程度かかります。

◆山梨大学附属図書館との連携事業

山梨大学附属図書館および医学分館の所蔵資料や、複写物を取り寄せる場合、送料が無料になります。（複写料金は複写物受け取りの際にお支払いください。）

10 リクエストサービス

本学図書館にない資料で、図書館で購入して欲しい場合には、リクエストすることができます。「購入希望資料票」に必要事項を記入し、受付カウンターまで申し出てください。

11 図書の分類

本学図書館の図書は、和書、洋書とも「日本十進分類法」に従って分類しています。
ただし、看護図書館では490（医学）のうち、492.9の看護学の分類については「日本看護協会図書室分類法」の分類に準拠しています。

12 資料・文献の検索

本学図書館の資料は、コンピュータで管理されています。所蔵資料の検索は、各図書館にあるパソコンを利用してください。両館一括での検索が可能です。

インターネット上で検索することもできます。大学ホームページ（<https://www.yamanashi-ken.ac.jp/>）の「図書館」から「蔵書検索」を選んで利用してください。

医中誌webなどの外部データベースは、各図書館内のパソコン及び学内LANから利用することができます。アクセス数に制限がありますので、大学ホームページで利用方法をご確認ください。外部データベースには、学外からVPN接続をすることで利用できるものもあります。VPN接続については「V 情報ネットワークシステムの利用について」をご覧ください。

所蔵資料の検索方法や外部データベースの利用法についてご不明の場合は、職員にご相談ください。

13 パソコンの利用

(1)館内設置のパソコンの利用について

本学図書館所蔵資料の検索や外部データベースの検索などにご利用ください。

ただし、レポート作成などの長時間の利用にあたっては、「情報演習室」や「情報処理教室」をお使いください。印刷する場合は、各自で用紙を持参してください。

(2)ノートパソコンの貸出について

貸出期間は当日のみです。貸出を希望する場合には、「図書館利用カード（学生証）」を受付カウンターに提示してください。飯田図書館では原則として館内、看護図書館では学内での利用となります。無線LANによりインターネットへの接続が可能です。

(3)パソコンの持ち込みについて

無線LANシステムを使い、学内のネットワークに接続することができます。また、インターネットへの接続も可能です。

詳しくは、「V 情報ネットワークシステムの利用について」をご覧ください。

14 本学以外の図書館利用

山梨大学附属図書館・医学分館は、大学連携により、直接利用できます。その他の大学図書館や研究機関所蔵の資料を、直接訪問して閲覧する場合には、紹介状が必要となる場合があります。紹介状の発行には時間がかかりますのでご注意ください。

詳しくは、受付カウンターまで申し出てください。

15 ロッカー

図書館内への、袋やカバン類の持ち込みはご遠慮ください。入口に設置されているコイン式（100円硬貨）のロッカーを使用してください。100円硬貨は使用後に戻ります。必ず、施錠してご利用ください。

16 共同研究室・スタディールーム

ご利用の際は、受付カウンターにて利用申込みを行なってください。パソコンの持ち込みやインターネット利用も可能です。

◆共同研究室（飯田図書館）

教職員及び学生が、図書館資料を利用して調査、研究、ミーティングなどを行う場合のご利用となります。

◆スタディールーム（看護図書館）

教職員及び学生が、図書館資料を利用して調査、研究等を行う場合のご利用となります。ただし、2時間単位での貸出となります。

17 ラーニングcommons

両図書館には、個人学習のほかグループワーク、ミーティングなどに利用できるラーニングcommonsが設けられています。看護図書館でラーニングcommonsをご利用の際は、カウンターで利用手続きを行ってください。ラーニングcommonsには、ふた付きの飲み物（ペットボトル、水筒など）の持ち込みができます。プロジェクター等の貸出も行っています。

18 無断持出防止装置

看護図書館の出入口に無断持出防止装置が設置されています。所定の手続きを経ずに館外へ図書館資料を持ち出そうとすると、装置が作動してブザーがなります。資料を借りる場合は、必ず、受付カウンターで館外貸出の手続きをお取りください。

19 利用上の注意

- ・貴重品及び筆記用具以外の袋やカバン類を、持ち込まないでください。
- ・図書館資料を館外へ持ち出すときは必ず所定の手続きをお取りください。
- ・館内では、携帯電話やスマートフォンはマナーモードに設定し通話をしないでください。
- ・ラーニングコモンズ以外では、グループ学習など協議・討論に類する行為、音読、雑談等をしてしないでください。
- ・図書館内の決められた場所以外では、飲食をしないでください。
- ・印刷物等の配布、貼付、各種の勧誘等の行為をしないでください。
- ・施設及び図書館資料を汚損・破損しないでください。
- ・図書館で借りた本の又貸しや「図書館利用カード(学生証)」の貸借はしないでください。
- ・所持品を机の上に置いたまま長時間、席を空けないでください。
- ・その他、職員の指示に従ってください。

V 情報ネットワークシステムの利用について

本学で利用できるサービスについて説明します。

1 サービス概要

- ・教育システム
- ・無線LANシステム
- ・VPNシステム
- ・大学間無線LAN相互利用システム
- ・ヘルプデスク

2 教育システム

授業や自習時間にコンピュータが利用できるサービスを提供しています。

(1) 利用できる場所

両キャンパスの「情報（処理）教室」、「図書館」等で利用できます。これらのPCは大学で管理を行っています。そのため、勝手にソフトウェアをインストールしたり、設定を変更したり、持ち出したりすることはできません。

(2) 利用時間

キャンパス	場所	時間
飯田	図書館	平日 9:00 - 21:30
	カフェテリア	平日 9:00 - 23:30 土日 9:00 - 16:30
	情報演習室 (A503)	平日 9:00 - 21:00 (授業等のある時間を除く)
池田	図書館	平日 9:00 - 22:30 土 9:00 - 17:00
	情報処理教室	平日 7:30 - 21:30 (授業等のある時間を除く)
	進路資料・相談室	平日 7:30 - 21:30

※利用時間、利用方法等の詳細はそれぞれ、学務課、池田事務室、図書館（飯田・池田）にお問い合わせください。

(3) 利用するためには

本システム利用のためには、IDとパスワード（アカウント）を取得する必要があります。本学の学生には4月にアカウントの発行を行います。アカウントの取得により、ユーザとして各種サービスを受ける権利と同時にアカウントの厳重な管理義務が生じます。各自で、個人情報漏洩しないよう、十分な注意をお願いします。

卒業などで本学の籍がなくなった後は、付与されたアカウントの使用ができません。在籍期間中に適宜データ移行等の対応をお願いします。

(4) 提供サービス

◆プリンタの提供

ネットワークに接続されたプリンタが各所にあります。大学が設置したPCを通じて利用できます。プリンタ用紙は大学では提供していませんので、各自で用意してください。紙詰まりの原因になりますので、レポート用紙やルーズリーフは使用しないでください。

現在1年間の使用枚数が一人あたり1,000枚に制限されています。これを超えて使用する場合は、総務課またはヘルプデスクに連絡してください。なお、自治会等の学生組織で配布物を印刷する際には、学務課内にある事務印刷機の利用が可能です。

◆フォルダの利用

皆さんが利用できるフォルダ（マイドキュメント）を提供しています。フォルダには、自分のデータを保存することができます。ただし、利用者向けのバックアップサービスは提供していませんのでデータ管理は各自で行ってください。

(5) 利用上の注意

PCは皆さんで共同利用するものです。利用時間や利用上のマナー等に注意してご利用ください。

なお、不具合等が生じた場合には、必ずヘルプデスク又は経営企画課に相談してください。

3 無線LANシステム

学内のすべての場所で無線LANサービスを提供しています。ノートPC、スマートフォン等を無線LANに接続できます。

(1) 利用できる場所

全学

(2) 利用時間

常時利用可能です。ただし、保守点検や障害等によるサービス停止期間を除きます。

(3) 利用するためには

本学の学生は、情報システムを利用するためのアカウントで利用できるため、新規にアカウントの申請を行う必要はありません。利用方法については大学ホームページをご覧ください。

(4) 提供サービス

インターネット接続

(5) 利用上の注意

大学内部での利用には基本的に制限はありませんが、学外サービスを利用する場合には一部制限があります。自分のPCやスマートフォンなどの機器をネットワークに接続することによって、外部からも自分の機器にアクセスすることが可能になります。

パーソナルファイアウォールなどの機能を利用して、セキュリティに関しては、各自で万全の対策をとってください。なお、個人のコンピュータの管理は自己責任となりますので、十分な注意をお願いします。

4 VPNサービス

学外から学内のネットワークやファイルサーバに接続することができます。

(1)利用できる場所

インターネットに接続したPCから利用できます。ただし、設定を行う必要がありますので、管理者権限でログオンする必要があります。

(2)利用時間

常時利用可能です。ただし、保守点検や障害等によるサービス停止期間は除きます。

(3)利用するためには

本学の学生は、情報システムを利用するためのアカウントで利用できるので、新規にアカウントの申請を行う必要はありません。利用方法については本学ホームページをご覧ください。

(4)提供サービス

学外から学内のネットワークに接続できます。

(5)利用上の注意

自宅等のPCがインターネットへ接続している必要があります。VPNサービスは多くの人が共有するサービスです。利用が終わったら、速やかに接続を解除してください。ファイル転送などの時間は、インターネットへの接続方法（FTTH、ADSL、CATV、電話等）に依存します。

5 大学間無線LAN相互利用システム

日本を含む世界100以上の国で、大学間の無線LAN相互利用を実現する、国際無線LANローミング基盤（eduroam／エデュローム）です。本学の学生であれば、他のeduroam参加大学等で、訪問先ごとに設定を変更することなく、無線LANを利用することができます。

(1)利用できる場所

eduroamに参加する他大学・機関

(2)利用時間

常時利用可能です。ただし、訪問先の大学等の事情によります。

(3)利用するためには

本学の学生の場合、IDは「学籍番号@yamanashi-ken.ac.jp」、パスワードは、学内ネットワークにアクセスするパスワードと同一です。新規にアカウントの申請を行う必要はありません。利用方法については大学ホームページをご覧ください。

(4)提供サービス

他大学等でのインターネット接続

(5)利用上の注意

eduroamは学外でのみ利用可能です。山梨大学のキャンパスで授業を受ける際など、他大学等へ訪問した場合にご利用ください。本学内では、上記記載の「3 無線LANシステム」をご利用ください。

6 メールサービス

学生個人への連絡や呼び出し等は、Gmailで行いますので、このサービスを利用してください。

また、このメールはスマートフォンからの利用もできますのでご利用ください。
利用方法については、大学ホームページをご覧ください。

7 ヘルプデスク

ヘルプデスクは本学で提供しているPCやネットワークに関する相談窓口です。利用に際しての質問、不具合、トラブルなどについて、広く相談ができます。

キャンパス	飯田キャンパス	池田キャンパス
開設曜日	月・水・金 ※原則として授業期間中	月～金
開設時間	13:00～17:00	8:30～17:15 ※月曜日は8:30～12:00
開設場所	カフェテリア2階 脇	事務室

※Mail : help@yamanashi-ken.ac.jp

VI 学則及び関係規程別表

山梨県立大学学則

(平成22年4月1日制定 大学第1001号)

目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日(第4条～第6条)
- 第3章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍(第7条～第21条)
- 第4章 授業科目、履修方法等(第22条～第29条)
- 第5章 卒業及び学位並びに資格(第30条、第31条)
- 第6章 賞罰(第32条、第33条)
- 第7章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び研修生(第34条～第37条)
- 第8章 授業料、入学料及び入学検定料(第38条)
- 第9章 雑則(第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 山梨県立大学(以下「本学」という。)は、「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

(大学運営)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するよう努める。

(学部、学科及び学生定員)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

- 国際政策学部
- 国際コミュニケーション学科
- 人間福祉学部
- 人間形成学科
- 看護学部
- 看護学科

2 本学各学部における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際政策学部
 - グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。
- (2) 人間福祉学部
 - 高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。
- (3) 看護学部
 - 人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力、専門職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。

3 学部及び学科の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	学生定員	
		入学定員	3年次編入学定員
国際政策学部	総合政策学科	40人	5人
	国際コミュニケーション学科	40人	5人
人間福祉学部	福祉コミュニケーション学科	50人	5人
	人間形成学科	30人	5人
看護学部	看護学科	100人	—
	合計	260人	20人
			1,080人

第2章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日

(修業年限等)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 本学への在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第15条に規定する休学期間は、これに算入しない。

3 第8条各号に該当する者が、第34条に規定する科目等履修生として一定の単位を修得した後に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数等を勘案して当該学部の定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えることはできない。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年の3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、前期及び後期の授業日数を調整する必要があるときは、教育研究審議会の議を経て前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

4 第2項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 大学創立記念日 5月24日
- (4) 夏季休業日、冬季休業日、春季休業日については、別に定める。

2 特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 入学、休学、復学、留学、転学、退学、退学及び除籍

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、特別の事情がある場合には、後期の

始めに入学させることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学者のことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) その他相当の年齢に達し、本学において、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第9条 入学志願者は、所定の手続により、願い出なければならぬ。

2 入学を志願するための手続に必要事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第10条 入学志願者については、選考の上、各学部に置かれる教授会(以下「教授会」という。)

の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に必要事項は、別に定める。

(入学の許可)

第11条 入学の許可は、学長が行う。

2 入学の手続等に関し必要事項は、別に定める。

(編入学)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者(学長が別に定める要件を満たすものに限る。)で本学に編入学を志願するものについては、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立看護教員養成所を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者
 - (4) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
その他相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 編入学する年次は、3年次とする。
- 3 編入学する学生の在学期間は、第4条第2項の規定にかかわらず、4年を超えることができない。
- 4 前3項に定めるもののほか、編入学に関し必要事項は、別に定める。
- (再入学及び転入学)
- 第13条 学長は、再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相当と認められる年次に入学を許可することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、再入学及び転入学に関し必要事項は、別に定める。
- (休学)

第14条 病氣その他やむを得ない理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないとして、休学を命ずることが

できる。

(休学期間)

第15条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は特別の事情があると認めるときは、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

(復学)

第16条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学の理由が消滅した者は、学長の許可を受けて、復学することができる。

(留学)

第17条 外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学等」という。)で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第30条第1項に規定する期間に算入することができる。

(転学)

第18条 他の大学又は短期大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。(転学部及び転学科)

第19条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部他の学科への転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て相当と認められる年次に転学部又は転学科を許可することができる。

2 前項の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第20条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長により除籍される。

- (1) 第4条第2項に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第15条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者
- (4) 死亡した者

第4章 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第22条 授業科目及び単位数は、全学共通科目については、別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第22条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。(授業の方法)

第22条の3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行う場合についても同様とする。

4 前3項に定めるもののほか、授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行なった前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定める方法により当該学修の成果を評価し、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により、修得したものとみなされる単位数又は与えられる単位数は、第12条に規定する編入学並びに第13条に規定する再入学及び転入学の場合を除き、第27条第1項及び第2項並びに第27条の2第1項の規定により修得したものとみなされる単位数並びに前条第2項の規定により与えられる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5章 卒業及び学位並びに資格 (卒業及び学位)

- 第30条 学長は、第4条第1項に規定する期間(第12条第1項若しくは第13条第1項の規定により入学した者又は第19条第1項の規定により転学部若しくは転学科をした者)にあっては、それぞれ第12条第2項、第13条第2項又は第19条第2項の規定により定められた在学すべき年限)以上在学し、かつ、山梨県立大学履修・単位認定に関する規程別表1及び別表2に定める卒業に必要な単位数を修得した者について、教授会の議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。
- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。
- 3 学士の学位に關し必要な事項は、別に定める。
- 4 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、第22条の3第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
- 5 第1項に規定する卒業に必要な単位のうち、第28条の2の規定により修得した単位数は30単位を超えないものとする。

(資格)

第31条 次の表の上欄に掲げる学部及び学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得するほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める必要な授業科目を履修しその単位を修得した者は、それぞれ同表の下欄に掲げる教員免許状(免許教科)を受ける資格を取得することができる。

学部及び学科	教員免許状(免許教科)
国際政策学部総合政策学科 国際政策学部国際コミュニケーション学科	中学校教諭一種免許状(英語) 高等学校教諭一種免許状(英語)
人間福祉学部人間形成学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
看護学部看護学科	看護教諭一種免許状

- 2 人間福祉学部福祉コミュニティ学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、社会福祉士試験、精神保健福祉士試験及び介護福祉士試験の受験資格を取得することができる。
- 3 人間福祉学部人間形成学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、社会福祉士試験の受験資格及び保育士の資格を取得することができる。
- 4 看護学部看護学科の課程を修了した者は、看護師国家試験の受験資格を取得することができる。
- 5 看護学部看護学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、

(1年間の授業期間)
第23条 1年間の授業を行う期間は35週とする。

(単位の計算方法)
第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(単位の授与)
第25条 学長は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の審査(以下「試験等」という。)の上、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)
第26条 成績の評価は、S、A、B、C及びDのいずれかで表し、S、A、B及びCを合格とするとする。ただし、特別な必要があるときは、その他の評語を持って成績を表すことができる。

2 成績の評価に關し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における科目の履修)
第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合及び外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学等との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

(休学期間中における外国の大学等での履修)
第27条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなされる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなされる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)
第28条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又は大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第29条第1項の規定により文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定める方法により当該学修の成果を評価し、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えられる単位数は、前条第1項の規定により本学において修得したものとみなされる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(連携開設科目)
第29条の2 大学設置基準第19条の2に規定する連携開設科目において修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 連携開設科目に關し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位数等の認定)
第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学若しくは短期大学又は外国の大学等において修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

保健師国家試験の受験資格を取得することができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第32条 学長は、学業及び操行が優秀で他の模範とするのできる学生を表彰することができる。

2 学生表彰に必要事項は、別に定める。

(懲戒)

第33条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、戒告、停学又は退学の処分を行うことができる。

2 前項の停学の処分に係る停学の期間は、第30条第1項に規定する期間に算入しない。

3 第1項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 学業成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者
 - (2) 正当な理由がなく出席が正常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生に対する懲戒に必要事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生、特別聴講生、研究生及び研修生

(科目等履修生)

第34条 学長は、本学の一又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に必要事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第35条 学長は、他の大学又は短期大学との間で相互単位互換協定が成立した場合において、当該他の大学又は短期大学の学生で本学の一又は複数の授業科目の履修を志望するものがあるときは、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講生に対し、単位を与えることができる。

3 特別聴講生に必要事項は、別に定める。

(研究生)

第36条 学長は、本学の所定の授業科目に関連した学術の研究を志望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に必要事項は、別に定める。

(研修生)

第37条 学長は、大学その他の公共的団体からその所属する職員に本学の所定の授業科目に関連した事項について修学させたい旨の申出があるときは、選考の上、研修生として入学を許可することができる。

2 研修生に必要事項は、別に定める。

第8章 授業料、入学料及び入学検定料

(授業料、入学料及び入学検定料)

第38条 授業料、入学料及び入学検定料に必要事項は、別に定める。

第9章 雑則

(委任)

第39条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この学則の規定にかかわらず、山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成22年山梨県規則第13号)第1条第1号に規定する廃止前の山梨県立大学学則(平成17年山梨県規則第21号。以下「旧学則」という。)の例による。

3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

4 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件及び単位の修得等により得られる資格(以下「授業科目等」という。)は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目等は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

この学則は、平成24年6月28日から施行し、同年4月1日以後の入学者について適用する。

附 則

この学則は、平成25年1月17日から施行し、同年4月1日以後の入学者について適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条3項の規定にかかわらず、平成26年度の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	学生定員	
		入学定員	3年次編入学定員 収容定員
国際政策学部	総合政策学科	40人	5人 170人
	国際コミュニケーション学科	40人	5人 170人
人間福祉学部	福祉コミュニケーション学科	50人	5人 210人
	人間形成学科	30人	5人 130人
看護学部	看護学科	100人	- 405人
合 計		260人	20人 1,085人

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年10月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この学則の施行の日前から引き続き在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、福祉コミュニケーション学科専門科目「精神保健援助演習（基礎）」、人間形成学科専門科目「小学校実習指導Ⅰ」「小学校実習指導Ⅱ」、中学校・高等学校・養護教諭課程科目「生徒指導」及び幼稚園・小学校教諭課程科目「小学校実習指導Ⅰ」「小学校実習指導Ⅱ」については、この学則の別表に規定する授業科目等として履修することができる。
- この学則の施行の日以降において編入学、再入学または転入学をするものとする者に係る授業

業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成28年11月14日から施行する。

(経過措置)

- この学則の施行の日前から引き続き在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、全学共通科目の「自由科目」については、この学則の別表第1に規定する授業科目等として履修することができる。
- この学則の施行の日以降において編入学、再入学または転入学をする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この学則の施行の日前から引き続き在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、総合政策学科専門科目及び国際コミュニケーション学科専門科目「自由科目」、福祉コミュニケーション学科専門科目「自由科目」、人間形成学科専門科目「障害者福祉論Ⅰ」及び幼稚園・小学校教諭課程科目「障害者福祉論Ⅰ」については、この学則の別表に規定する授業科目等として履修することができる。
- この学則の施行の日以降において編入学、再入学または転入学をする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置等)

- この学則の施行の日前から引き続き在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法、修了要件（以下「授業科目等」という。）は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、総合政策学科専門科目、国際コミュニケーション学科専門科目及び福祉コミュニケーション学科専門科目「社会学概論」並びに総合政策学科専門科目及び福祉コ

コミュニティ学科専門科目「福祉行政論」については、この学則の別表に規定する授業科目等として履修することができる。

- 4 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法、修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

- この学則は、令和3年5月10日から施行し、同年4月1日以後の入学者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者に係る単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る単位の修得等により得られる資格は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者に係る単位の修得等により得られる資格は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る単位の修得等により得られる資格は、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

山梨県立大学 3つの方針

理念と目的			
<p>「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」たることを希求し、人間と社会に対する学術的研究、豊かな人間性及び専門的な職業能力を備えた人材の育成並びに地域社会に対する実践的な貢献を通じて、豊かで活力ある社会の発展に寄与する。(学則第1条)</p>			
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)			
育成する人物像	<p>本学の理念と目的に基づき、地域的視点と地球的視点、個別的視点と総合的視点を兼ね備えた知を創造・継承・活用すること、即ち、人間や社会に対する学問的探求、豊かな人間性と専門的職業能力を備えた人材を育成する。</p>		
学士力「学士基盤力」		学修成果	測定方法
①	教養力	知識・技能	<p>専門分野を超え、文理を問わない幅広い知識を身に付けており、自己学修を継続するための基盤を備えている。</p>
②	技法力		<p>読解、表現、数理・データサイエンスなどに関する基盤的リテラシーを身に付けている。</p>
③	思考力	思考力・判断力・表現力	<p>既存の知識や問題を批判的に捉え直し、創造的に思考することができる。</p>
④	実践力	主体性・多様性・協調性	<p>思考を現実と関連づけながら発展させ、進んで問題を発見し、解決していく姿勢を備えている。</p>
⑤	倫理・シティズンシップ力		<p>多様性を理解し責任をもって他者に応答することができ、ローカルからグローバルへと至る社会の重層性を理解し社会の維持と変革に向けた取り組みに参加することができる。</p>
卒業判定基準	<p>本学の理念と目的に基づき、学生の学修成果が次の到達目標に達し、『学士力』を身に付けていると認められる者に、学士(専門分野)の学位を授与する。 1.全学に共通する「学士基盤力」を身に付けている。 2.各専門分野における「学士専門力」を身に付けている。</p>		
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)			
<p>学士(専門分野)に係る学修成果を身に付けるための教育プログラムとして、次の方針に基づき教育課程を編成し実施する。 <総合性に関する方針> 各専門分野を構成する多様な研究領域のつながりを考慮した専門分野の「総合性」を実現する。 <順次性に関する方針> 授業科目区分と履修単位を組み合わせ年次ごとに系統的な学修を促す「順次性」を実現する。 <実施に関する方針> 学生の主体的な学びや深い学びあるいは能動的な学修を促す「体験性」を実現する。</p>			
入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)			
<p>本学の学位授与方針及び教育課程編成・実施方針を踏まえ、入学者選抜の方針を次のように定める。 <入学前能力> 高等学校レベルの基礎的な知識・技能とともに、思考力、判断力、表現力及び協調性を身に付けている。 <入学後能力> 入学後にグローバルな知と資格教育による専門職に必要な資質能力を身に付けることができる。 <評価方法> 入学者選抜においては、調査書のほか資格・検定試験の成績を加味しながら、確かな学力を評価するための小論文と面接を重視する。</p>			

山梨県立大学 国際政策学部 3つの方針

理念と目的	
グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。	
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)	
育成する人物像	本学部は、地域社会の活力ある豊かな発展に貢献するとともに、平和で豊かな国際社会の形成のために実践知を用いて行動する国際人の育成を目的とする。具体的な人物像についてはコースごとに定める。
卒業判定基準	本学部の目的・理念及び教育目標に基づき、学生の学修成果が到達目標に達したと認められる者に、学士(国際政策学)の学位を授与する。 1. 全学共通の学修成果である「学士基盤力」を身につけている。 2. 「学士専門力」として、各コースで定める学士力を身につけている。
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)	
<p><総合性に関する方針>「行動する国際人」の育成を行うため、地域マネジメントコース、国際関係・観光メディアコース、創発デザインコース、国際コミュニケーションコースの4コースを設置し、それぞれのコース目的に即した科目を配置する。</p> <p><順次性に関する方針>学年進行に合わせて、基礎力から展開力を育成する科目を順次履修できるように配慮する。</p> <p><実施に関する方針>各コースの方針にしたがって実施する。</p>	
入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)	
<p><入学前能力></p> <p>国際政策学部は、ローカルならびにグローバルな視点を携え、みずからの問題意識を社会との関係において育み、問題の発見や提起を含めた一連の問題解決に挑もうとする人間を求めています。そのため、以下の3点で入学前能力を評価します。</p> <p>【知識・技能】高等学校の各教科・科目を幅広く学習し、均衡のとれた基礎学力を身に付けている</p> <p>【思考力・判断力・表現力】様々な事象を自ら考え、それを自分の言葉で表現することができる</p> <p>【主体性・多様性・協働性】多様性を尊重しながら他者と対話し、創造的な問題解決に主体的に取り組むことができる</p> <p><評価方法></p> <p>入学者選抜においては、多様な人材を選抜するため、一般選抜・学校推薦型選抜・特別選抜(海外帰国生選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜)・3年次編入学を実施します。各選抜においては、入学前能力を測定するために、提出書類、個別学力検査等によって評価します。</p> <p>・一般選抜においては、大学入学共通テストと個別学力検査によって評価します。大学入学共通テストでは国語・外国語を中心とした基礎学力を評価します。個別学力検査では主に主体性・多様性・協働性を評価します。</p> <p>・学校推薦型選抜・特別選抜・3年次編入学においては、提出書類と個別学力検査によって評価します。個別学力検査では、小論文によって主に思考力・判断力・表現力を、面接によって主に主体性・多様性・協働性を評価します。</p> <p><入学後能力></p> <p>本学部で学修する内容について関心を持ち、主体的な学修への参画によって、学位授与方針に定められた資質能力を身に付けることができる。</p>	

山梨県立大学 国際政策学部 地域マネジメントコース 3つの方針

理念と目的		
グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。		
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)		
育成する人物像	地域の人的・物的資源が持つ価値をとらえなおし、地域社会が直面している課題(人口、資源、産業、経済等)についての専門的理解に基づいて、データ分析やフィールドワークを通じて主体的・協働的に解決に取り組み、公共政策・まちづくり・ビジネスの分野から地域の未来に貢献できる人物	
学士力「学士専門力」	学修成果	測定方法
① コース専門力	専門分野に関する基礎的な知識・技能を身につけている。 ①地域の人的・物的資源が持つ価値をとらえなおすことができる。 ②地域社会が直面している課題について専門的に理解することができる。	・カリキュラムマップにて示す「コース専門力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「コース専門力」に係る科目の成績評価
② 外国語活用能力	国際的な交流の場において、外国語を用いて日常的なコミュニケーションをとることができる。	・カリキュラムマップにて示す「外国語活用能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「外国語活用能力」に係る科目の成績評価
③ 汎用的能力	大学での学修および社会生活の基盤として求められる能力を身につけている。 ・論理的・批判的に思考することができる。 ・自らの意見を文章および口頭で表現することができる。 ・他者の意見を聞き、相互理解を図ることができる。 ・必要な情報を収集し、内容を正確に理解することができる。 ・ICTに関する知識・モラル・スキルを修得し適切に活用することができる。	・カリキュラムマップにて示す「汎用的能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「汎用的能力」に係る科目の成績評価
④ 専門的問題解決能力	社会的または学術的課題について、各自の専門性に基づき自ら問いを立て、適切な方法を選択し、問題解決に取り組むことができる。	・カリキュラムマップにて示す「専門的問題解決能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「専門的問題解決能力」に係る科目の成績評価
⑤ 能動的実践力	多様な他者を理解し、協働的・主体的に行動することができる。	・カリキュラムマップにて示す「能動的実践力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「能動的実践力」に係る科目の成績評価
卒業判定基準	(学部の表に記載)	
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)		
<p><総合性に関する方針> 地域マネジメントコースには、地域の人的・物的資源が持つ価値をとらえなおし、地域社会が直面している課題についての専門的理解に基づいて、データ分析やフィールドワークを通じて主体的・協働的に解決に取り組み、公共政策・まちづくり・ビジネスの分野から地域の未来に貢献できる人物を育成するために必要な科目を配置する。</p> <p><順次性に関する方針> 1年次には、学修の基盤となる汎用的能力と基礎知識を身につけ、学部で学ぶべきことの全体の見通しと理解を深めることができるように、導入科目および学部教養科目を配置する。 2年次には、専門領域の基礎知識を身につけることができるように、コース基礎科目を配置する。 3年次には、専門領域を実践的な課題と結びつけて理解することができるように、コース展開科目を配置する。 4年次には、専門的問題解決能力を養成するために国際政策演習(卒業研究)を配置する。 外国語科目については、基礎的水準から応用的水準まで段階的に学修できるように英語科目と中国語科目を配置する。 各年次には、汎用的能力、能動的実践力、専門的問題解決能力を順次養成するために演習科目を配置する。</p> <p><実施に関する方針> 能動的実践力を養成するため、PBLやアクティブ・ラーニングを重視する。地域に根ざした活動(フィールドワーク)の機会を設けるとともに、少人数演習・能動的学修が各学年で実現できるようにする。</p>		
入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)		
<p><入学前能力> 国際政策学部は、ローカルならびにグローバルな視点を携え、みずからの問題意識を社会との関係において育み、問題の発見や提起を含めた一連の問題解決に挑もうとする人間を求めています。そのため、以下の3点で入学前能力を評価します。 【知識・技能】高等学校の各教科・科目を幅広く学習し、均衡のとれた基礎学力を身につけている 【思考力・判断力・表現力】様々な事象を自ら考え、それを自分の言葉で表現することができる 【主体性・多様性・協働性】多様性を尊重しながら他者と対話し、創造的な問題解決に主体的に取り組むことができる</p> <p><評価方法> 入学選抜においては、多様な人材を選抜するため、一般選抜・学校推薦型選抜・特別選抜(海外帰国生選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜)・3年次編入学を実施します。 各選抜においては、入学前能力を測定するために、提出書類、個別学力検査等によって評価します。 ・一般選抜においては、大学入学共通テストと個別学力検査によって評価します。大学入学共通テストでは国語・外国語を中心とした基礎学力を評価します。個別学力検査では主に主体性・多様性・協働性を評価します。 ・学校推薦型選抜・特別選抜・3年次編入学においては、提出書類と個別学力検査によって評価します。個別学力検査では、小論文によって主に思考力・判断力・表現力を、面接によって主に主体性・多様性・協働性を評価します。</p> <p><入学後能力> 本学部で学修する内容について関心を持ち、主体的な学修への参画によって、学位授与方針に定められた資質能力を身に付けることができる。</p>		

山梨県立大学 国際政策学部 国際関係・観光メディアコース 3つの方針

理念と目的			
グローバルな視点から地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。			
学位授与方針(ディプロマポリシー)			
育成する人物像	グローバルな政治経済情勢をとらえ、観光とメディアに関する専門知識を身につけ、社会の多様性を認識した上で、多角的な視点で地域社会の価値創造に向けて主体的・協働的に取り組むことができる人材		
学士力「学士専門力」		学修成果	測定方法
①	コース専門力	知識・技能 専門分野に関する基礎的な知識・技能を身につけている。 ①グローバルな政治経済情勢をとらえることができる。 ②観光とメディアに関する専門知識を身につけている。	・カリキュラムマップにて示す「コース専門力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「コース専門力」に係る科目の成績評価
②	外国語活用能力	国際的な交流の場において、外国語を用いて日常的なコミュニケーションをとることができる。	・カリキュラムマップにて示す「外国語活用能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「外国語活用能力」に係る科目の成績評価
③	汎用的能力	思考力・判断力・表現力 大学での学修および社会生活の基盤として求められる能力を身につけている。 ・論理的・批判的に思考することができる。 ・自らの意見を文章および口頭で表現することができる。 ・他者の意見を聞き、相互理解を図ることができる。 ・必要な情報を収集し、内容を正確に理解することができる。 ・ICTに関する知識・モラル・スキルを修得し適切に活用することができる。	・カリキュラムマップにて示す「汎用的能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「汎用的能力」に係る科目の成績評価
④	専門的問題解決能力	社会的または学術的課題について、各自の専門性に基づき自ら問いを立て、適切な方法を選択し、問題解決に取り組むことができる。	・カリキュラムマップにて示す「専門的問題解決能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「専門的問題解決能力」に係る科目の成績評価
⑤	能動的実践力	主体性・多様性・協働性 多様な他者を理解し、協働的・主体的に行動することができる。	・カリキュラムマップにて示す「能動的実践力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「能動的実践力」に係る科目の成績評価
卒業判定基準	(学部の表に記載)		
教育課程編成方針(カリキュラムポリシー)			
<p><総合性に関する方針> 国際関係・観光メディアコースには、グローバルな政治経済情勢をとらえ、観光とメディアに関する専門知識を身につけ、社会の多様性を認識した上で、多角的な視点で地域社会の価値創造に向けて主体的・協働的に取り組むことができる人物を育成するために必要な科目を配置する。</p> <p><順次性に関する方針> 1年次には、学修の基盤となる汎用的能力と基礎知識を身につけ、学部で学ぶべきことの全体の見通しと理解を深めることができるように、導入科目および学部教養科目を配置する。 2年次には、専門領域の基礎知識を身につけることができるように、コース基礎科目を配置する。 3年次には、専門領域を実践的な課題と結びつけて理解することができるように、コース展開科目を配置する。 4年次には、専門的問題解決能力を養成するために国際政策演習(卒業研究)を配置する。 外国語科目については、基礎的水準から応用的水準まで段階的に学修できるように英語科目と中国語科目を配置する。 各年次には、汎用的能力、能動的実践力、専門的問題解決能力を順次養成するために演習科目を配置する。</p> <p><実施に関する方針> 能動的実践力を養成するため、PBLやアクティブ・ラーニングを重視する。地域に根ざした活動(フィールドワーク)の機会を設けるとともに、少人数演習・能動的学修が各学年で実現できるようにする。</p>			
入学者受入れ方針(アドミッションポリシー)			
<p><入学前能力> 国際政策学部は、ローカルならびにグローバルな視点を携え、みずからの問題意識を社会との関係において育み、問題の発見や提起を含めた一連の問題解決に挑もうとする人間を求めています。そのため、以下の3点で入学前能力を評価します。 【知識・技能】高等学校の各教科・科目を幅広く学習し、均衡のとれた基礎学力を身につけている 【思考力・判断力・表現力】様々な事象を自ら考え、それを自分の言葉で表現することができる 【主体性・多様性・協働性】多様性を尊重しながら他者と対話し、創造的な問題解決に主体的に取り組むことができる</p> <p><評価方法> 入学者選抜においては、多様な人材を選抜するため、一般選抜・学校推薦型選抜・特別選抜(海外帰国生選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜)・3年次編入学を実施します。 各選抜においては、入学前能力を測定するために、提出書類、個別学力検査等によって評価します。 ・一般選抜においては、大学入学共通テストと個別学力検査によって評価します。大学入学共通テストでは国語・外国語を中心とした基礎学力を評価します。個別学力検査では主に主体性・多様性・協働性を評価します。 ・学校推薦型選抜・特別選抜・3年次編入学においては、提出書類と個別学力検査によって評価します。個別学力検査では、小論文によって主に思考力・判断力・表現力を、面接によって主に主体性・多様性・協働性を評価します。</p> <p><入学後能力> 本学部で学修する内容について関心を持ち、主体的な学修への参画によって、学位授与方針に定められた資質能力を身につけることができる。</p>			

山梨県立大学 国際政策学部 創発デザインコース 3つの方針

理念と目的		
グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。		
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)		
育成する人物像	地域の自然・文化・産業をヒューマンセントリックの視点から統合的に解釈し、文理融合(自然科学・人文社会科学)の方法論を用いて地域の将来像を描き具現化する主体的・創造的実行力により、地域変革を牽引する人物	
学士力「学士専門力」	学修成果	測定方法
① 多文化共生社会対応力	自身を取り巻く環境の文化・産業・歴史に関する深い知識を習得した上で、自他の価値観や文化背景の違いを理解・尊重・共感し、議論と対話を通してプロジェクトを推進することができる。	・カリキュラムマップにて示す「多文化共生社会対応力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「多文化共生社会対応力」に係る科目の成績評価
② 国際社会基礎力	外国語能力、ものづくり、データサイエンス、デザインなどの文理横断型の知識・技能を習得し、課題解決に活用することができる。	・カリキュラムマップにて示す「国際社会基礎力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「国際社会基礎力」に係る科目の成績評価
③ 創造的思考力	自ら問いを立てて過去・現在・未来の軸で社会を捉え、目指すべき未来像を構想した上で、自身が何を考え、論じ、行動するべきかを判断することができる。	・カリキュラムマップにて示す「創造的思考力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「創造的思考力」に係る科目の成績評価
④ 批判的思考力	歴史・産業・文化への深い理解に基づいて、多様な利害関係者が共感できる地域のありたい姿を描き、表現することができる。	・カリキュラムマップにて示す「批判的思考力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「批判的思考力」に係る科目の成績評価
⑤ 能動的実践力	自らの専門性にとらわれず探求心を持って未知なるものに挑戦し、ものづくりを通して社会の現場変革に挑むことができる。	・カリキュラムマップにて示す「能動的実践力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「能動的実践力」に係る科目の成績評価
⑥ 社会変革力	ヒューマンセントリックな視点を持って科学技術や情報を活用し、地域社会を主体的かつ内発的に創造し続ける起業家精神を備えている。	・カリキュラムマップにて示す「社会変革力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「社会変革力」に係る科目の成績評価
卒業判定基準	(学部の表に記載)	
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)		
<p><総合性に関する方針> 創発デザインコースには、地域の自然・文化・産業をヒューマンセントリックの視点から統合的に解釈し、文理融合(自然科学・人文社会科学)の方法論を用いて地域の将来像を描き具現化する主体的・創造的実行力により、地域変革を牽引する人物を育成するために必要な科目を配置する。</p> <p><順次性に関する方針> 1年次は導入科目の履修により、学びの技法を身につけると共に、学部で学ぶべきことの全体の見通しと理解を深められるようにする。 2年次はコース基礎科目の履修により知識、技能、倫理的感覚、そしてそれらを統合する総合的運用能力を身につける。 3年次はコース展開科目の履修により自分自身の価値基準を確立し、それに基づいた意思決定力や自己学習能力を身に付ける。 4年次は国際政策演習(卒業研究)の履修により専門的問題解決能力を身につける。また実践演習科目の履修を通し、自身の価値基準を相対化し、その不完全さを受け入れた上で行動できる能動的実践力を身に付ける。</p> <p><実施に関する方針> 実践知を探究しつつ行動する国際人を育成するために探究型学習を重視する。多様な環境にて学びを深め未来を構想する力を養うための学外(国内外)での演習や、自らの手で価値あるものを創り出し社会課題の解決に挑む演習を必修とし、アクティブラーニングや少人数演習を各学年で実現できるようにする。</p>		
入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)		
<p><入学前能力> 国際政策学部は、ローカルならびにグローバルな視点を携え、みずからの問題意識を社会との関係において育み、問題の発見や提起を含めた一連の問題解決に挑もうとする人間を求めています。そのため、以下の3点で入学前能力を評価します。 【知識・技能】高等学校の各教科・科目を幅広く学習し、均衡のとれた基礎学力を身に付けている 【思考力・判断力・表現力】様々な事象を自ら考え、それを自分の言葉で表現することができる 【主体性・多様性・協働性】多様性を尊重しながら他者と対話し、創造的な問題解決に主体的に取り組むことができる</p> <p><評価方法> 入学者選抜においては、多様な人材を選抜するため、一般選抜・学校推薦型選抜・特別選抜(海外帰国生選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜)・3年次編入学を実施します。 各選抜においては、入学前能力を測定するために、提出書類、個別学力検査等によって評価します。 ・一般選抜においては、大学入学共通テストと個別学力検査によって評価します。大学入学共通テストでは国語・外国語を中心とした基礎学力を評価します。個別学力検査では主に主体性・多様性・協働性を評価します。 ・学校推薦型選抜・特別選抜・3年次編入学においては、提出書類と個別学力検査によって評価します。個別学力検査では、小論文によって主に思考力・判断力・表現力を、面接によって主に主体性・多様性・協働性を評価します。</p> <p><入学後能力> 本学部で学修する内容について関心を持ち、主体的な学修への参画によって、学位授与方針に定められた資質能力を身に付けることができる。</p>		

山梨県立大学 国際政策学部 国際コミュニケーションコース 3つの方針

理念と目的			
グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。			
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)			
育成する人物像	国際化に対応する幅広い教養を身につけ、多様な文化や価値観を知り、グローバルな視点に立って国際社会や地域社会の課題に向き合い、だれ一人取り残さない社会の実現に向けて主体的に取り組む協働できる人物		
学士力「学士専門力」		学修成果	測定方法
①	コース専門力	専門分野に関する基礎的な知識・技能を身につけている。 ①国際化に対応する幅広い教養を身につけ活用することができる。 ②多様な文化や価値観を理解することができる。	・カリキュラムマップにて示す「コース専門力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「コース専門力」に係る科目の成績評価
②	外国語活用能力	国際的な活動の場において、外国語を用いてコミュニケーションを問題なくとることができる。英語については、ビジネスの場やアカデミックな場での将来的な活躍の基盤となる知識と能力を身につけている。	・カリキュラムマップにて示す「外国語活用能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「外国語活用能力」に係る科目の成績評価
③	汎用的能力	大学での学修および社会生活の基盤として求められる能力を身につけている。 ・論理的・批判的に思考することができる。 ・自らの意見を文章および口頭で表現することができる。 ・他者の意見を聞き、相互理解を図ることができる。 ・必要な情報を収集し、内容を正確に理解することができる。 ・ICTに関する知識・モラル・スキルを修得し適切に活用することができる。	・カリキュラムマップにて示す「汎用的能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「汎用的能力」に係る科目の成績評価
④	専門的問題解決能力	社会的または学術的課題について、各自の専門性に基づき自問いを立て、適切な方法を選択し、問題解決に取り組むことができる。	・カリキュラムマップにて示す「専門的問題解決能力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「専門的問題解決能力」に係る科目の成績評価
⑤	能動的実践力	多様な他者を理解し、協働的・主体的に行動することができる。	・カリキュラムマップにて示す「能動的実践力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「能動的実践力」に係る科目の成績評価
卒業判定基準	(学部の表に記載)		
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)			
<p><総合性に関する方針> 国際コミュニケーションコースには、国際化に対応する幅広い教養を身につけ、多様な文化や価値観を知り、グローバルな視点に立って国際社会や地域社会の課題に向き合い、だれ一人取り残さない社会の実現に向けて主体的に取り組む協働できる人物を育成するために必要な科目を配置する。</p> <p><順次性に関する方針> 1年次には、学修の基盤となる汎用的能力と基礎知識を身につけ、学部で学ぶべきことの全体の見通しと理解を深めることができるように、導入科目および学部教養科目を配置する。 2年次には、専門領域の基礎知識を身につけることができるように、コース基礎科目を配置する。 3年次には、専門領域を実践的な課題と結びつけて理解することができるように、コース展開科目を配置する。 4年次には、専門的問題解決能力を養成するために国際政策演習(卒業研究)を配置する。 外国語科目については、基礎的水準から応用的水準まで段階的に学修できるよう英語科目と中国語科目を配置する。 各年次には、汎用的能力、能動的実践力、専門的問題解決能力を順次養成するために演習科目を配置する。</p> <p><実施に関する方針> 能動的実践力を養成するため、PBLやアクティブ・ラーニングを重視し、少人数演習・能動的学修が各学年で実現できるようにする。 外国語活用能力を高めるために、海外での多様な学修機会や外国語を用いた講義科目を設ける。</p>			
入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)			
<p><入学前能力> 国際政策学部は、ローカルならびにグローバルな視点を携え、みずからの問題意識を社会との関係において育み、問題の発見や提起を含めた一連の問題解決に挑もうとする人間を求めています。そのため、以下の3点で入学前能力を評価します。 【知識・技能】高等学校の各教科・科目を幅広く学習し、均衡のとれた基礎学力を身につけている 【思考力・判断力・表現力】様々な事象を自ら考え、それを自分の言葉で表現することができる 【主体性・多様性・協働性】多様性を尊重しながら他者と対話し、創造的な問題解決に主体的に取り組むことができる</p> <p><評価方法> 入学者選抜においては、多様な人材を選抜するため、一般選抜・学校推薦型選抜・特別選抜(海外帰国生選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜)・3年次編入学を実施します。 各選抜においては、入学前能力を測定するために、提出書類、個別学力検査等によって評価します。 ・一般選抜においては、大学入学共通テストと個別学力検査によって評価します。大学入学共通テストでは国語・外国語を中心とした基礎学力を評価します。個別学力検査では主に主体性・多様性・協働性を評価します。 ・学校推薦型選抜・特別選抜・3年次編入学においては、提出書類と個別学力検査によって評価します。個別学力検査では、小論文によって主に思考力・判断力・表現力を、面接によって主に主体性・多様性・協働性を評価します。</p> <p><入学後能力> 本学部で学修する内容について関心を持ち、主体的な学修への参画によって、学位授与方針に定められた資質能力を身につけることができる。</p>			

山梨県立大学 人間福祉学部 3つの方針

理念と目的	
<p>高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成します。</p>	
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)	
<p>育成する人物像</p>	<p>本学部は、乳幼児から高齢者まで、誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる福祉コミュニティづくりに、主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成することを目的とする。具体的な人物像については、学科ごとで定める。</p>
<p>卒業判定基準</p>	<p>人間福祉学部は、以下のような知識や能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士(人間福祉学)の学位を授与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語や情報リテラシーなど将来にわたる学びの基礎となる知識・技能、および人間と文化・社会・自然などについての幅広い教養を身につけている。 ・専門分野(社会福祉・子どもの教育・保育)に関する理論的・実践的な知識・技術を身につけている。 ・人間に対する深い共感的理解と、誰もが人間らしく、またその人らしく生活できる社会づくりに貢献しようという意欲をもっている。 ・社会福祉や子育てに関わる地域社会の諸課題を発見し、その解決に向けて多角的な視点から考え、実践する力を身につけている。 ・すぐれたコミュニケーション能力と、多様な他者と協働する力を身につけている。
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)	
<p>人間福祉学部はディプロマ・ポリシーに定めた人材を育成するために、以下のようにカリキュラムを編成する。</p> <p><総合性に関する方針>社会福祉学と保育・教育学という学問分野の学びを通じて、福祉コミュニティづくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材の養成を目的として科目群を編成する。具体的には、学部教養科目では学科共通の科目群として、福祉・保育・教育を理解するうえで多角的な視点をも身につけるための教養科目を設定する。また各学科の専門基礎科目には、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育、教育の各分野の理論的・実践的な知識・技能を修得し、各キャリアの社会的意義を理解するための科目を配置する。分野別科目と実習科目では、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の各免許・資格の取得に必要な科目を配置し、社会福祉や保育・教育の諸課題を多角的な視点から考える分析力や思考力、その解決に向けて行動できる実践力を培うことを目指す。また、学生が主体的に選択し、関連分野への視野を広げるための関連科目や発展科目をそれぞれの学科に配置する。そしてこれらの学部における学修を基礎に、研究課題を自ら設定し、主体的・協働的に探究する総合力を身につけることを目的とした卒業研究科目を設ける。</p> <p><順次性に関する方針>福祉コミュニティづくりを担う専門職に求められる知識・技能を系統的・発展的に理解・修得できるように、各免許・資格課程で規定する履修体系も踏まえながら、その順次性に配慮する。</p> <p><実施に関する方針>各学科の履修方針に従って実施する。</p>	
入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)	
<p><入学前能力></p> <p>人間福祉学部は、大学での学修の前提となる基礎的学力と、人への共感性・コミュニケーション力を備え、福祉社会の発展への貢献や子どもの発達と幸福の支援等、社会貢献への意欲と関心を持った人を求めている。そのため、以下の4点で入学前能力を評価する。</p> <p>AP1:大学での学修の基礎的学力を前提として、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、子どもの教育・保育、子ども福祉、家庭支援等の福祉・教育の専門分野の学修に関心と意欲が強い人</p> <p>AP2:社会の向上、人類の幸福と福祉の発展に貢献することに関心のある人</p> <p>AP3:様々な困難を抱えた人々への共感性のある人</p> <p>AP4:基礎的なコミュニケーション能力、協調性のある人</p> <p><入学後能力></p> <p>各学科で定めた学士専門力に準じて、入学後の学修成果の評価を行う。</p> <p><評価方法></p> <p>各学科で定めた学士専門力の測定方法に準じて、その到達度を評価する。</p>	

山梨県立大学 人間福祉学部福祉コミュニティ学科 3つの方針

理念と目的				
高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成します。				
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)				
育成する人物像 ・福祉コミュニティ学科 福祉行政で活躍する人 地域の福祉を担う人 様々な福祉サービスを提供する人 福祉のリーダーシップを発揮できる人 学士力「学士専門力」			学修成果	
	① 知識理解力	知識・技能	社会福祉・精神保健福祉・介護福祉などに関する基本的な知識体系を身につけ、多角的・総合的に理解することができる。	・カリキュラムマップにて示す「知識理解力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び事業評価アンケートによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「知識理解力」に係る科目の成績評価
	② 技能		社会福祉に関わる地域社会の諸課題を発見し、その解決に向けた実践において多角的な視点から考え、修得した技能を活用できる。	・カリキュラムマップにて示す「実践力・問題解決力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び事業評価アンケートによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「実践力・問題解決力」に係る科目の成績評価
	③ 思考	思考力・判断力・表現力	社会福祉に関する地域社会の課題を発見、その解決に向けて理論や事実に基づいて論理的・総合的に思考し、適切に表現できる。	・カリキュラムマップにて示す「思考・技能」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び事業評価アンケートによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「思考・技能」に係る科目の成績評価
	④ 共感的理解力		生活上の様々な困難を抱えた人々を含め、すべての人々への深い共感的理解を持ち、様々な方法を用いて表現し伝えることができる。	・カリキュラムマップにて示す「共感的理解力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び事業評価アンケートによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「共感的理解力」に係る科目の成績評価
	⑤ 地域貢献力	主体性・多様性・協働性	共生社会の実現に向けて地域づくりに積極的に参加し、貢献することができる。	・カリキュラムマップにて示す「地域貢献力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び事業評価アンケートによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「地域貢献力」に係る科目の成績評価
	⑥ 人間関係形成力		多様な人々の相談や支援を行うことができるコミュニケーション能力を持つとともに、福祉専門職や他の専門職と協働する力を身につけている。	・カリキュラムマップにて示す「人間関係形成力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び事業評価アンケートによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「人間関係形成力」に係る科目の成績評価
	⑦ 態度・志向性		常に自らの人間性と専門性の向上に努め、福祉専門職として責務を果たそうとする態度や志向性を持つことができる。	・カリキュラムマップにて示す「態度・志向性」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び事業評価アンケートによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「態度・志向性」に係る科目の成績評価
卒業判定基準	福祉コミュニティ学科では、本学の理念と目的に基づき、以下の学士力を身につけていると認められた者に、学士(人間福祉学)の学位を授与する。 1: 全学に共通する「学士基盤力」 2: 福祉コミュニティ学科における「学士専門力」			
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)				
福祉コミュニティ学科ではディプロマ・ポリシーに基づいて以下の目標が達成できるよう、カリキュラムを編成する。 ・将来にわたる学びの基礎となる知識・技能、および人間と文化・社会・自然などについての幅広い教養の修得 ・専門分野(社会福祉・精神保健福祉・介護福祉)に関する理論的・実践的な知識・技術の修得 ・人間に対する深い共感的理解と、誰もが人間らしくまたその人らしく生活できる社会づくりに貢献できる力の修得 ・社会福祉や子育てに関わる地域社会の諸課題を発見し、その解決に向けて多角的な視点から考え、実践する力の修得 ・すぐれたコミュニケーション能力と、多様な他者と協働する力の修得 <総合性に関する方針> 幅広い教養と併せて、専門職としての倫理、知識、技術を体系的に修得し、ソーシャルワークを基盤として、人類と社会の問題について、社会変革も見据えた総合的な視野を養う科目群を編成する。 学部教養科目では、福祉を理解し多角的な視野を身につけるための教養科目を設定する。専門基礎科目、専門共通科目、資格課程ごとの分野別科目・実習科目において、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉の各分野を理解するための基礎を学修し、講義、演習、実習による学びの循環を促進する教育課程を編成する。学科専門科目は、3福祉士(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)の資格課程必修科目を中心に構成され、それらに加えて人間と社会の問題について理解を深める科目を関連科目として配置する。これらの学修を土台として、研究課題を自ら設定し、主体的・協働的に探究する総合力を身につけることを目的とした卒業研究の科目を設ける。 <順次性に関する方針> 本学科の教育カリキュラムはソーシャルワーク教育を土台として編成され、それに加えて学生の選択により介護福祉士、精神保健福祉士を積み上げる形で構成する。ソーシャルワーク教育に関しては、まず1年次に専門基礎科目を中心に配置し、基礎的な倫理・知識・技術を、主に講義系科目を通して学ぶ。2年次は専門共通科目を中心に配置し、実践を意識した応用的な倫理・知識・技術を演習等で身につける。3・4年次は分野別科目SWと実習科目SWを中心に配置し、福祉現場での実習を通じて知識・技術を応用し、問題解決力や人間関係を形成していく力を修得する。卒業研究では課題の発見と探究する能力を修得し、生涯にわたる学習と成長へとつなげる。 介護福祉士課程は、ソーシャルワーク教育に加えて1年次から分野別科目CW、実習科目CWを配置し、講義、演習、実習を循環させつつ介護を実践する力を段階的に修得する。1年次は対象者との関係形成、2年次は小規模高齢者施設と障害者支援施設での介護実践、3年次は在宅への訪問介護実践、4年次は高齢者施設における介護過程の展開を実習目的とし、それまでの学修内容を応用し実習に向けて学修を積み重ねていく。 精神保健福祉士課程はソーシャルワーク教育に加えて、2年次から課程に所属し2・3年次に分野別科目MHSWIにより精神保健領域の基礎を講義科目を通じて学ぶ。4年次は分野別科目MHSW、実習科目MHSWの演習、実習を通じ精神保健福祉援助や障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を修得する。 <実施に関する方針> 教育課程編成方針に則り編成した科目については、ナンパリングやカリキュラムマップ、カリキュラムツリーにて総合性や順次性を明示する。講義、演習、実習・フィールドワーク等の多様な方法を組み合わせ、主体的・対話的に深い学びを促進する。 具体的には、以下の学修内容・方法を実施する。 講義: 専門分野の倫理と理論や、関連する社会問題等の知識を修得する。 演習: 専門分野の実践的な知識・技術と、社会を捉える視点・思考力を養う。 実習: 地域社会における実践を通して、専門分野の知識・技術を応用し、課題解決の能力を養う。 学修成果は、定期試験、レポート、実習報告書の作成、実習報告会での発表、授業中の小テストや発表などの平常点で評価することとし、その評価方法については、各科目のシラバスに示す。				
入学受入れ方針(アドミッション・ポリシー)				
福祉コミュニティ学科では、以下のような学生を受け入れます。 <入学前能力> AP1: ソーシャルワークに関する知識・技術・価値・倫理を活用し、地域共生社会の実現、人類の福祉の発展に貢献できる実践力を身につけたい人 AP2: 様々な困難を抱えた人々への深い理解にもとづいて、現代社会の多様な福祉課題を考究し、制度づくりや新しい支援方法、支援体制等の解決策を構想し実践したい人 AP3: 大学での学修の基礎的学力を前提として、主体性をもって多様な人とコミュニケーションを取り協働しながら学び続けたい人 <入学後能力> 福祉コミュニティ学科入学後には、自らがさらに努力を重ね、多くの人々と関わり合いながら、ソーシャルワークに関わる福祉課題、実践に一層の関心を持ち、これまでに身につけた能力をさらに磨くとともに、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉等の複数の専門領域を包摂した教育課程を通して、ソーシャルワークに関わる専門職としての知識・技術・価値・倫理を修得するとともに、社会の出来事に対する問題関心と解決策を構想する力を身に付け、基本的人権を尊重し、他者と協働することの重要性とソーシャルワーカーとしての倫理観・社会的責任を理解してください。 <評価方法> 入学選抜においては、入学前能力を持つ多様な人材を選抜するため、一般選抜・学校推薦型選抜・特別選抜(海外帰国生選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜)・3年次編入学を実施します。 各選抜においては、学力の3要素を測定するために、小論文、面接等、大学入学共通テスト等によって評価します。 「知識・技能」 ① ソーシャルワークに関する知識・技術・価値を学ぶために、高等学校教育における幅広い基礎的な知識や技能を身につけている。(AP3) ② 多様化・複雑化する福祉ニーズや危機、リスクを増幅する社会的脆弱性の解消や低減のために社会福祉、介護福祉、精神保健福祉等の社会福祉に関する基礎知識を身につけている。(AP1) 「思考力・判断力・表現力」 ③ 文章や他者の発言から、その内容や意図や求められていることを的確に理解し、それに応じるために必要な能力を身につけている。(AP3) ④ ソーシャルワークの対象となる当事者の置かれている問題に対して、論理的に思考・判断し・解決するために必要な能力を持っている。(AP2) 「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」 ⑤ 自らのアイデアや経験を地域共生社会の実現に活かすうえで明確なビジョンを持っている。(AP2) ⑥ 多様な意見を尊重しつつ、他者とのコミュニケーションを通して協働的に物事を解決する態度を持っている。(AP3)				

山梨県立大学 人間福祉学部人間形成学科 3つの方針

理念と目的		
<p>高度な専門知識と技術、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、そのらしさを発揮して生活できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成します。</p>		
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)		
育成する人物像	<p>人間形成学科では、子どもの保育・教育・福祉について高度な専門知識と技能を深め、現代の諸課題について論理的、創造的な視点から思考・判断・表現し、高い倫理観や使命感、責任感のある態度で多様な人々と協働しながら、全ての子どもが人間として尊重され、ウェルビーイングを実現できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成します。</p> <p>具体的には、以下の人物像を育成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の発達段階における身体的・心理的な特性、多様な乳幼児の背景を把握し、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における保育内容のねらいと内容に基づいて養護と教育を一体的に展開する重要性を理解し、保護者や地域社会、多職種と協働しながら保育所や幼稚園の組織運営に主体的に関わることができる人物。 ・児童期の発達段階における身体的・心理的な特性、多様な児童の背景を把握し、小学校学習指導要領における各教科等の目標や指導内容、評価方法に基づいて学習指導と生徒指導を展開する重要性を理解し、保護者や地域社会、多職種と協働しながら学校運営に主体的に関わることができる人物。 ・乳幼児から児童期の発達段階における身体的・心理的な特性、障害や外国籍、貧困、被虐待等の背景を把握し、児童養護施設運営指針等の各種指針・ガイドラインにおける養育や支援の内容に基づいて支援計画策定の重要性を理解し、家庭や地域社会、多職種と協働しながら施設の組織運営に主体的に関わることができる人物。 	
	学士力「学士専門力」	<p>学修成果</p> <p>測定方法</p>
① 専門知識活用力	<p>知識・技能</p> <p>子どもの保育・教育・福祉に関する基本的な知識を体系的に理解し、保育・教育・福祉の専門知識を修得したうえで、これらの知識を現代の諸課題と関連づけることができる。</p>	<p>・カリキュラムマップにて示す「専門知識活用力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び授業評価アンケート、ポートフォリオによる自己評価</p> <p>・カリキュラムマップにて示す「専門知識活用力」に係る科目の成績評価</p>
② 技能活用力	<p>子どもの保育・教育・福祉の実践活動において、修得した技能(ICTを含む)を活用できる。</p>	<p>・カリキュラムマップにて示す「技能活用力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び授業評価アンケート、ポートフォリオによる自己評価</p> <p>・カリキュラムマップにて示す「技能活用力」に係る科目の成績評価</p>
③ 論理的思考力	<p>思考力・判断力・表現力</p> <p>子どもの保育・教育・福祉に関する諸課題について、理論や事実に基づいて論理的、総合的に思考し、複数の解決策の結果を予測・判断したうえで適切に考えを表現できる。</p>	<p>・カリキュラムマップにて示す「論理的思考力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び授業評価アンケート、ポートフォリオによる自己評価</p> <p>・カリキュラムマップにて示す「論理的思考力」に係る科目の成績評価</p>
④ 創造的表現力	<p>子どもの保育・教育・福祉の実践に関する自身の考えや感情、イメージについて、言語、身体、美術、音楽等を通して創造的で豊かに表現できる。</p>	<p>・カリキュラムマップにて示す「創造的表現力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び授業評価アンケート、ポートフォリオによる自己評価</p> <p>・カリキュラムマップにて示す「創造的表現力」に係る科目の成績評価</p>
⑤ 主体的学修力	<p>主体性・多様性・協働性</p> <p>子どもや保護者、家庭を支援する専門職を志す者として、自己の目標と課題を明確にし、主体的に学び続けることができる。</p>	<p>・カリキュラムマップにて示す「自己学修力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び授業評価アンケート、ポートフォリオによる自己評価</p> <p>・カリキュラムマップにて示す「自己学修力」に係る科目の成績評価</p>
⑥ 人間関係形成力	<p>子どもや保護者、地域住民、同僚や他の専門職等の多様な人々と連携・協働するための社会性及び意思伝達と傾聴に関するコミュニケーション能力を身につけている。</p>	<p>・カリキュラムマップにて示す「人間関係形成力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び授業評価アンケート、ポートフォリオによる自己評価</p> <p>・カリキュラムマップにて示す「人間関係形成力」に係る科目の成績評価</p>
⑦ 専門職の態度	<p>子どもの保育・教育・福祉の専門職を志す者として、倫理観や使命感、責任感をもって、子どもの保育・教育・福祉の向上に貢献しようとする態度を身につけている。</p>	<p>・カリキュラムマップにて示す「専門職の態度」に係る科目の授業評価における学士力到達度及び授業評価アンケート、ポートフォリオによる自己評価</p> <p>・カリキュラムマップにて示す「専門職の態度」に係る科目の成績評価</p>
卒業判定基準	<p>人間形成学科では、本学科の目的・理念及び教育目標に基づき、学生の学修成果が到達目標に達したと認められ、幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得した者に、学士(人間福祉学)の学位を授与する。</p> <p>1. 全学に共通する「学士基礎力」を身につけている。</p> <p>2. 人間形成学科における「学士専門力」を身につけている。</p>	
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)		
<p>人間形成学科では、子どもの保育・教育・福祉について高度な専門知識と技能を深め、現代の諸課題について論理的、創造的な視点から思考・判断・表現し、高い倫理観や使命感、責任感のある態度で多様な人々と協働しながら、全ての子どもが人間として尊重され、ウェルビーイングを実現できる地域社会づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成するために、以下の3つの方針に基づいてカリキュラムを提供します。</p> <p><総合性に関する方針></p> <p>保育学や教育学という学問分野の学びを通じて、保育者や初等教育の教員養成を目的とした科目群を編成します。具体的には、専門科目として導入教育、学部教養教育、専門基礎科目、分野別科目、発展科目、実習科目、卒業研究の科目群を編成します。学部教養科目では、保育・教育・福祉を理解するうえで多角的な視点を身につけるための教養科目を設定します。専門基礎科目、分野別科目、発展科目、実習科目において、子どもの保育・教育・福祉を理解するための基礎を学修し、学生自身が自ら発展的に保育・教育・福祉の分野別に発展的に専門性を涵養できる教育課程を編成します。専門科目の多くは、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、保育士の資格に必修の科目から構成されます。多様な子どもと家庭について理解するために、幼稚園教諭一種免許、又は小学校教諭一種免許の必修科目の他に、社会的養護や子育て支援に関する科目を選択必修として配置します。大学における学修を基礎に、研究課題を自ら設定し、主体的・協働的に探究する総合力を身につけることを目的とした卒業研究の科目を設けます。なお、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許、保育士の資格に必修・選択必修となる人間や社会に対する学問的探究、豊かな人間性を育成する科目については、全学共通科目から指定の科目を定めます。</p> <p><順次性に関する方針></p> <p>1年次～2年次には、専門基礎理解の科目を中心に配置し、幼稚園教諭一種免許、小学校教諭一種免許に共通する教育の基礎を学修します。教育の基礎を形成したうえで、2年次～3年次に保育内容の指導、教科指導の習得を目指した分野別科目を配置します。発展科目については、専門基礎科目との関連させて1年次から4年次にかけて配置し、基礎的な学修を応用し、発展的に子どもの保育・教育・福祉についての内容を探究できるように編成します。また、1年次から実習科目を配置することで、実践現場における学修を通して、教職・保育職の専門職としての高い倫理観や使命感、責任感の涵養を目的とします。</p> <p><実施に関する方針></p> <p>教育課程編成方針に則り編成した科目については、ナンバリングやカリキュラムマップ、カリキュラムツールにて総合性や順次性を明示します。各科目は講義、演習、実技、実習の授業形態にて実施し、学生が主体的・対話的で深い学びを実現できるような教育方法をとりまします。学修成果は、定期試験、レポート、授業中の小テストや発表などの平常点で評価することとし、その評価方法については、各科目のシラバスに示します。</p>		
入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)		
<p><求める人物像></p> <p>子どもの保育・教育・福祉に関する知識・技能を活用し、現代の諸課題を理論的、実践的な視点から考え、倫理観や使命感、責任感のある態度で多様な人々と協働しながら子どものウェルビーイングに貢献する意欲のある人材を求めています。そのため、以下の6点で入学前能力を評価します。</p> <p><入学前能力></p> <p>AP1: 大学での学修の基礎となる基礎的学力を前提とし、子どもの保育・教育・福祉の学問を修めるため知識・技能を備えている。</p> <p>AP2: これまでの学修で身につけてきた知識・技能を活用し、情報を取捨選択し、子どもの保育・教育・福祉に関する課題を発見することができる。</p> <p>AP3: 子どもの保育・教育・福祉に関する課題を解決するために必要とされる、事実に基づいた論理的思考・判断力、自身の考えを適切に表現する力を有している。</p> <p>AP4: 子どもの保育・教育・福祉に関する自身の考えを自分の言葉で豊かに表現することができる。</p> <p>AP5: 多様性を尊重しながら他者と対話し、協働しようとする態度を有している。</p> <p>AP6: 自己理解に基づいて、子どもの保育・教育・福祉の専門職としてのキャリアをデザインし、目標と課題を明確にし、主体的に学ぶ意欲を有している。</p> <p><入学後能力></p> <p>人間形成学科入学後には、子どもの保育・教育・福祉の専門知識を修得するとともに、実践活動において修得した技能を活用してください。また、子どもの保育・教育・福祉に関する諸課題について、理論や事実に基づいて論理的、総合的に思考し適切に表現する力を身につけ、自身の考えやイメージなどを創造的に豊かに表現する力を磨いてください。これらの能力を高めるため、自己の目標と課題を明確にし、多様な人々と関わり合いながら、主体的に学び続けてください。そして、保育・教育・福祉の専門職としての倫理観や使命感、責任感をもって、子どもの保育・教育・福祉の向上に貢献しようとする態度を身につけてください。</p> <p><評価方法></p> <p>入学者選抜においては、多様な人材を選抜するため、一般選抜・学校推薦型選抜・総合型選抜・特別選抜(海外帰国生選抜・社会人選抜・外国人留学生選抜)・3年次編入学を実施します。各選抜においては、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性を測定するために、学力試験、出願書類、小論文、面接により多角的・総合的に評価します。</p>		

山梨県立大学 看護学部看護学科 3つの方針

理念と目的		
看護学部は、人間や社会を看護学の視点から探究する能力、科学的な思考力と倫理的な判断力、専門職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成します。		
学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)		
育成する人物像	人間や社会を看護学の視点から探究する能力と看護の対象への「科学的知」と「哲学・倫理的知」をもって、看護実践により地域に貢献できる能力を啓発します。さらに、専門職業人としての豊かな人間性を育成します。 1) 学問的探究心を持ち、看護学の発展に貢献できる看護実践者 2) 科学的思考と倫理的判断力に基づき、自己の考えや行動を発展させられる看護実践者 3) 看護の対象となる個人や家族、集団、地域社会の健康課題を多角的にとらえ実践できる看護実践者 4) 保健・医療・福祉のチームの一員として、人々と連携し協働できる看護実践者 5) 社会の動向に関心をもち、看護を取り巻く状況への変革を志向できる看護実践者	
学士力	学修成果	測定方法
① 教養を高める力	知識・技能 自然や地域・多様性のある社会への関心にもとづく知識をもち、看護の対象となる個人、家族、集団、地域社会を多角的に理解するための基盤を備えている。 人々の健康課題を解決する看護実践に必要な専門的知識・技術を身につけている。 看護の対象となる人々とのコミュニケーション技術を身につけている。	・カリキュラムマップにて示す「教養を高める力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「教養を高める力」に係る科目の成績評価
② 看護実践力		・カリキュラムマップにて示す「看護実践力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「看護実践力」に係る科目の成績評価
③ 援助関係形成力		・カリキュラムマップにて示す「援助関係形成力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「援助関係形成力」に係る科目の成績評価
④ 探求する力	思考力・判断力・表現力 人々の健康課題や看護について論理的に課題を探求し、解決に向けた取り組みができる。 看護の対象および地域社会の健康課題解決について、理論や情報に基づいて論理的、総合的に思考し、適切に判断できる。	・カリキュラムマップにて示す「探求する力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「探求する力」に係る科目の成績評価
⑤ 思考力・判断力		・カリキュラムマップにて示す「思考力・判断力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「思考力・判断力」に係る科目の成績評価
⑥ 変革を志向する力	主体性・多様性・協調性 社会の動向に関心をもち、自らの創造力や発信力をもって看護を取り巻く状況への変革を志向することができる。 保健・医療・福祉のチームの一員として、リーダーシップやメンバーシップの精神を持ち協働することができる。 自律した看護専門職業人となるために、自己成長を目指して主体的に学ぶことができる。	・カリキュラムマップにて示す「変革を志向する力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「変革を志向する力」に係る科目の成績評価
⑦ 連携し協働する力		・カリキュラムマップにて示す「連携し協働する力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「連携し協働する力」に係る科目の成績評価
⑧ 自己学修力		・カリキュラムマップにて示す「自己学修力」に係る科目の授業評価における学士力到達度及びポートフォリオによる自己評価 ・カリキュラムマップにて示す「自己学修力」に係る科目の成績評価
卒業判定基準	看護学部では、本学の理念と目的に基づき、以下の『学士力』を身につけていると認められた者に、学士(看護学)の学位を授与する。 1. 全学に共通する「学士基盤力」を身につけている。 2. 看護学部における「学士専門力」を身につけている。	
教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)		
<p><総合性に関する方針> 看護学士課程において学位授与方針に基づく学修成果を身につけるため、看護の基本概念である人間や社会、及び健康に関連した知、看護実践の基盤となる理論や看護実践の向上に関連した知、看護の現象や看護実践の根拠に関連した知、看護を取り巻く倫理的な課題や規範に関連した知を探究する科目および学問のすそ野を広げるための学部教養科目を設定し、それらをカリキュラムに配置します。また、本学の理念でありますグローバルな知の創造から社会の発展に寄与することを目指して、国際性を意識した科目を設置します。</p> <p><順次性に関する方針> 看護学の体系的な学びに向けて、科目履修の順序性を考慮した編成にします。そのため、科目の開講年次と履修条件を設けます。 1年次は、看護の対象である人間や健康および環境を多角的視点から学び、さらに看護実践を支える基盤的学びを深めます。 2年次は、人体に生じる異常とそれを是正する視点と様々な健康課題に対し看護の対象理解と看護の役割・機能・方法を学びます。 3年次は、2年次に学んだ内容を、演習や実習を通してさらに実践的に展開していくことを通じて、知識と実践との統合を図ります。また、看護研究の課題の探究を開始します。 4年次は、さらに知識と実践との統合を図り、様々な健康状況にある対象者への看護の専門的役割と実践方法について展開する、これまでの学びを統合したより専門性の高い科目を設置し、自らが設定した看護研究課題の探究とともに看護学の中でのさらなる専門性の志向を可能にします。</p> <p><実施に関する方針> 学部の教育に対し、山梨県内から多くの協力を得てフィールドとなる利点を活かし、学部の理念である、地域に貢献できる人材育成をめざして地域での学修活動を意識して科目の展開を行っています。各科目では、実務者や当事者、地域住民等の協力およびアクティブラーニングや少人数演習などの教育上の工夫を科目のねらいに合わせて実現できるようにします。</p>		
入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)		
<p>看護学部は、地域に貢献できる優れた専門職業人の育成を目指しています。このために、人間や社会を看護学の視点から探究する能力や看護の対象への『科学的知』と『哲学・倫理的知』をもって看護実践に必要な専門的能力を啓発するとともに、専門職業人としての豊かな人間性を持った人材を育成します。 したがって、高等学校卒業までの学習や生活体験を通じて人間や社会への関心を持ち、客観的・論理的思考ができ、また自己や他者を尊重できる態度が身につけている人の入学を希望します。 看護学部看護学科では、これらの考えに基づき、次のような人を受け入れます。</p> <p>(入学前能力) 1. 人間や社会に強い関心がある人 2. 人を尊重し、よりよい人間関係を築こうとする人 3. 客観的・論理的思考ができ、自分の考えや感じたことをわかりやすく表現できる人 4. 主体的な学習態度と基礎学力が身につけている人 5. 看護に強い関心がある人 6. 卒業後、山梨県内の保健・医療・福祉分野に就業する強い意志を有する人〔学校推薦型選抜及び特別選抜(社会人選抜)〕</p> <p>(入学後能力) 人間や社会を看護学の視点から探究する能力と看護の対象への「科学的知」と「哲学・倫理的知」をもって、看護実践により地域に貢献できる能力を修得してください。さらに、専門職業人としての豊かな人間性を伸ばしてください。</p> <p>(評価方法) 入学者選抜においては、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協調性を測定するために、一般選抜・学校推薦型選抜・特別選抜(社会人選抜)を実施します。 一般選抜においては、「大学入学共通テスト」、「小論文」、「調査書と自己評価書と面接により多面的・総合的に評価する科目」により評価します。 学校推薦型選抜・徳祝選抜(社会人選抜)においては「小論文」、「調査書と自己評価書と面接により多面的・総合的に評価する科目」により評価します。＊卒業後に山梨県内の保険・医療・福祉分野に就職する強い意志を有すること。</p>		

令和6年度教育課程表【※履修・単位認定に関する規程別表に配当年次、時間数、授業形式等の項目を加えてあります。】

全学共通科目

	授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法及び卒業必要単位数	
			必修	選択				
基盤科目	県大基礎	ウェルカム・レクチャー	1	1	15	講義	*国際政策学部は、基盤科目の県大基礎科目群、データリテラシー科目群から「データサイエンス基礎Ⅰ」及び「データサイエンス基礎Ⅱ」、キャリアデザイン科目群から「キャリアデザインⅠ」もしくは「キャリアデザインⅡ」を含む7単位以上、総合科目の9科目群(その他は含まない)から1群を選択し6単位以上、かつ、それ以外の3科目群(その他は含まない)から2単位以上履修し12単位以上、合計で28単位以上修得すること。 *人間福祉学部は、基盤科目の県大基礎科目群、データリテラシー科目群から「データサイエンス基礎Ⅰ」及び「データサイエンス基礎Ⅱ」、外国語科目群から「総合英語Ⅰα」及び「総合英語Ⅰb」を含む7単位以上、総合科目の9科目群(その他は含まない)から1科目群を選択し6単位以上、かつ、それ以外の3群(その他は含まない)から2単位以上履修し12単位以上、合計で28単位以上修得すること。 *看護学部は、基盤科目の県大基礎科目群から「ウェルカムレクチャー」、「シテイズンシップ概論」、データリテラシー科目群から「データサイエンス基礎Ⅰ」及び「データサイエンス基礎Ⅱ」、外国語科目群から「総合英語Ⅰα」及び「総合英語Ⅰb」を含む6単位以上、総合科目のヒューマン科目群の「哲学」を含む2単位以上、合計で15単位以上修得すること。	
		アカデミック基礎演習	1	1	30	演習		
		シテイズンシップ概論	1	1	15	講義		
	データリテラシー	データサイエンス基礎Ⅰ	1	1	15	講義		
		データサイエンス基礎Ⅱ	1	1	15	講義		
		情報学概論	1・2・3・4		2	30		講義
		情報リテラシー	1・2・3・4		2	30		演習
	連携開設科目(データリテラシー)							
	山梨学	山梨の歴史と文化	1・2・3・4		1	15		講義
		山梨の自然と文化	1・2・3・4		1	15		講義
		山梨の産業とグローバル化	1・2・3・4		1	15		講義
		山梨の医療と福祉	1・2・3・4		1	15		講義
	連携開設科目(山梨学)							
	VUCA	VUCA時代のキャリアレジリエンス	1・2・3・4		2			講義
		地域のチャレンジ1	1・2・3・4		1			講義
		地域のチャレンジ2	1・2・3・4		1			講義
		グローバルマインドとスキル	1・2・3・4		2			講義
		地域の豊かさ	1・2・3・4		2			講義
		問題発見の技法	1・2・3・4		1			演習
		U理論と自己理解	1・2・3・4		1			演習
	キャリアデザイン	キャリア・デザインⅠ	1・2・3・4		2	30		演習
		キャリア・デザインⅡ	1・2・3・4		2	30		演習
		多分野連携イノベーション	1		1	15		講義
		ヒューマンサービスイノベーション	2		1	15		講義
		インターンシップ	1・2・3・4		1	30		実習
	連携開設科目(キャリアデザイン)							
	アントレプレナー養成	アントレプレナーシップとスキル	1・2・3・4		2	30		講義
		グローバルビジネススキル	1・2・3・4		1	15		講義
		アイデア共創実践	1・2・3・4		1	15		演習
		ビジネス共創実践	1・2・3・4		2	30		演習
	外国語	総合英語Ⅰa	1・2・3・4		1	30		演習
		総合英語Ⅰb	1・2・3・4		1	30		演習
		中国語Ⅰa	1・2・3・4		1	30		演習
		中国語Ⅰb	1・2・3・4		1	30		演習
		韓国語Ⅰa	1・2・3・4		1	30		演習
		韓国語Ⅰb	1・2・3・4		1	30		演習
		スペイン語Ⅰa	1・2・3・4		1	30		演習
		スペイン語Ⅰb	1・2・3・4		1	30		演習
		フランス語Ⅰa	1・2・3・4		1	30		演習
		フランス語Ⅰb	1・2・3・4		1	30		演習
留学生対象	アカデミック・ジャパニーズ(Writing)	1		2	30	演習		
	アカデミック・ジャパニーズ(Reading)	1		2	30	演習		
連携開設科目(外国語)								
スポーツ	スポーツ実技Ⅰ(フィットネス)	1・2・3・4		1	30	実技		
	スポーツ実技Ⅱ(生涯スポーツ)	1・2・3・4		1	30	実技		
	スポーツ実技Ⅲ(スポーツ競技)	1・2・3・4		1	30	実技		
	スポーツ講義	1・2・3・4		2	30	講義		
連携開設科目(スポーツ)								

授業科目の名称		配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法及び卒業必要単位数	
			必修	選択				
総合科目	コミュニティ・デザイン	チームビルディングスキル	1	1	15	講義		
		データマイニングとエスノグラフィ	2	1	15	講義		
		環境論	1・2・3・4	2	30	講義		
		人間と社会	1・2・3・4	2	30	講義		
		災害支援	1・2・3・4	1	15	講義		
	連携開設科目(コミュニティ・デザイン)							
	グローバル・スタディーズ	グローバル化論	1・2・3・4	2	30	講義		
		文化人類学	1・2・3・4	2	30	講義		
		科学技術社会論	1・2・3・4	2	30	講義		
		国際協力	1・2	1	15	講義		
		連携開設科目(グローバル・スタディーズ)						
	文化表現	文化とコミュニケーション	1・2・3・4	2	30	講義		
		アートと現代社会(文学)	1・2・3・4	2	30	講義		
		アートと現代社会(音楽)	1・2・3・4	2	30	講義		
		アートと現代社会(美術)	1・2・3・4	2	30	講義		
		連携開設科目(文化表現)						
	ガバナンス	日本国憲法	1・2・3・4	2	30	講義		
		社会と経済	1・2・3・4	2	30	講義		
		社会と法	1・2・3・4	2	30	講義		
		社会と政治	1・2・3・4	2	30	講義		
		連携開設科目(ガバナンス)						
	ヒューマン	哲学	1・2・3・4	2	30	講義		
		人間と心	1・2・3・4	2	30	講義		
		生と幸福	1・2	2	30	講義		
		倫理学	1	2	30	講義		
		救急法	1・2	1	15	講義		
	連携開設科目(ヒューマン)							
	観光高度化 人材育成	まちづくりの思想と技術	1・2・3・4	2	30	講義		
		料理とワインのマリアージュ	1・2・3・4	1	15	講義		
		地域資源の保全と活用	1・2・3・4	2	30	講義		
		やまなしワイン入門講座	1・2・3・4	1	15	演習		
		おもてなしマイスター養成講座	1・2・3・4	1	15	講義		
		観光実践マネジメント講座	1・2・3・4	1	15	講義		
		ネイチャーガイド演習1	1・2・3・4	1	15	演習		
		ネイチャーガイド演習2	1・2・3・4	1	15	演習		
		ローカルデザイン実践演習	1・2・3・4	1	15	演習		
		通訳入門実践	1・2・3・4	1	15	演習		
		実用中国語	1・2・3・4	1	15	演習		
		日本ワイン歴史マイスター養成講座	1・2・3・4	1	15	講義		
	地域づくり加速 人材育成	ワークショップデザイン	1・2・3・4	2	30	講義		
		政策づくり実践演習	2・3・4	1	15	演習		
		事業づくり実践演習	2・3・4	1	15	演習		
		政策づくりの技法	2・3・4	1	15	演習		
	ビジネス構想 カ・経営マインド 醸成	地域しごと概論(経営マインド)	1・2・3・4	1	15	講義		
		企業がチャレンジする経営革新	1・2・3・4	1	15	講義		
		付加価値を生む地域資源の保全とブランド化	1・2・3・4	1	15	講義		
		金融リテラシー向上講座	1・2・3・4	1	15	講義		
国際貿易実務		1・2・3・4	1	15	講義			
事業計画づくりワークショップ		2・3・4	1	15	演習			
トレンド予測の手法		1・2・3・4	1	15	演習			
イノベーション創造の基礎と実践		2・3・4	1	15	演習			
ブランディング基礎と実践		2・3・4	1	15	演習			
企業におけるレクチャーと現場研修		1・2・3・4	1	15	演習			
多文化共生対 応人材育成	多文化共生地域課題1(山梨県の多文化化)	1・2・3・4	1	15	講義			
	多文化社会とことば	2・3・4	1	15	講義			
	多文化共生地域課題2(多文化社会における対人援助/外国人と人権)	1・2・3・4	2	30	講義			
	ナラティブを聴く:病いの物語と文化理解	2・3・4	1	15	講義			
	芸術活動をとらえた多様性協働プロジェクト	1・2・3・4	2	30	演習			
	多文化共生の現場を歩く	1・2・3・4	1	15	演習			
	多文化共生を目指した地域課題プロジェクト	1・2・3・4	1	15	演習			
	共生社会を創る~教育の場から~	2・3・4	1	15	演習			
共生社会を創る~保健医療福祉の場から~	2・3・4	1	15	演習				
その他	連携開設科目(その他)							
自由科目	・「大学コンソーシアムやまなし」単位互換制度によって履修した他大学の科目 ・大学間協定に基づき協定校(外国の大学等に限定)が提供する科目							
必要単位数	国際政策学部22単位以上、人間福祉学部22単位以上、看護学部15単位以上							

(1)国際政策学部総合政策学科専門科目

科目分類		授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法	コース必修
				必修	選択				
コース	領域								
導入科目		国際政策入門Ⅰ	Ⅰ	2		30	講義	必修5単位を含 めて、5単位以 上を修得するこ と	
		国際政策入門Ⅱ	Ⅰ	2		30	講義		
		国際政策基礎演習	Ⅰ	1		30	演習		
	◇	地域実践入門Ⅰ	Ⅰ		1	30	演習		
	◇	地域実践入門Ⅱ	Ⅰ		1	30	演習		
学部教養科目	人文	日本の歴史	Ⅰ	2		30	講義	6単位以上を修 得すること	
		アジアの歴史	Ⅰ	2		30	講義		
		日本語教育概論	Ⅰ	2		30	講義		
		欧米の歴史Ⅰ	Ⅰ	2		30	講義		
		欧米の歴史Ⅱ	Ⅰ	2		30	講義		
		英語学概論	Ⅰ	2		30	講義		
	社会	地域政策	地方自治論	Ⅰ	2		30	講義	
			財政学	Ⅰ	2		30	講義	
			生活環境論	Ⅰ	2		30	講義	
			地域振興論	Ⅰ	2		30	講義	
		ビジネス	民法	Ⅰ	2		30	講義	
			刑法	Ⅰ	2		30	講義	
			労働法	Ⅰ	2		30	講義	
			簿記論	Ⅰ	2		30	講義	
			簿記演習	Ⅰ	1		30	演習	
			経営学	Ⅰ	2		30	講義	
		国際関係	国際関係論	Ⅰ	2		30	講義	RM IT
			国際法	Ⅰ	2		30	講義	
			マクロ経済学	Ⅰ	2		30	講義	
			ミクロ経済学	Ⅰ	2		30	講義	
	共生社会論		Ⅰ	2		30	講義		
	観光学入門		Ⅰ	2		30	講義		
	メディア	観光実務	Ⅰ	2		30	講義		
		山梨の観光	Ⅰ	2		30	講義		
		山梨観光演習	Ⅰ	1		30	演習		
		プログラミング基礎	Ⅰ	2		30	演習	ID ID ID	
	デザイン基礎	Ⅰ	2		30	演習			
	未来学	Ⅰ	2		30	講義			
	汎用的技能	問題解決入門Ⅰ	Ⅰ	2		30	講義	必修4単位を含 めて、6単位以 上を修得するこ と	
		問題解決入門Ⅱ	Ⅰ	2		30	講義		
情報ネットワーク論		Ⅰ	2		30	講義			
メディア・リテラシー		Ⅰ	2		30	講義			
地域プロジェクト論		Ⅰ	2		30	講義			
倫理学		Ⅰ	2		30	講義			
学部教養演習	◇ 地域実践演習Ⅰ	2	1		30	演習	「地域実践演習Ⅰ・ Ⅱ」「アカデミック スキル演習Ⅰ・ Ⅱ」のいずれかを含 み2単位以上を修得 すること		
	◇ 地域実践演習Ⅱ	2	1		30	演習			
	アカデミックスキル演習Ⅰ	2	1		30	演習			
	アカデミックスキル演習Ⅱ	2	1		30	演習			
	◇ 海外インターンシップ	2	1		30	実習			
	◇ Study Abroad Programs	1・2	2		30	演習			
基礎科目	地域マネジメント基礎	行政法Ⅰ	2	2		30	講義	コース必修を含 み、選択したコ ース(☆)から6 単位以上修得 し、基礎科目全 体で12単位以 上を修得するこ と	
		行政学	2	2		30	講義		
		公共政策論	2	2		30	講義		
		地域政策論	2	2		30	講義		
		地域経済論	2	2		30	講義		
		地域社会論	2	2		30	講義		
		商法	2	2		30	講義		
		経営組織論	2	2		30	講義		
		会計学	2	2		30	講義		
		上級簿記	2	2		30	講義		
	国際関係・観光メディア基礎	国際政治論	2	2		30	講義		
		欧米の国際関係	2	2		30	講義		
		地域研究論	2	2		30	講義		
		経済政策論	2	2		30	講義		
		日本経済論	2	2		30	講義		
		時事英語Ⅰ	2	1		30	演習		
		時事英語Ⅱ	2	1		30	演習		
		観光まちづくり概論	2	2		30	講義		
		観光と地域デザイン	2	2		30	講義		
		地域観光情報論	2	2		30	講義		
メディア論Ⅰ	2	2		30	講義				

(1)国際政策学部総合政策学科専門科目

科目分類		授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法	コース必修
				必修	選択				
コース	領域								
基礎科目	創発デザイン基礎	データサイエンス応用基礎	2		2	30	演習	コース必修を含み、選択したコース(☆)から8単位以上修得し、展開科目全体で20単位以上を修得すること	ID
		データエンジニアリング基礎	2		2	30	演習		ID
		AI基礎	2		2	30	講義		ID
		エスノグラフィ	2		2	30	演習		ID
		UXデザイン	2		2	30	演習		ID
		関係学	2		2	30	講義		ID
	コース共通基礎	日本文学概論(文学史を含む)	2		2	30	講義		
		比較文化論(異文化理解)	2		2	30	講義		
		社会調査法	2		2	30	講義		
		英語音声学	2		2	30	講義		
		英語の構造(統語)	2		2	30	講義		
		日本語教育方法論	2		2	30	講義		
		日本語教材研究	2		2	30	講義		
		日本語第二言語習得概論	2		2	30	講義		
◇	Techキャンプ	2		1	30	実習	ID		
展開科目	地域マネジメント展開	政策法務論	3		2	30	講義		
		行政法Ⅱ	3		2	30	講義		
		地域企業実践論	3		2	30	講義		
		山梨の政策課題	3		2	30	講義		
		農業と食料	3		2	30	講義		
		環境社会学	3		2	30	講義		
		福祉行財政論	3		2	30	講義		
		社会保障論Ⅰ	3		2	30	講義		
		社会保障論Ⅱ	3		2	30	講義		
		地域福祉論	3		2	30	講義		
		経営戦略論	3		2	30	講義		
		経営分析論	3		2	30	講義		
		マーケティング論	3		2	30	講義		
		中小企業論	3		2	30	講義		
国際関係・観光メディア展開	国際機構論	3		2	30	講義			
	国際開発論	3		2	30	講義			
	国際紛争論	3		2	30	講義			
	国際経済論	3		2	30	講義			
	国際経営論	3		2	30	講義			
	観光政策論	3		2	30	講義			
	国際観光まちづくり論	3		2	30	講義			
	観光ビジネス論	3		2	30	講義			
	メディア論2	3		2	30	講義			
	コンピュータと人間科学	3		2	30	講義			
創発デザイン展開	データサイエンス実践	3		2	30	演習	ID		
	統計学	3		2	30	講義	ID		
	行動経済学	3		2	30	講義	ID		
	グローバルリーダーシップ	3		2	30	講義	ID		
	ビジネスエスノグラフィ	3		2	30	演習	ID		
	エンジニアリングデザインⅠ	3		2	30	演習	ID		
	エンジニアリングデザインⅡ	3		2	30	演習	ID		
	エンジニアリングデザインⅢ	3		2	30	演習	ID		
エンジニアリングデザインⅣ	3		2	30	演習	ID			
コース共通展開	英語文学概論	3		2	30	講義			
	英語文学講読	3		1	30	演習			
	日本語の構造	3		2	30	講義			
	日本語教育評価法	3		2	30	講義			
	日本語教育実習	3		1	30	実習			
	日本語教育特講(外国籍児童生徒等)	3		2	30	講義			
	言語学概論	3		2	30	講義			
	社会言語学	3		2	30	講義			
	多文化教育論(中・高)	3		2	30	講義			
	キャリアデザイン実践	3		2	30	講義			
実践演習科目	◇	国際理解演習	2・3		4	60	演習	必修8単位を含めて、8単位以上を修得すること	
	◇	地域理解演習Ⅰ	3		2	30	演習		
	◇	地域理解演習Ⅱ	3		2	30	演習		
		国際政策課題演習Ⅰ	3		2	30	演習		
		国際政策課題演習Ⅱ	3		2	30	演習		
		国際政策演習Ⅰ(卒業研究)	4		2	30	演習		
		国際政策演習Ⅱ(卒業研究)	4		2	30	演習		

(1)国際政策学部総合政策学科専門科目

科目分類		授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法	コース必修
コース	領域			必修	選択				
外国語	英語	英語Speaking1	1	1		30	演習	必修8単位を含 めて、20単位 以上を修得するこ と 中国語の履修条 件(◆が付され た基礎科目は通 年で4単位修得 すること *中国語会話と 聴力1・2は必修。 中国語文法1・2、 中国語作文1・2 は選択。)	
		英語Speaking2	1	1		30	演習		
		英語Reading1	1	1		30	演習		
		英語Reading2	1	1		30	演習		
		英語Writing1	1	1		30	演習		
		英語Writing2	1	1		30	演習		
		英語Listening1	1	1		30	演習		
		英語Listening2	1	1		30	演習		
		英語Speaking3	1・2・3		1	30	演習		
		英語Speaking4	1・2・3		1	30	演習		
		英語Reading3	1・2・3		1	30	演習		
		英語Reading4	1・2・3		1	30	演習		
		英語Writing3	1・2・3		1	30	演習		
		英語Writing4	1・2・3		1	30	演習		
		英語Listening3	1・2・3		1	30	演習		
		英語Listening4	1・2・3		1	30	演習		
		英語実践1	1・2・3・4		1	30	演習		
		英語実践2	1・2・3・4		1	30	演習		
		英語実践3	1・2・3・4		1	30	演習		
		英語実践4	1・2・3・4		1	30	演習		
	英語実践5	1・2・3・4		1	30	演習			
	英語実践6	1・2・3・4		1	30	演習			
	英語実践7	1・2・3・4		1	30	演習			
	英語実践8	1・2・3・4		1	30	演習			
	ビジネス英語1	3・4		1	30	演習			
	ビジネス英語2	3・4		1	30	演習			
	英文法1	1・2		1	30	演習			
	英文法2	2・3		1	30	演習			
	◇ 英語現地演習1	1・2・3・4		2	60	演習			
	◇ 英語現地演習2	1・2・3・4		2	60	演習			
	留学英語	1・2・3・4		1	30	演習			
	◆ 中国語文法1	1・2		1	30	演習			
	◆ 中国語文法2	1・2		1	30	演習			
	◆ 中国語作文1	1・2		1	30	演習			
	◆ 中国語作文2	1・2		1	30	演習			
	◆ 中国語会話と聴力1	1・2		1	30	演習			
	◆ 中国語会話と聴力2	1・2		1	30	演習			
	◇ 中国語現地演習	1・2		2	60	演習			
	中国語文法3	2・3		1	30	演習			
	中国語文法4	2・3		1	30	演習			
	中国語会話と聴力3	2・3		1	30	演習			
	中国語会話と聴力4	2・3		1	30	演習			
中国語講読1	2・3		1	30	演習				
中国語講読2	2・3		1	30	演習				
観光実用中国語1	2・3		1	30	演習				
観光実用中国語2	2・3		1	30	演習				
ビジネス中国語1	2・3		1	30	演習				
ビジネス中国語2	2・3		1	30	演習				
自由外国語	自由科目	外国語自由科目1	1・2・3・4		1	30	演習	・大学間協定に基づ き協定校が提供する 外国語科目 ・海外の大学で履修 した外国語科目 ・英語、中国語以外 の語学も含む	
		外国語自由科目2	1・2・3・4		1	30	演習		
		外国語自由科目3	1・2・3・4		1	30	演習		
		外国語自由科目4	1・2・3・4		1	30	演習		
		外国語自由科目5	1・2・3・4		1	30	演習		
		外国語自由科目6	1・2・3・4		1	30	演習		
自由科目		・教授会で認めたもの						20単位まで	
必要単位			80単位以上						

◇印の中から2単位以上を修得しなくてはならない。

☆選択可能な「コース」は「地域マネジメント(RM)」「国際関係・観光メディア(IT)」「創発デザインコース(ID)」。

※卒業に必要な最低単位数は、「全学共通科目」(28単位以上)と「総合政策学科専門科目」(80単位以上)を合計して124単位。

(2)国際政策学部国際コミュニケーション学科専門科目

科目分類			授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法	コース必修		
					必修	選択						
コース	領域											
導入科目			国際政策入門Ⅰ	Ⅰ	2		30	講義	必修5単位を含 めて、5単位以 上を修得するこ と			
			国際政策入門Ⅱ	Ⅰ	2		30	講義				
			国際政策基礎演習	Ⅰ	1		30	演習				
	◇		地域実践入門Ⅰ	Ⅰ		1	30	演習				
	◇		地域実践入門Ⅱ	Ⅰ		1	30	演習				
学部 教養 科目	人文	アジア・東 洋文化の 言語文化	日本の歴史	Ⅰ	2		30	講義	6単位以上を修 得すること			
			アジアの歴史	Ⅰ	2		30	講義				
			日本語教育概論	Ⅰ	2		30	講義				
			欧米の 言語文化	欧米の歴史Ⅰ	Ⅰ	2		30		講義		
				欧米の歴史Ⅱ	Ⅰ	2		30		講義		
	英語学概論	Ⅰ		2		30	講義					
	社会	地域 政策	地方自治論	Ⅰ	2		30	講義				
			財政学	Ⅰ	2		30	講義				
			生活環境論	Ⅰ	2		30	講義				
			地域振興論	Ⅰ	2		30	講義				
			民法	Ⅰ	2		30	講義				
		ビジ ネス	刑法	Ⅰ	2		30	講義				
			労働法	Ⅰ	2		30	講義				
			簿記論	Ⅰ	2		30	講義				
			簿記演習	Ⅰ	1		30	演習				
			経営学	Ⅰ	2		30	講義				
		国際 関係	国際関係論	Ⅰ	2		30	講義		IT		
			国際法	Ⅰ	2		30	講義				
			マクロ経済学	Ⅰ	2		30	講義				
			ミクロ経済学	Ⅰ	2		30	講義				
			共生社会論	Ⅰ	2		30	講義				
	メデ ィア	観光学入門	Ⅰ	2		30	講義					
		観光実務	Ⅰ	2		30	講義					
		山梨の観光	Ⅰ	2		30	講義					
		山梨観光演習	Ⅰ	1		30	演習					
		プログラミング基礎	Ⅰ	2		30	演習	ID				
	デザイン基礎	Ⅰ	2		30	演習						
	未来学	Ⅰ	2		30	講義						
	汎用 的 技 能			問題解決入門Ⅰ	Ⅰ	2		30		講義	必修4単位を含 めて、6単位以 上を修得するこ と	
				問題解決入門2	Ⅰ	2		30		講義		
				情報ネットワーク論	Ⅰ	2		30		講義		
				メディア・リテラシー	Ⅰ	2		30		講義		
				地域プロジェクト論	Ⅰ	2		30		講義		
	学部 教 養 演 習	◇		地域実践演習Ⅰ	2	1		30		演習	「地域実践演習Ⅰ・ Ⅱ」「アカデミック スキル演習Ⅰ・ Ⅱ」のいずれかを含 み2単位以上を修得 すること	
		◇		地域実践演習Ⅱ	2	1		30		演習		
		アカデミックスキル演習Ⅰ	2	1		30	演習					
		アカデミックスキル演習Ⅱ	2	1		30	演習					
◇		海外インターンシップ	2	1		30	実習					
◇		Study Abroad Programs	1・2	2		30	演習					
基礎 科 目	国際 関係 ・ 観 光 メ デ ィ ア 基 礎			国際政治論	2	2	30	講義	コース必修を含 み、選択したコ ース(☆)から6 単位以上修得 し、基礎科目全 体で12単位以 上を修得するこ と			
				欧米の国際関係	2	2	30	講義				
				地域研究論	2	2	30	講義				
				経済政策論	2	2	30	講義				
				日本経済論	2	2	30	講義				
				観光まちづくり概論	2	2	30	講義				
				観光と地域デザイン	2	2	30	講義				
				地域観光情報論	2	2	30	講義				
				メディア論Ⅰ	2	2	30	講義				
				データサイエンス応用基礎	2	2	30	演習		ID		
			データエンジニアリング基礎	2	2	30	演習					
			AI基礎	2	2	30	講義					
			エスノグラフィ	2	2	30	演習					
			UXデザイン	2	2	30	演習					
			関係学	2	2	30	講義					
			西洋思想史	2	2	30	講義					
			ヨーロッパの社会と文化	2	2	30	講義					
			英語音声学	2	2	30	講義					
			英語の構造(統語)	2	2	30	講義					
	国際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 基 礎			時事英語Ⅰ	2	1		30	演習	IC		
				時事英語Ⅱ	2	1		30	演習			
				日本文学概論(文学史を含む)	2	2		30	講義			
				日本文化論	2	2		30	講義			
				日本文学講読	2	1		30	演習			
				東アジアの文化と思想	2	2		30	講義			
				日本語教育方法論	2	2		30	講義			
				日本語教材研究	2	2		30	講義			

(2) 国際政策学部国際コミュニケーション学科専門科目

科目分類			授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法	コース必修	
コース	領域	必修			選択						
基礎科目	基礎 共通基		比較文化論(異文化理解)	2		2	30	講義		ID	
			社会調査法	2		2	30	講義			
			行政法 I	2		2	30	講義			
			日本語第二言語習得概論	2		2	30	講義			
			◇ Techキャンプ	2		1	30	実習			
展開科目	国際関係・観光メディア展開		国際機構論	3		2	30	講義	コース必修を含み、選択したコース(☆)から8単位以上修得し、展開科目全体で20単位以上を修得すること		
			国際開発論	3		2	30	講義			
			国際紛争論	3		2	30	講義			
			国際経済論	3		2	30	講義			
			国際経営論	3		2	30	講義			
			観光政策論	3		2	30	講義			
			国際観光まちづくり論	3		2	30	講義			
			観光ビジネス論	3		2	30	講義			
			メディア論2	3		2	30	講義			
			コンピュータと人間科学	3		2	30	講義			
	創発デザイン展開			データサイエンス実践	3		2	30		演習	ID
				統計学	3		2	30		講義	ID
				行動経済学	3		2	30		講義	ID
				グローバルリーダーシップ	3		2	30		講義	ID
				ビジネスエスノグラフィ	3		2	30		演習	ID
				エンジニアリングデザインI	3		2	30		演習	ID
				エンジニアリングデザインII	3		2	30		演習	ID
				エンジニアリングデザインIII	3		2	30		演習	ID
				エンジニアリングデザインIV	3		2	30		演習	ID
				国際コミュニケーション展開			英語文学概論	3			2
	英語文学講読	3					1	30		演習	
	演劇とコミュニケーション	3					2	30		講義	
	Advanced English (Writing)	3					1	30		演習	
	Advanced English (Reading)	3					1	30		演習	
	Advanced Integrated English I	3					1	30		演習	
	Advanced Integrated English II	3					1	30		演習	
	Advanced Integrated English III	3					1	30		演習	
	日中関係の歴史	3					2	30		講義	
	中国の社会経済	3					2	30		講義	
	近現代日本の文学	3					2	30		講義	
	多様性と異文化	3					2	30		講義	
	日本語教育評価法	3					2	30		講義	
	日本語教育実習	3					1	30		演習	
	日本語文献講読(古典)	3					1	30		演習	
	日本語の構造	3		2	30	講義					
日本語教育特講(外国籍児童生徒等)	3		2	30	講義						
共通展開	共通 コース		言語学概論	3		2	30	講義			
			社会言語学	3		2	30	講義			
			多文化教育論(中・高)	3		2	30	講義			
			キャリアデザイン実践	3		2	30	講義			
実践演習科目			◇ 国際理解演習	2・3		4	60	演習	必修8単位を含めて、8単位以上を修得すること		
			◇ 地域理解演習 I	3		2	30	演習			
			◇ 地域理解演習 II	3		2	30	演習			
			国際政策課題演習 I	3	2		30	演習			
			国際政策課題演習 II	3	2		30	演習			
			国際政策演習 I(卒業研究)	4	2		30	演習			
			国際政策演習 II(卒業研究)	4	2		30	演習			
外国語	英語		英語Speaking1	1	1		30	演習	必修8単位を含めて、20単位以上を修得すること 中国語の履修条件(◆が付された基礎科目は通年で4単位修得すること *中国語会話と聴力1・2は必修。中国語文法1・2は選択。)		
			英語Speaking2	1	1		30	演習			
			英語Reading1	1	1		30	演習			
			英語Reading2	1	1		30	演習			
			英語Writing1	1	1		30	演習			
			英語Writing2	1	1		30	演習			
			英語Listening1	1	1		30	演習			
			英語Listening2	1	1		30	演習			
			英語Speaking3	1・2・3		1	30	演習			
			英語Speaking4	1・2・3		1	30	演習			
			英語Reading3	1・2・3		1	30	演習			
			英語Reading4	1・2・3		1	30	演習			
			英語Writing3	1・2・3		1	30	演習			
			英語Writing4	1・2・3		1	30	演習			
			英語Listening3	1・2・3		1	30	演習			
			英語Listening4	1・2・3		1	30	演習			
			英語実践1	1・2・3・4		1	30	演習			
			英語実践2	1・2・3・4		1	30	演習			
			英語実践3	1・2・3・4		1	30	演習			
			英語実践4	1・2・3・4		1	30	演習			
英語実践5	1・2・3・4		1	30	演習						
英語実践6	1・2・3・4		1	30	演習						
英語実践7	1・2・3・4		1	30	演習						
英語実践8	1・2・3・4		1	30	演習						

(2) 国際政策学部国際コミュニケーション学科専門科目

科目分類		授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法	コース必修			
				必修	選択							
コース	領域											
	外国語		ビジネス英語 1	3・4		1	30	演習				
ビジネス英語 2			3・4		1	30	演習					
英文法1			1・2		1	30	演習					
			英文法2	2・3		1	30	演習				
◇			英語現地演習1	1・2・3・4		2	60	演習				
◇			英語現地演習2	1・2・3・4		2	60	演習				
			留学英語	1・2・3・4		1	30	演習				
中国語		◆	中国語文法1	1・2		1	30	演習				
		◆	中国語文法2	1・2		1	30	演習				
		◆	中国語作文1	1・2		1	30	演習				
		◆	中国語作文2	1・2		1	30	演習				
		◆	中国語会話と聴力1	1・2		1	30	演習				
		◆	中国語会話と聴力2	1・2		1	30	演習				
		◇	中国語現地演習	1・2		2	60	演習				
			中国語文法3	2・3		1	30	演習				
			中国語文法4	2・3		1	30	演習				
			中国語会話と聴力3	2・3		1	30	演習				
			中国語会話と聴力4	2・3		1	30	演習				
			中国語講読1	2・3		1	30	演習				
			中国語講読2	2・3		1	30	演習				
			観光実用中国語1	2・3		1	30	演習				
			観光実用中国語2	2・3		1	30	演習				
		ビジネス中国語1	2・3		1	30	演習					
		ビジネス中国語2	2・3		1	30	演習					
自由科目		自由科目	・教授会で認めたもの								20単位まで	
		必要単位				80単位以上						

◇印の中から2単位以上を修得しなくてはならない。

☆選択可能な「コース」は「国際関係・観光メディアコース(IT)」「国際コミュニケーション(IC)」「創発デザインコース(ID)」。

※卒業に必要な最低単位数は、「全学共通科目」(28単位以上)と「国際コミュニケーション学科専門科目」(80単位以上)を合計して124単位。

(3)人間福祉学部 福祉コミュニティ学科専門科目

授業科目		配当 年次	単位数		時間数	形態	履修方法及び 修了要件		
			必修	選択					
学部 教養 科目	コミュニケーション基礎	1		2	30	講義	4単位以上修得		
	社会調査の基礎	2		2	30	講義			
	生・倫理・自立	3・4		2	30	講義			
	子どもの権利	1・2		2	30	講義			
	経済学入門	1・2		2	30	講義			
	統計学基礎	1・2		2	30	講義			
専門 基礎 科目	人間発達と心理Ⅰ	1		2	30	講義	20単位以上修得		
	人間発達と心理Ⅱ	2		2	30	講義			
	医学一般	1		2	30	講義			
	ケア概論	1		2	30	講義			
	高齢者福祉論Ⅰ	2		2	30	講義			
	精神保健の課題と支援Ⅰ	2		2	30	講義			
	障害者福祉論Ⅰ	2		2	30	講義			
	社会学概論	1		2	30	講義			
	福祉と人権	2		2	30	講義			
	ソーシャルワーク援助技術論Ⅰ	1		2	30	講義			
	ソーシャルワーク総論Ⅰ	1		2	30	講義			
	社会保障論Ⅰ	1		2	30	講義			
	社会福祉論Ⅰ	1		2	30	講義			
	子ども福祉論Ⅰ	1		2	30	講義			
地域福祉論Ⅰ	2		2	30	講義				
専門 共通 科目 (人間と社 会の基礎 理解)	社会福祉論Ⅱ	1		2	30	講義	16単位以上修得		
	公的扶助論	2		2	30	講義			
	社会保障論Ⅱ	2		2	30	講義			
	福祉行政論	3		2	30	講義			
	高齢者福祉論Ⅱ	2		2	30	講義			
	障害者福祉論Ⅱ	2		2	30	講義			
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		1	30	演習			
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		1	30	演習			
	地域福祉論Ⅱ	2		2	30	講義			
	ソーシャルワーク援助技術論Ⅱ	2		2	30	講義			
	ケア技術演習	1・2		1	30	演習			
スタールソーシャルワーク論	2		2	30	講義				
分野 別 科目	S W	子ども福祉論Ⅱ	2・3		2	30	講義	18単位以上修得	
		家族関係と家庭福祉	2・3		2	30	講義		
		子ども虐待の臨床	3・4		2	30	講義		
		ソーシャルワーク援助技術論Ⅲ	2		2	30	講義		
		ソーシャルワーク援助技術論Ⅳ	3		2	30	講義		
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	2		1	30	演習		
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	3		1	30	演習		
		ソーシャルワーク演習Ⅴ	4		1	30	演習		
		ソーシャルワーク総論Ⅱ	4		2	30	講義		
		社会福祉施設経営論	3・4		2	30	講義		
		医療福祉論	3・4		2	30	講義		
		司法福祉論	3・4		2	30	講義		
		P S W	精神保健の課題と支援Ⅱ	2		2	30		講義
			精神疾患とその治療Ⅰ	1		2	30		講義
	精神疾患とその治療Ⅱ		3		2	30	講義		
	精神保健福祉の原理Ⅰ		2		2	30	講義		
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2		2	30	講義		
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ		2		2	30	講義		
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ		3		2	30	講義		
	精神障害リハビリテーション論		3		2	30	講義		
	精神保健福祉制度論		3		2	30	講義		
	精神保健福祉援助演習Ⅰ		4		1	30	演習		
	精神保健福祉援助演習Ⅱ		4		1	30	演習		
	精神保健福祉援助演習Ⅲ		4		1	30	演習		

C W	こころとからだのしくみⅠ	1		2	30	講義	
	こころとからだのしくみⅡ	2		2	30	講義	
	介護の基本Ⅰ	1		2	30	講義	
	介護の基本Ⅱ	2		2	30	講義	
	介護の基本Ⅲ	2		2	30	講義	
	介護の基本Ⅳ	3		2	30	講義	
	介護の基本Ⅴ	3		2	30	講義	
	生活支援基礎	1		2	30	講義	
	生活支援技術Ⅰ(移動)	1		1	30	演習	
	生活支援技術Ⅱ(排泄)	2		1	30	演習	
	生活支援技術Ⅲ(食事)	2		1	30	演習	
	生活支援技術Ⅳ(身じたく)	1		1	30	演習	
	生活支援技術Ⅴ(清潔・入浴)	2		1	30	演習	
	生活支援技術Ⅵ(睡眠)	2		1	30	演習	
	生活支援技術Ⅶ(家事)	3		1	30	演習	
	生活支援技術Ⅷ(居住環境)	3		1	30	演習	
	生活支援技術Ⅸ(終末期)	4		1	30	演習	
	認知症の理解Ⅰ	2		2	30	講義	
	認知症の理解Ⅱ	3		2	30	講義	
	介護過程Ⅰ	2		1	30	演習	
	介護過程Ⅱ	3		1	30	演習	
	介護過程Ⅲ	3		1	30	演習	
	介護過程Ⅳ	4		1	30	演習	
	介護過程Ⅴ	4		1	30	演習	
	コミュニケーション技術Ⅰ	1		1	30	演習	
	コミュニケーション技術Ⅱ	3		1	30	演習	
チームマネジメント論	3		2	30	講義		
医療的ケアの基礎Ⅰ	3		2	30	講義		
医療的ケアの基礎Ⅱ	3		2	30	講義		
医療的ケア演習	4		2	60	演習		
S W P S W C W	ソーシャルワーク現場実習指導Ⅰ	2		1	30	演習	20単位までを卒業単位に含めることができる。ただし、資格取得希望者に限る。
	ソーシャルワーク現場実習指導Ⅱ	3		2	60	演習	
	ソーシャルワーク現場実習指導Ⅲ	4		1	30	演習	
	ソーシャルワーク現場実習Ⅰ	3		2	90	実習	
	ソーシャルワーク現場実習Ⅱ	3		2	90	実習	
	ソーシャルワーク現場実習Ⅲ	4		2	60	実習	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ	3		1	30	演習	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ	4		1	30	演習	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ	4		1	30	演習	
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	4		1	45	実習	
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	4		2	90	実習	
	精神保健福祉援助実習Ⅲ	4		2	90	実習	
	介護総合演習Ⅰ	1		1	30	演習	
	介護総合演習Ⅱ	2		1	30	演習	
介護総合演習Ⅲ	3		1	30	演習		
介護総合演習Ⅳ	4		1	30	演習		
介護実習Ⅰ	1		1	45	実習		
介護実習Ⅱ	2		4	180	実習		
介護実習Ⅲ	3		1	45	実習		
介護実習Ⅳ	4		4	180	実習		
関 連 科 目	福祉住環境コーディネイト論	3・4		2	30	講義	5単位以上修得
	栄養学Ⅰ	1・2		2	30	講義	
	栄養学Ⅱ	1・2		1	30	演習	
	調理実習Ⅰ	2		1	30	実習	
	調理実習Ⅱ	2		1	30	実習	
	住居学	1・2		2	30	講義	
	行政法Ⅰ	2・3・4		2	30	講義	
	財政学	1・2・3・4		2	30	講義	
	地域政策論	2・3・4		2	30	講義	
	地方自治論	1		2	30	講義	
	マクロ経済学	1		2	30	講義	
	ミクロ経済学	1		2	30	講義	
	民法	1		2	30	講義	
	デジタル技術活用リサーチ	1		1	15	講義	
ヒューマンサービスの価値創出	1		1	15	講義		
フィールドリサーチ	2		1	15	講義		
ヒューマンサービスの現場改革	2		1	15	講義		
卒業研究	福祉コミュニティ卒業研究Ⅰ	3	2		60	演習	必修6単位修得
	福祉コミュニティ卒業研究Ⅱ	4	4		60	演習	
自由科目	・大学間協定に基づき協定校が提供する科目(「大学コンソーシアムやまなし」によるものを除く。) ・人間形成学科専門科目で本学科学生に開放される科目						
必要単位	74単位以上						

※ 卒業に必要な最低単位数は、「全学共通科目」(28単位以上)と「福祉コミュニティ学科専門科目」(74単位以上)を合計して124単位。

(4)人間福祉学部 人間形成学科専門科目

授業科目の名称		配当 年次	単位数		時間 数	授業 形態	履修方法及び 修了要件	
			必修	選択				
導入科目	人間形成基礎演習	1	1		30	演習	必修1単位を修得する	
学部 教養 科目	コミュニケーション基礎	1		2	30	講義	4単位以上を修得すること。	
	社会調査の基礎	2		2	30	講義		
	生・倫理・自立	3・4		2	30	講義		
	子どもの権利	1		2	30	講義		
	経済学入門	1・2		2	30	講義		
	統計学基礎	1・2		2	30	講義		
専門 基礎 科目	教育 基礎 理論	教育基礎論(幼・小)	1		2	30	講義	11単位以上を修得すること。
		教職概論(幼・小)	1		2	30	講義	
		教育経営論(幼・小)	1		2	30	講義	
		発達・学習の心理学(幼・小)	1		2	30	講義	
		乳幼児保育・教育論	1		2	30	講義	
		特別なニーズのある乳幼児・児童の支援 I	2	1	30	講義		
		教育課程論(就学前)	2	2	30	講義		
		教育課程論(小学校)	2	2	30	講義		
	保育 内容 理解	保育内容(健康)	1	1	15	演習	5単位以上を修得すること。	
		保育内容(人間関係)	1	1	15	演習		
		保育内容(環境)	1	1	15	演習		
		保育内容(言葉)	1	1	15	演習		
		保育内容(表現)	1	1	15	演習		
	教育 内容 理解	国語科基礎(書写を含む。)	2・3	1	30	演習	8単位以上を修得すること。	
		社会科基礎	2・3	1	30	演習		
		算数科基礎	2・3	1	30	演習		
		理科基礎	1・2	1	30	演習		
		生活科基礎	1・2	1	30	演習		
		音楽科基礎	1・2	1	30	演習		
		図画工作科基礎	2・3	1	30	演習		
		家庭科基礎	2・3	1	30	演習		
		体育科基礎	2・3	1	30	演習		
		英語科基礎	2・3	1	30	演習		
		分野 別 科目	保育 内容 指導	教育方法論(就学前)	2	2		30
保育内容総論	4			1	30	演習		
健康領域指導法	2・3			1	30	演習		
人間関係領域指導法	2・3			1	30	演習		
環境領域指導法	1・2			1	30	演習		
言葉領域指導法	1・2			1	30	演習		
表現領域指導法(美術)	2・3			1	30	演習		
表現領域指導法(音楽)	2・3			1	30	演習		
表現領域指導法(身体表現)	2・3			1	30	演習		
表現領域指導法(演劇表現)	3			1	30	演習		
教科 指導	教育方法論(小学校)		2	2	30	講義		
	ICT活用の教育の理論と方法(小学校)		2	1	15	講義		
	初等国語科指導法		3・4	2	30	講義		
	初等国語科指導法特講(書写)		3・4	1	15	演習		
	初等社会科指導法		3・4	2	30	講義		

		授業科目の名称	配当 年次	単位数		時間 数	授業 形態	履修方法及び 修了要件
				必修	選択			
分野別科目	教科指導	初等算数科指導法	3・4		2	30	講義	
		初等理科指導法	3・4		2	30	講義	
		初等生活科指導法	2・3		2	30	講義	
		初等家庭科指導法	3・4		2	30	講義	
		初等図画工作科指導法	3・4		2	60	演習	
		初等音楽科指導法	3・4		2	30	講義	
		初等体育科指導法	3・4		2	30	講義	
		初等外国語科指導法	3・4		2	30	講義	
	生徒相談等	教育相談の理論と方法(幼・小)	1		2	30	講義	4単位以上を修得すること。
		生徒指導(小・中・高・養)	2		1	15	講義	
		進路指導(小・中・高)	2		1	15	講義	
		道徳教育の指導法(小学校)	2		2	30	講義	
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法(小学校)	3・4		2	30	講義	
		幼児の理解と援助	1・2		1	30	演習	
		障がい児教育及び保護者支援	2・3		1	30	演習	
		心理教育アセスメント演習	2・3		1	30	演習	
	社会的養護・子育て支援	社会福祉論Ⅰ	1		2	30	講義	10単位以上を修得すること。
		子ども福祉論Ⅰ	1		2	30	講義	
		ケア概論	1		2	30	講義	
		社会的養護Ⅰ	2・3		2	30	講義	
		子どもの食と栄養Ⅰ	2・3		1	30	演習	
		子どもの食と栄養Ⅱ	2・3		1	30	演習	
		調理実習Ⅰ	2		1	30	演習	
		調理実習Ⅱ	2		1	30	演習	
		乳児保育Ⅰ	2		2	30	講義	
		乳児保育Ⅱ	2		1	30	演習	
		子どもの保健	2		2	30	講義	
		子どもの健康と安全	2		1	30	演習	
		特別なニーズのある乳幼児・児童の支援Ⅱ	2		1	30	演習	
		社会的養護Ⅱ	3		1	30	演習	
		子ども家庭支援論	2		2	30	講義	
		子ども家庭支援の心理学	3		2	30	講義	
		子育て支援演習	3・4		1	30	演習	
発展科目	ピアノ基礎実技	1		1	30	実技	12単位以上を修得すること。	
	ピアノ実技(弾き歌いを含む)	2		1	30	実技		
	ピアノ実技(コード伴奏法を含む)	3		1	30	実技		
	ピアノ応用実技	4		1	30	実技		
	社会福祉論Ⅱ	2		2	30	講義		
	子ども福祉論Ⅱ	2		2	30	講義		
	障害者福祉論Ⅰ	2		2	30	講義		
	高齢者福祉論Ⅰ	2		2	30	講義		
	日本語教育概論	2・3		2	30	講義		
	日本語教育特講(外国籍児童生徒等)	3・4		2	30	講義		
	多文化教育論(幼・小)	3		2	30	講義		
	子ども虐待の臨床	3		2	30	講義		
	児童文学	2・3		2	30	講義		

授業科目の名称		配当 年次	単位数		時間 数	授業 形態	履修方法及び 修了要件
			必修	選択			
発展 科目	幼児教育演習	3・4		1	30	演習	
	教育学演習(幼・小)	4		1	30	演習	
	保育者指導	3・4		2	30	講義	
	保育・教育プロジェクト学習Ⅰ	1		1	30	演習	
	保育・教育プロジェクト学習Ⅱ	2		1	30	演習	
	身体表現演習	4		2	60	演習	
	総合表現演習	4		2	60	演習	
	教職実践演習(幼・小)	4		2	30	演習	
	ソーシャルワーク援助技術論Ⅰ	1		2	30	講義	
	ソーシャルワーク援助技術論Ⅱ	2		2	30	講義	
	デジタル技術活用リサーチ	1		1	15	講義	
	ヒューマンサービスの価値創出	1		1	15	講義	
	フィールドリサーチ	2		1	15	講義	
	ヒューマンサービスの現場改革	2		1	15	講義	
実習 科目	特別支援学校等インターンシップ(小・中)	2		1	30	実習	9単位以上を修得すること。
	サービス・ラーニングⅠ(就学前)	1		1	30	演習	
	サービス・ラーニングⅠ(小学校)	1		1	30	演習	
	サービス・ラーニングⅡ(就学前)	2		1	30	演習	
	サービス・ラーニングⅡ(小学校)	2		1	30	演習	
	学校インターンシップ(就学前)	3		1	30	実習	
	学校インターンシップ(小学校)	3		1	30	実習	
	幼稚園実習指導	3		1	30	演習	
	小学校実習指導	3		1	30	演習	
	幼稚園実習	3		4	120	実習	
	小学校実習	3		4	120	実習	
	保育所実習指導Ⅰ	2		1	30	演習	
	施設実習指導Ⅰ	3		1	30	演習	
	保育所実習指導Ⅱ	3		1	30	演習	
	施設実習指導Ⅱ	3		1	30	演習	
	保育所実習Ⅰ	2		2	90	実習	
	保育所実習Ⅱ	3		2	90	実習	
	施設実習Ⅰ	3		2	90	実習	
施設実習Ⅱ	3		2	90	実習		
卒業研究	人間形成卒業研究Ⅰ	3	2		60	演習	必修6単位以上を修得すること。
	人間形成卒業研究Ⅱ	4	4		60	演習	
自由科目	<ul style="list-style-type: none"> ・大学間協定に基づき協定校が提供する科目(「大学コンソーシアムやまなし」によるものを除く。) ・福祉コミュニティ学科専門科目で本学科学生に開放される科目 ・連携開設科目(教職)のうち、幼稚園教諭課程または小学校教諭課程を対象とする科目 						
必要単位	70単位以上						

※卒業に必要な最低単位数は、「全学共通科目」(28単位以上)と「人間形成学科専門科目」(70単位以上)を合計して124単位。

※人間形成学科は、小学校教諭一種免許状もしくは幼稚園教諭一種免許状の取得を卒業要件とする。

(5)看護学部 看護学科専門科目

授業科目の名称		配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法及び修了要件			
			必修	選択						
人間存在領域	実践支持科目	解剖生理学Ⅰ	1年前期	2		30	講義	看護師課程は必修105単位のほか、看護学部課程科目の選択科目から4単位以上を選択すること(保健師課程科目の内※印のある科目は看護師課程も選択することができる)		
		病原微生物学	1年前期	2		30	講義			
		人間関係論	1年前期	2		30	演習			
		いのちの社会学	1年前期	2		30	講義			
		社会福祉学総論	1年前期	1		15	講義			
		生活健康科学	1年前期	2		30	講義			
		解剖生理学Ⅱ	1年後期	1		15	講義			
		臨床栄養学	1年後期	2		30	講義			
		看護心理学	1年後期	2		30	講義			
		健康情報学	1年後期	2		30	講義			
		公衆衛生学	2年前期	2		30	講義			
		人間の遺伝学	2年前期	1		15	講義			
		△保健福祉行政学Ⅰ	3年前期	2		30	講義			
		性のヘルスプロモーション	2年前期		1	15	講義			
		デジタル技術活用リサーチ	1年前期		1	15	演習			
		ヒューマンサービスの価値創出	1年後期		1	15	演習			
		医療英語Ⅰ	2・3年前期		1	15	講義			
		医療英語Ⅱ	4年後期		1	15	講義			
		実践領域	実践基礎科目	看護学概論	1年前期	2			30	講義
				看護理論	1年後期	1			15	講義
基礎看護技術論Ⅰ	1年後期			1		30	演習			
病態治療学	1年後期			2		30	講義			
薬理学概論	1年後期			1		15	講義			
臨床薬理学	2年前期			1		15	講義			
疾病治療総論	2年前期			2		30	講義			
精神保健論	2年前期			2		30	講義			
基礎看護技術論Ⅱ	2年前期			2		60	演習			
ヘルスアセスメント論	2年前期			1		30	演習			
看護過程展開論	2年前期			2		30	講義			
小児疾病治療論	2年後期			1		15	講義			
母性疾病治療論	2年後期			1		15	講義			
精神疾病治療論	2年後期			1		15	講義			
老年疾病治療論	2年後期			1		15	講義			
医療安全論	3年前期			1		15	講義			
実践応用科目	地域・在宅看護概論			2年前期	2		30	講義		
	地域・在宅看護援助論			2年後期	1		30	演習		
	小児看護学Ⅰ		2年前期	1		15	講義			
	小児看護学Ⅱ		2年後期	2		30	講義			
	△公衆衛生看護学概論Ⅰ		2年後期	1		15	講義			
	成人・老年臨床看護学(急性期看護学)		2年後期	2		30	講義			
	成人・老年臨床看護学(慢性期看護学)		2年後期	2		30	講義			
	老年看護学Ⅰ		2年後期	2		30	講義			
	母性看護学Ⅰ		2年後期	2		30	講義			
	母性看護学Ⅱ		3年前期	1		15	講義			
	母性看護援助論		3年前期	1		30	演習			
	小児看護援助論		3年前期	1		30	演習			
	成人看護援助論(急性期看護学)		3年前期	1		30	演習			
	成人看護援助論(慢性期看護学)		3年前期	1		30	演習			
	老年看護援助論		3年前期	1		30	演習			
	老年看護学Ⅱ		3年前期	1		15	講義			
	精神看護学		3年前期	2		30	講義			
	地域・在宅看護活動論		3年前期	2		30	講義			
	基礎看護学実習Ⅰ		1年前期	1		45	実習			
	基礎看護学実習Ⅱ		2年後期	2		90	実習			
	小児看護学実習		3年後期・4年前期	2		90	実習			
	母性看護学実習		3年後期・4年前期	2		90	実習			
成人・老年臨床看護学実習(急性期看護学)	3年後期・4年前期		2		90	実習				
成人・老年臨床看護学実習(慢性期看護学)	3年後期・4年前期		3		135	実習				
老年看護学実習	3年後期・4年前期	3		135	実習					
精神看護学実習	3年後期・4年前期	2		90	実習					
地域・在宅看護論実習	3年後期・4年前期	3		135	実習					

授業科目の名称		配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法及び修了要件	
			必修	選択				
実践領域	実践統合科目	家族看護学	2年後期	2		30	講義	
		国際看護学	2年後期		2	30	講義	
		国際保健医療演習	2・3年後期		2	60	演習	
		フィールドリサーチ	2年前期		1	15	演習	
		ヒューマンサービスの現場変革	2年後期		1	15	演習	
		災害看護学	4年前期	1		15	講義	
		看護管理学	4年前期	1		15	講義	
		看護教育学	4年後期	1		15	講義	
		リエゾン精神看護	4年後期		1	15	講義	
		認知症ケア論	4年後期		1	15	講義	
		感染看護学	4年後期		1	15	講義	
		がん看護学	4年後期		1	15	講義	
		クリティカルケア看護学	4年後期		1	15	講義	
		補充・代替医療	4年後期		1	15	講義	
		看護実践シミュレーション演習	4年後期		1	30	演習	
		専門職運携実習	3年後期	1		45	実習	
		看護統合実習	4年前期	2		90	実習	
		保健師課程科目	△公衆衛生看護学概論Ⅱ ※	2年後期		1	15	講義
			△保健統計学 ※	3年前期		2	30	講義
	△疫学 ※		3年前期		2	30	講義	
	△保健福祉行政学Ⅱ ※		3年前期		2	30	講義	
	△地域保健活動論ⅠA ※		3年前期		3	45	講義	
	△地域保健活動論ⅠB ※		3年前期		3	45	講義	
	△地域保健活動論Ⅱ ※		3年後期		2	30	講義	
	△地域看護管理学 ※		3年後期		2	30	講義	
	△学校保健論 ※		4年前期		2	30	講義	
	△地域保健活動論Ⅲ ※		4年前期		3	45	講義	
	研究領域	△公衆衛生看護学実習Ⅰ	4年前期		2	90	実習	
		△公衆衛生看護学実習Ⅱ	4年前期		3	135	実習	
△産業保健論 ※		4年後期		1	15	講義		
哲学・倫理領域	研究概論	2年後期		1	15	講義		
	看護研究セミナーⅠ	3年通年	2		60	演習		
	看護研究セミナーⅡ	4年通年	2		60	演習		
合計	ケアのジェンダー学	2年後期		1	15	講義		
	生命倫理	2年後期		1	15	講義		
	看護倫理学	3年前期		1	15	講義		
合計			105 単位	50 単位				
卒業要件	全学共通科目(15単位以上)と看護学部看護学科の科目(109単位以上)とを合計して124単位以上とすること。							

備考

保健師国家試験を受けようとする者は、△の科目を履修しなければならない。

教職課程科目

(1) 中学校・高等学校・養護教諭免許状課程

授業科目の名称	配当年次	単位数		時間数	授業形式	履修方法及び 修了要件
		必修	選択			
教育基礎論(中・高・養)	1	2		30	講義	選択科目の履修については、下記の通りとする。
教職概論(中・高・養)	1	2		30	講義	
教育経営論(中・高・養)	2	2		30	講義	(1)中学校教諭一種免許状課程 ・「道德教育の指導法(中学校)」「特別支援学校等インターンシップ(小・中)」は必修。
教育心理学(中・高・養)	1	2		30	講義	
特別支援教育概論(中・高・養)	2	1		15	講義	(2)中学校・高等学校教諭一種免許状課程 ・「ICT活用の教育の理論と方法(中・高)」「生徒指導(小・中・高・養)」「進路指導(小・中・高)」「教育相談の理論と方法(中・高)」「中等教育実習事前・事後指導」「中学校実習/高等学校実習」「教職実践演習(中・高)」は必修。 ・各教科の指導法は各教科教諭免許状課程において全て必修。
教育課程論(中・高・養)	2	2		30	講義	
道德教育の指導法(中学校)	3		1	30	講義	(3)養護教諭一種免許状課程 ・「道德教育の指導法(中学校)」「生徒指導(小・中・高・養)」「教育相談の理論と方法(養護)」「養護実習事前・事後指導」「養護実習」「教職実践演習(養護)」「健康相談活動理論」は必修。
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法(中・高・養)	3	2		30	講義	
教育方法論(中・高・養)	2	2		30	講義	中等教育実習事前・事後指導
ICT活用の教育の理論と方法(中・高)	2		1	15	講義	
生徒指導(小・中・高・養)	2		1	15	講義	養護実習事前・事後指導
進路指導(小・中・高)	2		1	15	講義	
教育相談の理論と方法(中・高)	1		2	30	講義	中学校実習
教育相談の理論と方法(養護)	1		2	30	講義	
教育学演習(中・高・養)	4		1	30	演習	高等学校実習
特別支援学校等インターンシップ(小・中)	2		1	30	実習	
教職サービス・ラーニングⅠ(中・高・養)	2・3	2		60	演習	養護実習
教職サービス・ラーニングⅡ(中・高)	3・4		2	60	演習	
教職サービス・ラーニングⅡ(養護)	3		2	60	演習	教職実践演習(中・高)
中等教育実習事前・事後指導	3・4		1	30	演習	
養護実習事前・事後指導	3・4		1	30	演習	教職実践演習(養護)
中学校実習	3・4		4	120	実習	
高等学校実習	3・4		2	60	実習	中等英語科指導法Ⅰ
養護実習	4		4	120	実習	
教職実践演習(中・高)	4		2	30	演習	中等英語科指導法Ⅱ
教職実践演習(養護)	4		2	30	演習	
中等英語科指導法Ⅰ	2・3		2	30	講義	中等英語科指導法Ⅲ
中等英語科指導法Ⅱ	2・3		2	30	講義	
中等英語科指導法Ⅲ	3・4		2	30	講義	中等英語科指導法Ⅳ
中等英語科指導法Ⅳ	3・4		2	30	講義	
養護概説	2		2	30	講義	健康相談活動理論
健康相談活動理論	2		2	30	講義	
連携開設科目(教職)						

(2) 幼稚園・小学校教諭課程

授業科目の名称		単位数		履修方法及び修了要件	小免 コース	幼免 コース	
		必修	選択				
導入科目	人間形成基礎演習	1		必修1単位を修得	★	■	
学部 教養 科目	コミュニケーション基礎		2	4単位以上を修得 すること。			
	社会調査の基礎		2				
	生・倫理・自立		2				
	子どもの人権		2				
	経済学入門		2				
	統計学基礎		2				
専門基礎科目	教育基礎理論	教育基礎論(幼・小)	2	11単位以上を修 得すること。	★	■	
		教職概論(幼・小)	2		★	■	
		教育経営論(幼・小)	2		★	■	
		発達・学習の心理学(幼・小)	2		★	■	
		乳幼児保育・教育論	2			■	
		特別なニーズのある乳幼児・児童の支援Ⅰ	1		★	■	
		教育課程論(就学前)	2			■	
		教育課程論(小学校)	2		★		
	保育内容理解	保育内容(健康)	1	5単位以上を修得 すること。		■	
		保育内容(人間関係)	1			■	
		保育内容(環境)	1			■	
		保育内容(言葉)	1			■	
		保育内容(表現)	1			■	
	教育内容理解	国語科基礎(書写を含む。)	1		★		
		社会科基礎	1		★		
		算数科基礎	1		★		
		理科基礎	1		★		
		生活科基礎	1		★		
		音楽科基礎	1		★		
		図画工作科基礎	1		★		
		家庭科基礎	1		★		
		体育科基礎	1		★		
		英語科基礎	1		★		
	分野別科目	保育内容指導	教育方法論(就学前)	2	8単位以上を修得 すること。		■
			保育内容総論	1			■
			健康領域指導法	1			■
			人間関係領域指導法	1			■
環境領域指導法			1			■	
言葉領域指導法			1			■	
表現領域指導法(美術)			1			①	
表現領域指導法(音楽)			1			①	
表現領域指導法(身体表現)			1			①	
表現領域指導法(演劇表現)			1				
教科指導		教育方法論(小学校)	2		★		
		ICT活用の教育の理論と方法(小学校)	1		★		
		初等国語科指導法	2		★		
		初等国語科指導法特講(書写)	1		★		
		初等社会科指導法	2		★		
		初等算数科指導法	2		★		
		初等理科指導法	2		★		
		初等生活科指導法	2		★		
		初等家庭科指導法	2		★		
		初等図画工作科指導法	2		★		
		初等音楽科指導法	2		★		
		初等体育科指導法	2		★		
		初等外国語科指導法	2		★		

分野別科目	生徒指導・教育相談等	教育相談の理論と方法(幼・小)	2	4単位以上を修得すること。	★	■
		道徳教育の指導法(小学校)	2		★	
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法(小学校)	2		★	
		生徒指導(小・中・高・養)	1		★	
		進路指導(小・中・高)	1		★	
		幼児の理解と援助	1			■
		障がい児教育及び保護者支援	1			
		心理教育アセスメント演習	1			
	社会的養護・子育て支援	社会福祉論Ⅰ	2	10単位以上を修得すること。		
		子ども福祉論Ⅰ	2			
		ケア概論	2			
		社会的養護Ⅰ	2			
		子どもの食と栄養Ⅰ	1			
		子どもの食と栄養Ⅱ	1			
		調理実習Ⅰ	1			
		調理実習Ⅱ	1			
		乳児保育Ⅰ	2			
		乳児保育Ⅱ	1			
		子どもの保健	2			
		子どもの健康と安全	1			
特別なニーズのある乳幼児・児童の支援Ⅱ		1				
社会的養護Ⅱ		1				
子ども家庭支援論		2				
子ども家庭支援の心理学	1					
子育て支援演習	1					
発展科目	ピアノ基礎実技	1	12単位以上を修得すること。	★	■	
	ピアノ実技(弾き歌いを含む)	1		★	■	
	ピアノ実技(コード伴奏法を含む)	1			②	
	ピアノ応用実技	1			②	
	社会福祉論Ⅱ	2				
	子ども福祉論Ⅱ	2				
	障害者福祉論Ⅰ	2				
	高齢者福祉論Ⅰ	2				
	日本語教育概論	2				
	日本語教育特講(外国籍児童生徒等)	2				
	多文化教育論(幼・小)	2		★		
	子ども虐待の臨床	2				
	幼児教育演習	1				
	教育学演習(幼・小)	1				
	児童文学	2				
	保育者指導	2				
	保育・教育プロジェクト学習Ⅰ	1		★	■	
	保育・教育プロジェクト学習Ⅱ	1		★	■	
	身体表現演習	2		★	■	
	総合表現演習	2		★	■	
	教職実践演習(幼・小)	2		★	■	
	ソーシャルワーク援助技術論Ⅰ	2				
	ソーシャルワーク援助技術論Ⅱ	2				
	デジタル技術活用リサーチ	1				
	ヒューマンサービスの価値創出	1				
	フィールドリサーチ	1				
ヒューマンサービスの現場改革	1					

実習科目	特別支援学校等インターンシップ(小・中)		1	9単位以上を修得すること。	★	
	サービス・ラーニングⅠ(就学前)		1		★	■
	サービス・ラーニングⅠ(小学校)		1		★	■
	サービス・ラーニングⅡ(就学前)		1		I	③
	サービス・ラーニングⅡ(小学校)		1		I	③
	学校インターンシップ(就学前)		1		II	④
	学校インターンシップ(小学校)		1		II	④
	幼稚園実習指導		1			■
	小学校実習指導		1		★	
	幼稚園実習		4			■
	小学校実習		4		★	
	保育所実習指導Ⅰ		1			
	施設実習指導Ⅰ		1			
	保育所実習指導Ⅱ		1			
	施設実習指導Ⅱ		1			
	保育所実習Ⅰ		2			
	保育所実習Ⅱ		2			
	施設実習Ⅰ		2			
施設実習Ⅱ		2				
卒業研究	人間形成卒業研究Ⅰ	2		必修6単位を修得すること。	★	■
	人間形成卒業研究Ⅱ	4			★	■
自由科目	・大学間協定に基づき協定校が提供する科目(「大学コンソーシアムやまなし」によるものを除く。) ・福祉コミュニティ学科専門科目で本学科学生に開放される科目 ・連携開設科目(教職)のうち、幼稚園教諭課程または小学校教諭課程を対象とする科目					
必要単位	70単位以上					

※卒業に必要な最低単位数は、「全学共通科目」(28単位以上)と「人間形成学科専門科目」(70単位以上)を合計して124単位。

※人間形成学科は、小学校教諭一種免許状もしくは幼稚園教諭一種免許状の取得を卒業要件とする。

※2年次進級時に、小学校教諭一種免許状(小免)コース、もしくは幼稚園教諭一種免許状(幼免)コースを選択すること。上欄のうち、小免コースの者は必修科目(★)とⅠⅡの各領域から選択した1科目以上の単位、幼免コースの者は必修科目(■)と①②③④の各領域から選択した1科目以上の単位の修得を卒業要件とする。

社会福祉士課程

社会福祉士指定科目	指定規則 時間数	福祉コミュニティ学科における対応科目	
		授業科目の名称	単位数 時間数
人・社会・生活と福祉に関する知識と方法			
医学概論	30	医学一般	2 30
心理学と心理的支援	30	人間発達と心理 I	2 30
社会学と社会システム	30	社会学概論	2 30
社会学の原理と政策	60	社会福祉論 I・II	4 60
社会福祉調査の基礎	30	社会調査の基礎	2 30
総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術			
ソーシャルワークの基礎と専門職	60	ソーシャルワーク総論 I ソーシャルワーク総論 II	2 30 2 30
ソーシャルワークの基礎と専門職(専門)	120	ソーシャルワーク援助技術論 I・II ソーシャルワーク援助技術論 III・IV	4 60 4 60
地域福祉の基礎整備と開発に関する知識と技術			
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論 I・II	4 60
福祉サービスの組織と経営	30	社会福祉施設経営論	2 30
サビ 7 に関する知識			
社会保険	60	社会保険論 I・II	4 60
高齢者福祉	30	高齢者福祉論 I	2 30
障害者福祉	30	障害者福祉論 I	2 30
児童・家庭福祉	30	子ども福祉論 I	2 30
貧困に対する支援	30	公的扶助論	2 30
保健医療と福祉	30	医療福祉論	2 30
権利擁護を支える法制度	30	福祉と人権	2 30
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	2 30
実習・演習			
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習 I	1 30
ソーシャルワーク演習(専門)	120	ソーシャルワーク演習 II・III・IV・V	4 120
ソーシャルワーク実習指導	90	ソーシャルワーク現場実習指導 I・II・III	4 120
ソーシャルワーク実習	240	ソーシャルワーク現場実習 I・II・III ※ソーシャルワーク現場実習 III については、介護実習 IV または精神保健福祉援助実習 III で代替することもできる。	6 240
合計	1200		63 1230

介護福祉士課程

領域	教育内容	指定規則 時間数	福祉コミュニティ学科における対応科目	
			授業科目の名称	単位数 時間数
人間と社会	人間の理解 人間の尊厳と自立 人間関係とコミュニケーション 必修 社会の理解 選択	30以上 60以上 60以上	生・倫理・自立	2 30
			コミュニケーション基礎 チームマネジメント論 家族関係と家庭福祉 社会保険論 I 社会福祉論 I 地域福祉論 I こども福祉論 I 高齢者福祉論 I 社会と経済 環境論 社会調査の基礎 社会学概論 福祉と人権 ケア概論	2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30 2 30
介護の基本	介護の基本 介護の基本 II 介護の基本 III 介護の基本 IV 介護の基本 V	180	介護の基本 I	2 30
			介護の基本 II	2 30
			介護の基本 III	2 30
			介護の基本 IV	2 30
			介護の基本 V	2 30
			コミュニケーション技術 I	1 30
			コミュニケーション技術 II	1 30
			生活支援基礎	2 30
			生活支援技術 I (移動)	1 30
			生活支援技術 II (排泄)	1 30
生活支援技術 III (食事)	1 30			
生活支援技術 IV (身じたく)	1 30			
生活支援技術 V (清潔・入浴)	1 30			
生活支援技術 VI (睡眠)	1 30			
生活支援技術 VII (家事)	1 30			
生活支援技術 VIII (居住環境)	1 30			
生活支援技術 IX (終末期)	1 30			
介護過程 I	1 30			
介護過程 II	1 30			
介護過程 III	1 30			
介護過程 IV	1 30			
介護過程 V	1 30			
介護総合演習 I	1 30			
介護総合演習 II	1 30			
介護総合演習 III	1 30			
介護総合演習 IV	1 30			
介護実習 I	1 45			
介護実習 II	4 180			
介護実習 III	1 45			
介護実習 IV	4 180			
発達と老化の理解	60	人間発達と心理 I 人間発達と心理 II	2 30 2 30	
認知症の理解	60	認知症の理解 I 認知症の理解 II	2 30 2 30	
障害の理解	60	障害者福祉論 I 障害者福祉論 II	2 30 2 30	
こころからだのしくみ	120	精神保健の課題と支援 I こころからだのしくみ I こころからだのしくみ II	2 30 2 30 2 30	
講義 演習	50時間 (実時間)	医療的ケアの基礎 I 医療的ケアの基礎 II 医療的ケア演習 呼吸吸引・経管栄養・経鼻経管栄養・救急蘇生法演習	2 30 2 30 2 30 2 60	

精神保健福祉士課程

精神保健福祉士指定科目	指定規則 時間数	福祉コミュニティ学科における対応科目	
		授業科目の名称	単位数 時間数
医学概論	30	医学一般	2 30
心理学と心理的支援	30	人間発達と心理 I	2 30
社会学と社会システム	30	社会学概論	2 30
社会福祉の原理と政策	60	社会福祉論 I・II	4 60
地域福祉と包括的支援体制	60	地域福祉論 I・II	4 60
社会保障	60	社会保障論 I・II	4 60
障害者福祉	30	障害者福祉論 I	2 30
権利擁護を支える法制度	30	福祉と人権	2 30
刑事司法と福祉	30	司法福祉論	2 30
社会福祉調査の基礎	30	社会調査の基礎	2 30
精神医学と精神医療	60	精神疾患とその治療 I 精神疾患とその治療 II	2 30 2 30
現代の精神保健の課題と支援	60	精神保健の課題と支援 I 精神保健の課題と支援 II	2 30 2 30
ソーシャルワークの基礎と専門職	30	ソーシャルワーク総論 I	2 30
精神保健福祉の原理	60	精神保健福祉の原理 I 精神保健福祉の原理 II	2 30 2 30
ソーシャルワークの理論と方法	60	ソーシャルワーク援助技術論 I ソーシャルワーク援助技術論 II	2 30 2 30
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	60	ソーシャルワークの理論と方法 (専門) I ソーシャルワークの理論と方法 (専門) II	2 30 2 30
精神障害リハビリテーション論	30	精神障害リハビリテーション論	2 30
精神保健福祉制度論	30	精神保健福祉制度論	2 30
ソーシャルワーク演習	30	ソーシャルワーク演習 I	1 30
ソーシャルワーク演習 (専門)	90	精神保健福祉援助演習 I 精神保健福祉援助演習 II 精神保健福祉援助演習 III	1 30 1 30 1 30
ソーシャルワーク実習指導	90	精神保健福祉援助実習指導 I 精神保健福祉援助実習指導 II 精神保健福祉援助実習指導 III	1 30 1 30 1 30
ソーシャルワーク実習	210	精神保健福祉援助実習 I 精神保健福祉援助実習 II 精神保健福祉援助実習 III	1 45 2 90 2 90
合計	1200		64 1215

保育士課程

様式2より

系列	告示による教科目		人間形成学科における対応科目	
	教科目	単位数	授業形態	単位数
			左に対応して開設されている教科目	必修 選択 計
			チームビルディングスキル	1 1
			データマイニングとエスノグラフィ	1 1
			環境論	2 2
			人間と社会	2 2
			災害支援	1 1
			グローバル化論	2 2
			文化人類学	2 2
			科学技術社会論	2 2
			国際協力	1 1
			文化とコミュニケーション	2 2
			アートと現代社会 (文学)	2 2
			アートと現代社会 (音楽)	2 2
			アートと現代社会 (美術)	2 2
			日本国憲法	2 2
			社会と経済	2 2
			社会と法	2 2
			社会と政治	2 2
			哲学	2 2
			人間と心	2 2
			生と幸福	2 2
			倫理学	2 2
			救急法	1 1
			総合英語 Ia	1 1
			総合英語 Ib	1 1
			中国語 Ia	1 1
			中国語 Ib	1 1
			韓国語 Ia	1 1
			韓国語 Ib	1 1
			スペイン語 Ia	1 1
			スペイン語 Ib	1 1
			フランス語 Ia	1 1
			フランス語 Ib	1 1
			フランス語講義	2 2
			スポーツ実技 I (フィットネス)	1 1
			スポーツ実技 II (生涯スポーツ)	1 1
			スポーツ実技 III (スポーツ競技)	※ 1 1
			合計	3 32 34
			34単位 (≧10単位)	

※のうち1単位以上必修

様式3より

系列	告示による教科目			人間形成学科における対応科目			単位数		
	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	必修	選択	
保育に関する本質・科目	保育原理	講義	2	乳幼児保育・教育論	講義	2	2	2	
	教育原理	講義	2	教育基礎論(幼・小)	講義	2	2	2	
	子ども家庭福祉	講義	2	教育経営論(幼・小)	講義	2	2	2	
	社会福祉	講義	2	子ども福祉論 I	講義	2	2	2	
	子ども家庭支援論	演習	2	子ども福祉論 II	講義	2	2	2	
	社会的養護 I	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	2	2	
	保育者論	講義	2	社会的養護 II	講義	2	2	2	
	保育の心理学	講義	2	教職概論(幼・小)	講義	2	2	2	
	子ども家庭支援の心理学	演習	2	発達・学習の心理学(幼・小)	講義	2	2	2	
	子どもの理解と援助	講義	1	子ども家庭支援の心理学	講義	2	2	2	
	子どもの保健	演習	2	幼児の理解と援助	演習	1	1	1	
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養 I	講義	2	2	2	
保育に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	子どもの食と栄養 II	演習	1	1	1	
	保育内容総論	演習	1	教育課程論(就学前)	講義	2	2	2	
	保育内容演習	保育内容(健康)	演習	1	保育内容総論	演習	1	1	1
		保育内容(人間関係)	演習	1	保育内容(健康)	演習	1	1	1
		保育内容(環境)	演習	1	保育内容(人間関係)	演習	1	1	1
		保育内容(言葉)	演習	1	保育内容(環境)	演習	1	1	1
		保育内容(表現)	演習	1	保育内容(言葉)	演習	1	1	1
	保育に関する科目	健康領域指導法	演習	1	保育内容(表現)	演習	1	1	1
		人間関係指導法	演習	1	健康領域指導法	演習	1	1	1
		環境領域指導法	演習	1	人間関係指導法	演習	1	1	1
		言葉領域指導法	演習	1	環境領域指導法	演習	1	1	1
	保育に関する科目	表現領域指導法(美術)	演習	4	言葉領域指導法	演習	1	1	1
表現領域指導法(音楽)		演習	1	表現領域指導法(美術)	演習	1	1	1	
表現領域指導法(身体表現)		演習	1	表現領域指導法(音楽)	演習	1	1	1	
総合表現演習		演習	2	表現領域指導法(身体表現)	演習	1	1	1	
保育実習	乳児保育 I	講義	2	総合表現演習	演習	2	2	2	
	乳児保育 II	演習	1	乳児保育 I	講義	2	2	2	
	子どもの健康と安全	演習	1	乳児保育 II	演習	1	1	1	
	障害児保育	演習	2	子どもの健康と安全	演習	1	1	1	
総合演習	社会的養護 II	演習	1	特別なニーズのある乳幼児・児童の支援 I	演習	1	1	1	
	子育て支援	演習	1	特別なニーズのある乳幼児・児童の支援 II	演習	1	1	1	
	保育実習 I	実習	4	社会的養護 II	演習	1	1	1	
	保育実習指導 I	演習	2	子育て支援	演習	1	1	1	
合計	保育実践演習	演習	2	保育所実習 I	実習	2	2	2	
	教職実践演習(幼・小)	演習	2	施設実習 I	実習	2	2	2	
合計	51 単位	56	4	60	60	単位(≧51 単位)			

※ 必修単位数以上を修得

様式4より

系列	告示による教科目(別表第2)			人間形成学科における対応科目			単位数																																																																																		
	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数	必修	選択																																																																																	
保育に関する本質・科目	保育に関する本質・科目	講義	15	各指定保育士養成施設において設定	幼児教育演習 教育学演習(幼・小) 保育者指導 子ども福祉論 II	演習 演習 講義 講義 演習 演習	9	2	2																																																																																
										保育に関する科目	講義	1	障がい児教育及び保護者支援	演習	1	1	1																																																																								
																		保育に関する科目	講義	2	心理教育アセスメント演習	演習	1	2	2																																																																
																										保育に関する科目	講義	1	子ども虐待の臨床	講義	1	1	1																																																								
																																		保育に関する科目	講義	1	サービスマーケティング I (就学前)	演習	1	1	1																																																
																																										保育に関する科目	講義	1	サービスマーケティング II (就学前)	演習	1	1	1																																								
																																																		保育に関する科目	講義	2	ケア概論	講義	2	2	2																																
																																																										保育に関する科目	講義	2	児童文学	講義	2	2	2																								
																																																																		保育に関する科目	講義	2	教育方法論(就学前)	講義	2	2	2																
																																																																										保育に関する科目	講義	2	ピアノ基礎実技	実技	1	1	1								
																																																																																		保育に関する科目	講義	2	ピアノ実技(弾き歌いを含む)	実技	1	1	1
保育に関する科目	講義	2	ピアノ実用実技	実技	1	1	1																																																																																		
								保育に関する科目	講義	2	表現領域指導法(演劇表現)	実技	1	1	1																																																																										
																保育実習	実習	2	保育所実習 II	実習	2	2	2																																																																		
																								保育実習	演習	1	保育所実習指導 II	演習	1	1	1																																																										
																																保育実習	実習	2	施設実習 II	実習	2	2	2																																																		
																																								保育実習	演習	1	施設実習指導 II	演習	1	1	1																																										
																																																合計	18 単位以上を設定	3			26	26	29																																		
																																																								合計	18 単位以上を設定	3			26	26	29																										

※アまたはイは選択必修

人間形成学科における対応科目		単位数	
左に対応して開設されている科目	授業形態	必修	選択
		計	計
左に対応して開設されている科目 人間形成基礎演習 子どもの人権 コミュニケーション基礎 社会福祉論Ⅱ 高齢者福祉論Ⅰ 障害者福祉論Ⅰ ソーシャルワーク援助技術論Ⅰ ソーシャルワーク援助技術論Ⅱ 人間形成卒業研究Ⅰ 人間形成卒業研究Ⅱ	演習	1	1
	講義		2
	講義		2
	講義		2
	講義		2
	講義		2
	講義		2
	講義		2
	講義		2
	演習	2	2
	演習	4	4
	合計	7	14
			21

幼稚園・小学校教諭一種免許状課程

(対象学年：2024年度入学生以降)

〈教職課程の履修方法〉

I. 幼稚園・小学校教諭一種免許状の取得にあたっては、教育職員免許法施行規則に定める下記の科目領域の最低修得単位数以上を修得し、且つ必修科目の単位数を修得することが求められます。

1. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(最低修得単位数 8単位)
2. 教育の基礎的理解に関する科目等(最低修得単位数 幼児21単位 小免27単位)
3. (幼稚園)領域及び保育内容の指導法に関する科目(最低修得単位数 幼児16単位)(小学校)教科及び教科の指導法に関する科目(最低修得単位数 小免30単位)
4. 大学が独自に設定する科目(最低修得単位数 幼児14単位 小免2単位)

II. 小学校教諭普通免許状の取得にあたっては、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に依る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、介護等体験の修了(本学においては「特別支援学校等インターシッピング」の履修や必要とされる事前・事後指導への参加)が求められます。

1. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(最低修得単位数 8単位)		単位数 必修	本学で開設されている科目	履修形態	履修年次	備考
単位数	選択					
日本国憲法	2	2	日本国憲法	講義	1・2・3・4	
体育	2	2	スポーツ講義	講義	1・2・3・4	
			スポーツ実技Ⅰ(フットネス)	実技	1・2・3・4	実技Ⅰ～Ⅲから1単 位以上を修得するこ と
			スポーツ実技Ⅱ(生涯スポーツ)	実技	1・2・3・4	
			スポーツ実技Ⅲ(スポーツ競技)	実技	1・2・3・4	
外国語コミュニケーション	2	2	総合英語Ⅰa	演習	1	
			総合英語Ⅰb	演習	1	
			中国語Ⅰa	演習	1・2・3・4	
			中国語Ⅰb	演習	1・2・3・4	
			韓国語Ⅰa	演習	1・2・3・4	
			韓国語Ⅰb	演習	1・2・3・4	左科目から2単位以 上を修得すること
数理、データ活用 及び人工知能に 関する科目又は 情報機器の操作	2	2	スペイン語Ⅰa	演習	1・2・3・4	
			スペイン語Ⅰb	演習	1・2・3・4	
			フランス語Ⅰa	演習	1・2・3・4	
			フランス語Ⅰb	演習	1・2・3・4	
			情報リテラシー	演習	1・2・3・4	

科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	単位数		履修形態	履修年次	備考
			必修	選択			
2. 教育の基礎的理解に関する科目等(最低修得単位数 幼児21単位 小免27単位)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	2	2	講義	1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	10	2	2	講義	1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	10	2	2	講義	1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	10	2	2	講義	1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	10	1	1	演習	2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	10	2	2	講義	2	幼児対象
	道徳の理論及び指導法	10	2	2	講義	2	小免対象
	総合的な学習の時間の指導法	10	2	2	講義	2	小免対象
	特別活動の指導法	10	2	2	講義	3・4	小免対象
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	10	2	2	講義	2	幼児対象
教育実践に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	5	4	1	講義	1	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	5	1	4	講義	1	
	幼児理解の理論及び方法	5	1	4	演習	1・2	幼児対象
	生徒指導の理論及び方法	5	1	4	講義	2	小免対象
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	1	4	講義	2	小免対象
	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	5	2	3	講義	1	
	教育実習	5	1	4	演習	3	幼児対象
	小学校実習指導	5	1	4	演習	3	小免対象
	小学校実習	5	1	4	演習	3	小免対象
	学校体験活動	5	1	4	演習	1	幼児対象
教職実践演習	2	2	0	演習	4		

※小学校教諭一種免許状に加入して幼稚園教諭一種免許状を取得しようとする場合、これらの科目は小免対象の教育実践に関する科目で履修替え可能である

【幼稚園】

3. 領域及び保育内容の指導法に関する科目 (最低修得単位数 幼児 16単位)									
科目区分	(1) 領域に含めることが必要な事項	本学で開設されている科目	単位数		履修形態	履修年次	備考	履修方法	
			必修	選択				履修形態	備考
領域に関する専門的事項	健康	保育内容(健康)	1		演習	1			
	人間関係	保育内容(人間関係)	1		演習	1			
	環境	保育内容(環境)	1		演習	1			
	言葉	保育内容(言葉)	1		演習	1			
	表現	保育内容(表現)	1		演習	1			
		ピアノ/基礎実技	1		実技	1			
		ピアノ実技(弾き歌いを含む)	1		実技	2			
		ピアノ実技(コード伴奏法を含む)	1	1	実技	3	1単位以上を修得すること		
	身体表現演習			2		演習	4		
	総合表現演習			2		演習	4		

(2) 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)									
科目区分	本学で開設されている科目	単位数		履修形態	履修年次	備考	履修方法		
		必修	選択				履修形態	備考	
保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	保育内容総論	1		演習	4				
	健康領域指導法	1		演習	2・3				
	人間関係領域指導法	1		演習	2・3				
	環境領域指導法	1		演習	1・2				
	言葉領域指導法	1		演習	1・2				
	表現領域指導法(美術)	1		演習	2・3	左記から1単位以上を修得すること			
	表現領域指導法(音楽)	1		演習	2・3				
	表現領域指導法(身体表現)	1		演習	2・3				
	表現領域指導法(演劇表現)	1		演習	3				

※ 教育職員免許法施行規則第二十条備考十三号により、小免取得者は、保育内容の指導法の単位のうち3単位までは、各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をあてることができる(ただし、「初等社会科指導法」「初等理科指導法」「初等家庭科指導法」、「初等外国語指導法」の単位をあててはできない)。

4. 大学が独自に設定する科目 (最低修得単位数 幼児 14単位)									
履修方法	本学で開設されている科目	単位数		履修形態	履修年次	備考	履修方法		
		必修	選択				履修形態	備考	
「大学が独自に設定する科目」の選択科目、又は最低取得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解」「教育の基礎的理解」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて14単位以上を修得	乳幼児保育・教育論		2	講義	1				
	障がい児教育及び保護者支援		1	演習	2・3				
	児童文学		2	講義	2・3				
	幼児教育演習		1	演習	3・4				
	多文化教育論(幼・小)		2	講義	3				
	保育者指導		2	講義	3・4				
	保育・教育プロジェクト学習 I		1	演習	1				
	保育・教育プロジェクト学習 II		1	演習	2				
	教育学演習(幼・小)		1	演習	4				

【小学校】

3. 教科及び教科の指導法に関する科目(最低修得単位数 小児30単位)						
(1) 教科に関する専門的事項						
各科目に含めること が必要な事項	本学で開設されている科目	単位数		履修 形態	履修年次	備考
		必修	選択			
国語 (書写を含む。)	国語科基礎(書写を含む。)	1		演習	2・3	
社会	社会科基礎	1		演習	2・3	
算数	算数科基礎	1		演習	2・3	
理科	理科基礎	1		演習	1・2	
生活	生活科基礎	1		演習	1・2	
	音楽科基礎	1		演習	1・2	
	ピアノ基礎実技	1		実技	1	
音楽	ピアノ実技(弾き歌いを含む)	1		実技	2	
	ピアノ実技(コード伴奏法を含む)		1	実技	3	
	ピアノ応用実技		1	実技	4	
図画工作	図画工作科基礎	1		演習	2・3	
家庭	家庭科基礎	1		演習	2・3	
体育	体育科基礎	1		演習	2・3	
外国語	英語科基礎	1		演習	2・3	

(2) 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)						
各科目に含めること が必要な事項	本学で開設されている科目	単位数		履修 形態	履修年次	備考
		必修	選択			
国語 (書写を含む。)	初等国語科指導法	2		講義	3・4	
	初等国語科指導法特講(書写)	1		講義	3・4	
社会	初等社会科指導法	2		講義	3・4	
算数	初等算数科指導法	2		講義	3・4	
理科	初等理科指導法	2		講義	3・4	
生活	初等生活科指導法	2		講義	2・3	
音楽	初等音楽科指導法	2		講義	3・4	
図画工作	初等図画工作科指導法	2		演習	3・4	
家庭	初等家庭科指導法	2		講義	3・4	
体育	初等体育科指導法	2		講義	3・4	
外国語	初等外国語科指導法	2		講義	3・4	

4. 大学が独自に設定する科目(最低修得単位数 小児2単位)

履修方法	本学で開設されている科目	単位数		履修 形態	履修年次	備考
		必修	選択			
「大学が独自に設定する科目」の必修・選択科目、又は最低取得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法」に関する科目、「教育の基礎的理解」に関する科目、「道徳・総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等」に関する科目、「教育実習に関する科目」について、併せて2単元以上を修得	特別支援学校等インターンシップ(小・中)	1		演習	2	
	日本語教育概論		2	講義	2・3	
	多文化教育論(幼・小)	2		講義	3	
	日本語教育特講(外国籍児童生徒等)	2		講義	3・4	
	保育・教育プロジェクト学習 I	1		演習	1	
	保育・教育プロジェクト学習 II	1		演習	2	
	教育学演習(幼・小)		1	演習	4	

必修→選択に

中学校・高等学校教諭一種免許状課程

(対象学年:2024年度入学生以降)

〈教職課程の履修方法〉

I. 中学校・高等学校教諭一種免許状の取得にあたっては、教育職員免許法施行規則に定める下記の科目領域の最低修得単位数以上を修得し、且つ必修科目の単位を修得することが求められます。

1. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(最低修得単位数 8単位)
2. 教育の基礎的理解に関する科目等(最低修得単位数 中免27単位 高免23単位)
3. 教科及び教科の指導法に関する科目(最低修得単位数 中免28単位 高免24単位)
4. 大学が独自に設定する科目(最低修得単位数 中免4単位 高免12単位)

II. 中学校教諭普通免許状の取得にあたっては、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき、介護等体験の修了(本学においては「特別支援学校インターンシップ」の履修や必要とされる事前・事後指導への参加)が求められます。

III. 教育実習に参加し、所定の単位を修得するためには、本学が定める「教育実習参加条件」の基準を所定の期限までに満たすことが必要です。

I. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(最低修得単位数 8単位)						
施行規則に定める科目区分等	単位数	必修	選択	履修形態	履修年次	備考
日本国憲法	2	2		講義	1・2・3・4	
体育	2			講義	1・2・3・4	
			1	実技	1・2・3・4	実技Ⅰ～Ⅲから1単位以上を修得すること
			1	実技	1・2・3・4	
			1	実技	1・2・3・4	
外国語コミュニケーション	2		1	演習	1	
			1	演習	1	
			1	演習	1・2・3・4	
			1	演習	1・2・3・4	
			1	演習	1・2・3・4	
			1	演習	1・2・3・4	
			1	演習	1・2・3・4	
			1	演習	1・2・3・4	左科目から2単位以上を修得すること
数理、データの活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2			演習	1・2・3・4	

2. 教育の基礎的理解に関する科目等(最低修得単位数 中免27単位 高免23単位)						
科目	各科目に含まれる事項	単位数	必修		履修形態	備考
			単位数	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2		講義	1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2	2		講義	1
	教育に関する社会的・制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2	2		講義	2
	幼児、児童及び生徒の自身の発達及び学習の過程	2	2		講義	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1	1		講義	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム、マネジメントを含む。)	2	2		講義	2
	道徳の理論及び指導法	1	1		講義	3
	総合的な学習の時間の指導法/総合的な探究の時間の指導法	2	2		講義	3
	特別活動の指導法	2	2		講義	2
	教育の方法及び技術	2	2		講義	2
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目及び生徒	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1	1		講義	2
	生徒指導の理論及び方法	1	1		講義	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	1	1		講義	2
	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2		講義	1
	中等教育実習事前・事後指導	1	1		演習	3・4
	中学校実習	4	4		実習	3・4
	高等学校実習	2	2		実習	3・4
	学校体験活動	3	3			
	教職実践演習	2	2		演習	4
	教職実践演習(中・高)	2	2		演習	4

【英語科】

科目区分	科目名 各科目に含めることが必要な事項	単位数	3. 教科及び教科の指導法に関する科目(最低修得単位数 中免28単位 高免24単位)				備考				
			本学で開設されている科目	単位数 必修	選択	履修形態		履修年次			
英語学	英語学		英語学概論	2		講義	1				
			英文法1	1		演習	1・2				
英語文学	英語文学		英文法2	1		演習	2・3				
			英語音声学	2		講義	2				
			英語の構造(統語)	2		講義	2				
			英語文学概論	2		講義	3				
			英語文学講読	1		演習	3				
			英語Speaking1	1		演習	1				
			英語Speaking2	1		演習	1				
			英語Speaking3	1		演習	2・3				
			英語Speaking4	1		演習	2・3				
			英語Reading1	1		演習	1				
			英語Reading2	1		演習	1				
			英語Reading3	1		演習	2・3				
異文化理解	異文化理解		英語Reading4	1		演習	2・3				
			英語Writing1	1		演習	1				
			英語Writing2	1		演習	1				
			英語Writing3	1		演習	2・3				
			英語Writing4	1		演習	2・3				
			英語Listening1	1		演習	1				
			英語Listening2	1		演習	1				
			英語Listening3	1		演習	2・3				
			英語Listening4	1		演習	2・3				
			ビジネス英語1	1		演習	3・4				
			ビジネス英語2	1		演習	3・4				
			時事英語1	1		演習	2				
時事英語2	1		演習	2							
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		比較文化論(異文化理解)	2		講義	2				
			文化とコミュニケーション	2		講義	1				
			欧米の国際関係	2		講義	2				
			中等英語科指導法I	2		講義	2・3				
			中等英語科指導法II	2		講義	2・3				
			中等英語科指導法III	2		講義	3・4				
			中等英語科指導法IV	2		講義	3・4				
			4. 大学が独自に設定する科目(最低修得単位数 中免4単位 高免12単位)								
			履修方法等	各科目に含めることが必要な事項	単位数	本学で開設されている科目				備考	
						必修	選択	履修形態	履修年次		
			(中学校教諭免許) 「大学が独自に設定する科目」の必修・選択科目、又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得 (高等学校教諭免許) 同上について、併せて12単位以上を修得		中 4 高 12	特別支援学校等インターンシップ(小・中)	1		実習	2	中免必修
						道徳教育の指導法(中学校)	1		講義	2	高免対象
教職サーブिस・ラーニングI(中・高・養)	2					演習	2・3				
教職サーブिस・ラーニングII(中・高)	2					演習	3・4				
			日本語教育特講(外国籍児童生徒等)	2		講義	3				
			多文化教育論(中・高)	2		講義	3				
			教育学演習(中・高・養)	1		演習	4				

養護教諭一種免許状課程

(対象学年：2024年度入学生以降)

〈教職課程の履修方法〉

I. 養護教諭一種免許状の取得にあたっては、教育職員免許法施行規則に定める下記の科目領域の最低修得単位数以上を修得し、且つ必修科目の単位を修得することが求められます。

II. 養護実習を履修するためには、本学が定める「養護実習を履修するための条件」を満たすことが必要です。

1. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(最低修得単位数 8単位)
2. 教育の基礎的理解に関する科目等(最低修得単位数 21単位)
3. 養護に関する科目(最低修得単位数 28単位)
4. 大学が独自に設定する科目(最低修得単位数 7単位)

I. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目(最低修得単位数 8単位)		単位数	本学で開設されている科目	単位数		履修形態	履修年次	備考
施行規則に定める科目区分等	必修			選択				
日本国憲法	2	2	日本国憲法	2	講義	1・2・3・4	★	
体育	2	2	スポーツ講義	2	講義	1・2・3・4	★左記から2単元以上を修得すること	
			スポーツ実技Ⅰ(フットボール)	1	実技	1・2・3・4		
			スポーツ実技Ⅱ(生涯スポーツ)	1	実技	1・2・3・4		
			スポーツ実技Ⅲ(スポーツ競技)	1	実技	1・2・3・4		
外国語コミュニケーション	2	2	総合英語Ⅰa	1	演習	1	★左記から2単元以上を修得すること	
			総合英語Ⅰb	1	演習	1		
数理、データ活用及び人工知能に関する科目または情報機器の操作	2	2	情報リテラシー	2	演習	1・2・3・4	★	

2. 教育の基礎的理解に関する科目等(最低修得単位数 21単位)									
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	本学で開設されている科目	単位数		履修形態	履修年次	備考	
				必修	選択				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	8	教育基礎論(中・高・養)	2	2	講義	1	★	
				2	2	講義	1	★	
				2	2	講義	2		
				2	2	講義	1	★	
				1	1	講義	2		
				2	2	講義	2		
				1	1	講義	3		
				2	2	講義	3		
道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間に関する内容 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	6	道徳教育の指導法(中学校)	1	1	講義	3			
			2	2	講義	3			
			2	2	講義	2			
			1	1	講義	2			
			2	2	講義	2			
			1	1	講義	2			
			2	2	講義	1	★		
			1	1	演習	3・4			
教育実践に関する科目	養護実習 養護実習 養護実習	5	養護実習事前・事後指導	1	1	演習	3・4		
				4	4	実習	4		
教育実践演習	2	2	教育実践演習(養護)	2	演習	4			

養護教諭一種免許状課程履修学生選考試験を受けようとする者は、1年次に★の科目を履修しなければならない。

3. 養護に関する科目 (最低修得単位数 28単位)									
科目区分	各科目に含めること が必要な事項	単 位 数	単位数		本学で開設されている科目	履修 形態	履修 年次	備考	
			必修	選択					
	衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	2		公衆衛生学	講義	2		
	学校保健	2	2		保健福祉行政学 I	講義	3		
	養護概説	2	2		学校保健論	講義	4		
	健康相談活動の理 論・健康相談活動の 方法	2	2		養護概説	講義	2		
	栄養学(食品学を含 む。)	2	2		健康相談活動理論	講義	2		
	解剖学・生理学	2	2		臨床栄養学	講義	1		
	「微生物学、免疫学、 薬理概論」	2	2		解剖生理学 I	講義	1		
	精神保健	2	1		病原微生物学	講義	1		
			2		薬理学概論	講義	1		
			1		精神保健論	講義	2		
			1		基礎看護技術論 I	演習	1		
			1		ヘルスアセスメント論	演習	2		
			1		小児看護学 I	講義	2		
		10	2		小児看護学 II	講義	2		
	看護学(臨床実習及 び救急処置を含む。)		2		小児看護学実習	実習	3・4		
			2		精神看護学	講義	3		
			1		救急法	講義	1・2		
養護に関する科目									
4. 大学が独自に設定する科目 (最低修得単位数 7単位)									
履修方法等	単 位 数	単位数		本学で開設されている科目	履修 形態	履修 年次	備考		
		必修	選択						
「大学が独自に設定する科目」 の必修・選択科目、又は最低取 得単位数を超えて履修した「養 護に関する科目」「教育の基礎 的理解に関する科目」「道徳、総 合的な学習の時間等の内容及 び生徒指導、教育相談等に関す る科目」「教育実践に関する科 目」について、併せて7単位以上 を修得	7	2		教職サーブिस・ラーニング I (中・高・養)	演習	2・3			
			2	教職サーブिस・ラーニング II (養護)	演習	3			
			1	教育学演習(中・高・養)	演習	4			

日本語教員養成課程

国際政策学部では日本語教員養成課程を設けています。科目及び単位については以下の通りです。
大学の卒業要件を満たし、かつすべての領域で取得した単位の合計が必要単位(26単位以上)を満たしている者には、「日本語教員養成課程修了証」を授与します。

分野	科目	単位数	配当年次				科目の分野
			1年	2年	3年	4年	
社会・文化・地域(2単位以上)	シチズンシップ概論	1	○	○	○	○	全学共通科目
	グローバル化論	2	○	○	○	○	全学共通科目
	文化人類論	2	○	○	○	○	全学共通科目
	観光学入門	2	○	○	○	○	全学共通科目
	共生社会を創る～教育の場から～	1	○	○	○	○	全学共通科目
	行政法I	2	○	○	○	○	全学共通科目
	文化とコミュニケーション	2	○	○	○	○	全学共通科目
	比較文化論(異文化理解)	2	○	○	○	○	全学共通科目
	社会言語学	2	○	○	○	○	全学共通科目
	多様性と異文化	2	○	○	○	○	全学共通科目
言語と社会(4単位以上)	多文化教育論(中・高・養)	2	○	○	○	○	全学共通科目
	教育心理学(中・高・養)	2	○	○	○	○	全学共通科目
	人間と心	2	○	○	○	○	全学共通科目
	日本語第二言語習得概論	2	○	○	○	○	全学共通科目
	日本語教育概論(外国籍児童生徒等)	2	○	○	○	○	全学共通科目
	日本語教育概論	2	○	○	○	○	全学共通科目
	日本語教育方法論	2	○	○	○	○	全学共通科目
	日本語教材研究	2	○	○	○	○	全学共通科目
	日本語教育評価法	2	○	○	○	○	全学共通科目
	日本語教育実習	1	○	○	○	○	全学共通科目
言語と教育(10単位以上)	子・タ・サ・エ・ン・ス基礎 I	1	○	○	○	○	全学共通科目
	情報学概論	2	○	○	○	○	全学共通科目
	ICT活用の教育の理論と方法(中・高)	2	○	○	○	○	全学共通科目
	社会調査法	2	○	○	○	○	全学共通科目
	日本語の構造	2	○	○	○	○	全学共通科目
	言語学概論	2	○	○	○	○	全学共通科目
	教育相談の理論と方法(中・高)	2	○	○	○	○	全学共通科目
	フロア・ハ・リ・マ・イ・ン・ド・ス・キ・ル	1	○	○	○	○	全学共通科目
	アイ・テ・ィ・ア・キ・ョウ・カク・シ	1	○	○	○	○	全学共通科目
	通訳入門実践	1	○	○	○	○	全学共通科目
言語(5単位以上)	実用中国語	1	○	○	○	○	全学共通科目
	韓国語 I a	1	○	○	○	○	全学共通科目
	スペイン語 I a	1	○	○	○	○	全学共通科目
	フランス語 I a	1	○	○	○	○	全学共通科目
	Study Abroad Programs	2	○	○	○	○	全学共通科目

注:国際政策学部に所属する学生は履修することが可能です。
「日本語教育実習」の受講にあたっては、事前に「日本語教育概論」「日本語教育方法論」「日本語教材研究」の3科目の単位を修得すること。
必要単位の総計は26単位以上です。各領域の必要最低単位のみのみは26単位になりませんので、注意してください。

山梨県地域通訳案内士副専攻課程

国際政策学部では(注1)、山梨県地域通訳案内士副専攻課程を設けています。科目及び単位については以下の通りです。
すべての領域で取得した単位の合計が必要単位(20単位以上)を満たしている者には、「山梨県地域通訳案内士副専攻課程修了証」を授与します。
当該修了証取得者は、山梨県地域通訳案内士試験の受験資格を得ることができます。

領域	科目	必修科目数	選択科目数	学年配当				備考
				1年	2年	3年	4年	
講義	山梨の観光	2	○	○	○	○	○	
	観光業務	2	○	○	○	○	○	
	山梨観光実習	1	○	○	○	○	○	
	地域実践入門I	1	○	○	○	○	○	
	地域実践入門II	1	○	○	○	○	○	
	地域実践実習I	1	○	○	○	○	○	
	地域実践実習II	1	○	○	○	○	○	
	海外インターンシップ	1	○	○	○	○	○	
	Study Abroad Programs	2	○	○	○	○	○	
	地域理解実習II	2	○	○	○	○	○	
英語	国際政策学部専門科目 外国語・英語区分の科目(対象31科目 33単位)		33					英語選択者 8単位以上
	国際政策学部専門科目 外国語・中国語区分の科目及び全学共通科目 外国語・留学生対象区分の科目のうち 英語a, 1bに限る(対象19科目22単 位)		22					1. 語学の単位は、選択した 1言語以外の単位は認めら れません。 2. 対象科目及び配当年次 については教育課程表を参 照してください。
中国語学 (注2)	全学共通科目・基礎科目 外国語・留学生対象区分の科目のうち 日本語科目(注4)		2					中国語選択者 16単位以上
	合計	5	68					全体で20単位 以上取得(注3)

注1:2学科4コースいずれの学生も履修することが可能です。
注2:語学は言語のうちいずれか1言語を必ず選択し、その言語のみで単位を取得し、かつ、備考欄に欄げた要件を満たす必要があります。
注3:必要単位の総計は20単位以上です。各領域の必要最低単位のみのみは20単位になりませんので、注意してください。
注4:山梨大学が開講している中国語と日本語科目(連携開設科目に限る)を含む。

保健師課程

表6 保健師国家試験受験資格取得のための科目(31単位)

科目区分	授業科目	単位数
実践支持科目	保健福祉行政学 I	2
実践応用科目	公衆衛生看護学概論 I	1
保健師課程科目	公衆衛生看護学概論 II	1
	保健統計学	2
	疫学	2
	保健福祉行政学 II	2
	地域保健活動論 I A	3
	地域保健活動論 I B	3
	地域保健活動論 II	2
	地域看護管理学	2
	学校保健論	2
	地域保健活動論 III	3
	公衆衛生看護学実習 I	2
	公衆衛生看護学実習 II	3
	産業保健論	1

保健師免許取得により看護教諭二種免許状を取得する場合は、「日本国憲法」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目 または 情報機器の操作」に該当する科目を各2単位修得、「体育」、「外国語コミュニケーション」に該当する科目を各2単位以上修得する必要がある。

山梨県立大学大学院学則

(平成22年4月1日制定 大学第1002号)

目次

- 第1章 総則 (第1条-第3条)
- 第2章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日 (第4条-第6条)
- 第3章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍 (第7条-第19条)
- 第4章 教育方法等 (第20条-第27条)
- 第5章 課程の修了 (第28条)
- 第6章 賞罰 (第29条・第30条)
- 第7章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生 (第31条-第33条)
- 第8章 授業料、入学料及び入学検定料 (第34条)
- 第9章 雑則 (第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 山梨県立大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成し、豊かで活力ある社会の発展に寄与することを目的とする。

(課程)

第2条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。
 2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(研究科等)

第3条 本学大学院に次の研究科及び専攻を置く。
 人間福祉学研究科 人間福祉学専攻
 看護学研究科 看護学専攻
 2 研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする
 人間福祉学研究科
 子ども家庭福祉を中心に子ども学、教育学、社会学、社会学の理論及び応用を教授研究し、人間福祉学の研究的視点をもち実践者、臨床的視点をもち研究者等の高度な専門職人材を育成する。
 看護学研究科
 看護学の理論及び応用を教授研究し、看護学の進展に寄与するとともに、高度専門職業人、看護学教育者及び看護学研究者等の人材を育成する。
 3 研究科の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	学生定員	
			入学定員	収容定員
人間福祉学研究科	人間福祉学専攻	修士課程	5人	10人
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	10人	20人
		博士後期課程	3人	9人

第2章 修業年限等、学年及び学期並びに休業日

(修業年限等)

第4条 修士課程及び博士前期課程の修業年限は、2年とする。ただし、第28条第1項ただし書に規定する場合においては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分は、次のとおりとする。

4 修士課程及び博士前期課程の在学期間は、4年を超えることができない。ただし、第14条に規定する休学期間は、これに算入しない。

5 前項の規定にかかわらず、第27条の規定により長期にわたる教育課程の履修を選択した学生の在学期間については、同項中「4年」とあるのは「5年」とする。
 第4条の2 博士後期課程の修業年限は、3年とする。ただし、第28条の2第1項ただし書に規定する場合は、この限りではない。

2 博士後期課程の在学期間は、6年を超えることができない。ただし、第14条に規定する休学期間は、これに算入しない。

(学年及び学期)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

2 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、前期及び後期の授業日数を調整する必要があるときは、教育研究審議会の議を経て前期の総期及び後期の始期を変更することができる。
 (休業日)
 第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 大学創立記念日 5月24日

(4) 夏季休業日、冬季休業日、春季休業日については、別に定める。

2 特に必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

第3章 入学、休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は、特別の事情がある場合には、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第8条 本学大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第83条第1項に定める大学(以下「大学」という。)を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を

修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したものであること
- 第8条の2 本学大学院博士後期課程に入学者は、次の各号のいずれかにか該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達したものである者

(入学志願の手続)

第9条 入学志願者は、所定の手続により、願出しなければならない。

2 入学を志願するための手続に関し必要な事項は、別に定める。

(入学者の選考)

第10条 入学志願者については、選考の上、研究科に置かれる研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第11条 入学の許可は、学長が行う。

2 入学の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

(再入学及び転入学)

第12条 学長は、再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考の上、研究科委員会の議を経て相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、再入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第13条 病氣その他やむを得ない理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができ、

(休学期間)

第14条 休学期間は、1年を超えられない。ただし、学長は、特別の事情があると認めるときは、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、修士課程及び博士前期課程にあっては通算して2年、博士後期課程にあっては通算して3年を超えられない。

(復学)

第15条 休学期間が満了し、又は休学期間中に休学の理由が消滅した者は、学長の許可を受け、復学することができる。

(留学)

第16条 外国の学校(大学院に相当する学校に限る。第25条及び第26条において同じ。)で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて、留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する期間に算入することができる。

(転学)

第17条 他の大学院に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長により除籍される。

(1) 第4条第4項及び第4条の2第2項に規定する在学期間を超えた者

(2) 第14条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者

(3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、督促を受けた後引き続き納付すべき授業料を納付しない者

(4) 死亡した者

第4章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第20条 本学大学院の教育は、授業科目の教授及び研究指導によって行う。

(授業科目)

第21条 授業科目及び単位数並びに授業科目の履修方法に關し必要な事項は、別に定める。

(1年間の授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は35週とする。

(授業の方法、単位の計算方法等に係る山梨県立大学学則の準用)

第23条 本学大学院の授業の方法、単位の計算方法、単位の授与及び成績の評価等については、山梨県立大学学則の相当する規定を準用する。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該他の大学院において履修した授業科目について履修した単位を、15単位を限度として、本学大学院における授業科目の履修したもののみならずすることができる。

(連携開設科目における授業科目の履修等)

第24条の2 大学院設置基準第15条に規定する連携開設科目において修得した単位を、本学大学院の授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 連携開設科目に關し必要な事項は、別に定める。

(外国の学校に留学者の場合における授業科目の履修等)

第25条 学長は、学生が第16条の規定により外国の学校に留学者の場合において、当該外国の学校において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履

修により修得したものとみなすことができる。
2 前項の規定により修得したものとみなされる単位数は、第24条の規定により修得したものとみなされる単位数と合わせて15単位数を超えないものとする。

(入学前の既修得単位数等の認定)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院又は外国の学校において修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなされる単位数は、第12条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、15単位数を超えないものとし、また、第24条により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位数を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、第4条の規定にかかわらず修業年限を超えて一定の期間にわたって計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に關する必要な事項は、別に定める。

第5章 課程の修了

(課程の修了)

第28条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、山梨県立本学大学院人間福祉学研究所履修規程別表又は山梨県立本学大学院看護学研究所履修規程別表1若しくは別表2に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関する事項は、特に優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りることとする。

2 本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の取得により修士課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 修士課程を修了した者に対しては修士(人間福祉学)、博士前期課程を修了した者に対しては修士(看護学)の学位を授与する。

4 修士の学位に關する必要な事項は、別に定める。

第28条の2 博士後期課程の修了要件は、本学大学院に3年以上在学し、山梨県立本学大学院看護学研究所履修規程別表3に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う博士論文についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関する事項は、特に優れた研究業績を上げた者については、本学大学院に2年以上在学すれば足りることとする。

2 博士後期課程を修了した者に対しては、博士(看護学)の学位を授与する。

3 博士の学位に關する必要な事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(表彰)

第29条 学長は、学業及び操行が優秀で他の模範とするのできる学生を表彰することができる。

2 学生表彰に關する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第30条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し、戒告、停学又は退学の処分を行うことができる。

2 前項の停学の処分に係る停学の期間は、第28条第1項及び第28条の2第1項に規定する期間に算入しない。

3 第1項の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 学業成績が不良で卒業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席が正常でない者

(3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生に対する懲戒に關する必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第31条 学長は、本学大学院の一又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に關する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第32条 学長は、他の大学院との間で大学間相互単位互換協定が成立した場合において、当該他の大学院の学生で本学大学院の一又は複数の授業科目の履修を志望する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に關する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第33条 学長は、本学大学院の所定の授業科目に關連した学術の研究を志望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に關する必要な事項は、別に定める。

第8章 授業料、入学料及び入学検定料

(授業料、入学料及び入学検定料)

第34条 授業料、入学料及び入学検定料に關する必要な事項は、別に定める。

第9章 雜則

(委任)

第35条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に關する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日前より引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この学則の規定にかかわらず、山梨県立大学の公立大学法人への移行に伴う関係規程の整備に關する規則(平成22年山梨県規則第13号)第1条第2号に規定する廃止前の山梨県立本学大学院学則(平成17年山梨県規則第22号。以下「旧学則」という。)の例による。

3 この学則の施行の日以降において再入学又は転入学をする者に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

4 旧学則の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この学則の相当の規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この学則は令和6年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者に係る授業科目、単位数、履修方法及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 この学則の施行の日以降において編入学、再入学又は転入学をする者に係る授業科目等とは、原則として当該者の属する年次と同一の年次に属する者の例による。

附 則
(施行期日)
この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この学則は、平成29年11月17日から施行する。

附 則
(施行期日)
この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
1 この学則は令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)
1 この学則は令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則
(施行期日)
1 この学則は令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この学則の施行の日前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

山梨県立大学大学院看護学研究科履修規程別表1(博士前期課程 研究コース)(第3条関係)

授業科目	単位数		履修方法及び 修了要件
	必修	選択	
看護学研究法	2		(履修方法) 1 選択する専門分野の科目から選択科目20単位を修得すること。 2 共通科目又は選択する専門分野以外の専門分野の科目から必修科目3単位の科目と選択科目を8単位以上修得すること。 3 連携開設科目の対象科目は年度ごとに別途提示する。 (修了要件) 上記の通り合計31単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本学大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、連携開設科目は修了に必要な単位数に含めることはできない。
研究倫理特論	1		
理論看護学	2		
看護政策学	2		
看護倫理学	2		
看護継続教育論	2		
看護管理論	2		
コンサルテーション	2		
臨床薬理学	2		
フィジカルアセスメント	2		
療育相談論	2		
地域環境保健論	2		
病いの社会的現象論	2		
看護統計学	2		
病態生理学	2		
連携開設科目			
基礎看護学特論 I		2	
基礎看護学特論 II		2	
基礎看護学特論 III		2	
基礎看護学特論 IV		2	
基礎看護学演習		4	
基礎看護学特別研究		8	
地域看護学特論 I		2	
地域看護学特論 II		2	
地域看護学特論 III		2	
地域看護学特論 IV		2	
地域看護学演習		4	
地域看護学特別研究		8	
在宅看護学特論 I		2	
在宅看護学特論 II		2	
在宅看護学特論 III		2	
在宅看護学特論 IV		2	
在宅看護学演習		4	
在宅看護学特別研究		8	
精神看護学特論 I		2	
精神看護学特論 II		2	
精神看護学特論 III		2	
精神看護学特論 IV		2	
精神看護学演習		4	
精神看護学特別研究		8	

授業科目	単位数		履修方法及び 修了要件
	必修	選択	
老年看護学特論 I		2	
老年看護学特論 II		2	
老年看護学特論 III		2	
老年看護学特論 IV		2	
老年看護学演習		4	
老年看護学特別研究		8	
慢性期看護学特論 I		2	
慢性期看護学特論 II		2	
慢性期看護学特論 III		2	
慢性期看護学特論 IV		2	
慢性期看護学演習		4	
慢性期看護学特別研究		8	
急性期看護学特論 I		2	
急性期看護学特論 II		2	
急性期看護学特論 III		2	
急性期看護学特論 IV		2	
急性期看護学演習		4	
急性期看護学特別研究		8	
助産学特論 I		2	
助産学特論 II		2	
助産学特論 III		2	
助産学特論 IV		2	
助産学演習		4	
助産学特別研究		8	
小児看護学特論 I		2	
小児看護学特論 II		2	
小児看護学特論 III		2	
小児看護学特論 IV		2	
小児看護学演習		4	
小児看護学特別研究		8	
感染看護学特論 I		2	
感染看護学特論 II		2	
感染看護学特論 III		2	
感染看護学特論 IV		2	
感染看護学演習		4	
感染看護学特別研究		8	

山梨県立大学大学院看護学研究科履修規程別表2(博士前期課程 専門看護師コース)(第3条関係)

授業科目	単位数		履修方法及び 修了要件
	必修	選択	
がん看護学 (専門科目)		2	
		2	
		2	
		2	
		4	
看護管理学		8	
		2	
		2	
		2	
		4	
看護管理学特別研究	3	266	
計			

授業科目	単位数		履修方法及び 修了要件
	必修	選択	
看護学研究法	2		(履修方法) 1 選択する専門分野の科目から選択科目26単位を修得すること。 2 共通科目又は選択する専門分野以外の専門分野の科目から必修科目3単位の科目と選択科目を12単位以上修得すること。 ただし*印の科目から6単元以上修得すること。 3 連携開設科目の対象科目は年度ごとに別途提示する。 (修了要件) 上記の通り合計41単位以上を修得し、かつ、必要なら大学院の行う修士論文又は研究指導を受けた上、本学
研究倫理特論	1		
理論看護学*	2		
看護政策学*	2		
看護倫理学*	2		
看護継続教育論	2		
看護管理論	2		
コンサルテーション*	2		
臨床薬理学◎	2		
フィジカルアセスメント◎	2		
療育相談論	2		
地域環境保健論	2		
病いの社会学的現象論	2		
看護統計学	2		
病態生理学◎	2		
連携開設科目			
在宅看護学特論Ia		2	研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、連携開設科目は修了に必要ない単位数に含めることはできない。
在宅看護学特論IIa		2	
在宅看護学特論IIIa		2	
在宅看護学特論IVa		2	
在宅看護学特論Va		2	
在宅看護学演習Ia		2	
在宅看護学演習IIa		2	
在宅看護学実習I		2	
在宅看護学実習II		2	
在宅看護学実習III		3	
在宅看護学実習IV		3	
在宅看護学特定課題研究		2	
慢性期看護学特論Ia		2	慢性期看護学
慢性期看護学特論IIa		2	
慢性期看護学特論IIIa		2	
慢性期看護学特論IVa		2	
慢性期看護学演習Ia		2	
慢性期看護学演習IIa		2	
慢性期看護学演習IIIa		2	
慢性期看護学実習I		2	
慢性期看護学実習II		2	
慢性期看護学実習III		2	
慢性期看護学実習IV		2	
慢性期看護学実習V		2	
慢性期看護学特定課題研究		2	

山梨県立大学大学院看護学研究科履修規程別表3(博士後期課程)(第3条関係)

授業科目	単位数		履修方法及び 修了要件
	必修	選択	
共通科目	2		(履修方法) 共通科目(必修)6単位、専 門科目(選択)2単位、演習 科目(必修)2単位、研究 科目6単位の合計16単位 以上を修得すること。
専門科目	2	2	(修了要件) 上記の通り合計16単位以 上を修得し、かつ、必要な 研究指導を計画的に受け た上で博士論文と査読の ある学術雑誌に掲載した は掲載予定(掲載証明書を 提出し、論文審査ならびに 最終試験に合格すること。
演習科目	2		
研究科目	2		
計	14	10	

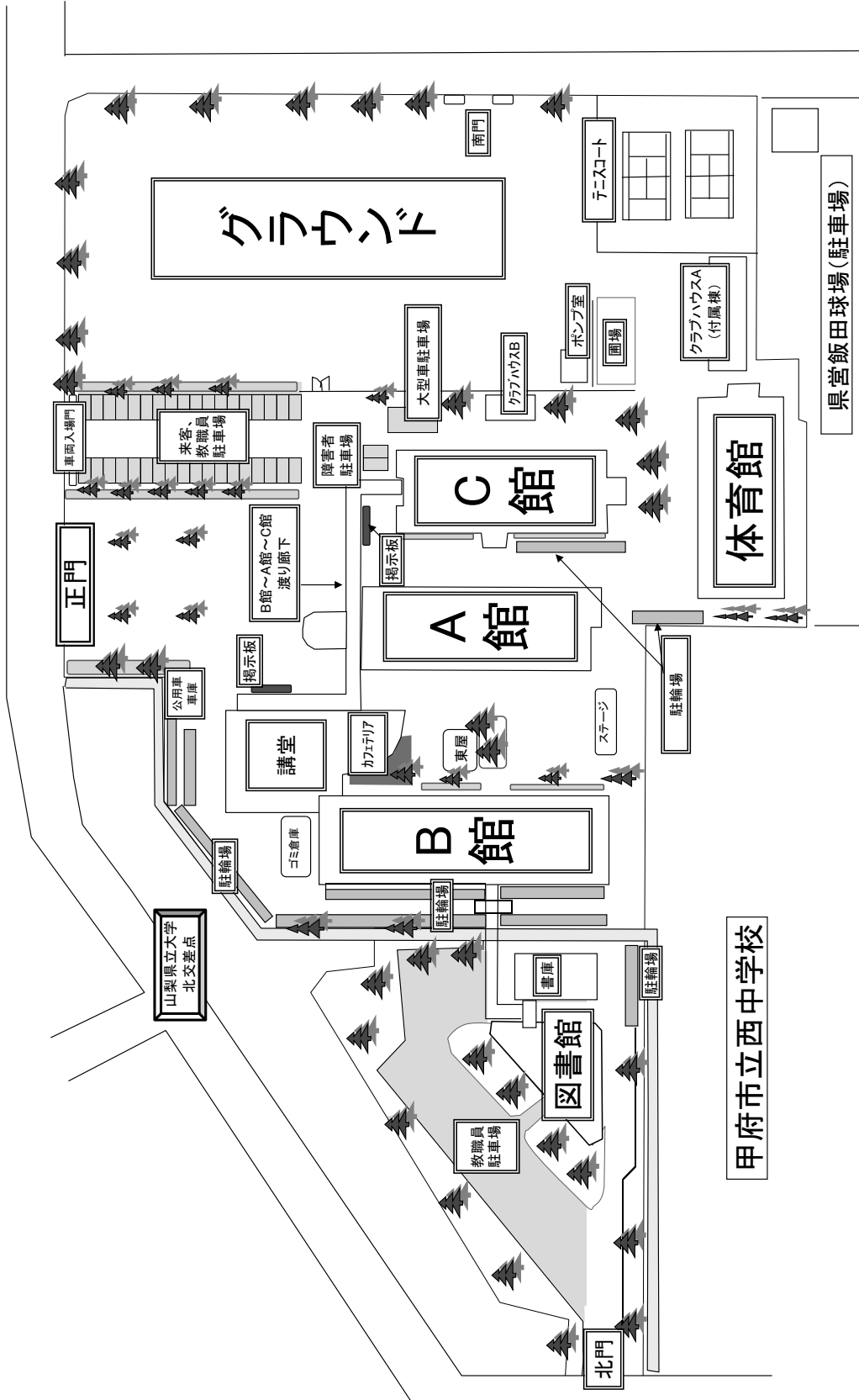
授業科目	単位数		履修方法及び 修了要件
	必修	選択	
急性期看護学特論Ⅰα		2	
急性期看護学特論Ⅱα		2	
急性期看護学特論Ⅲα		2	
急性期看護学特論Ⅳα		2	
急性期看護学演習Ⅰα		2	
急性期看護学演習Ⅱα		2	
急性期看護学演習Ⅲα		2	
急性期看護学実習Ⅰ		4	
急性期看護学実習Ⅱ		4	
急性期看護学実習Ⅲ		2	
急性期看護学特定課題研究		2	
感染看護学特論Ⅰα		2	
感染看護学特論Ⅱα		2	
感染看護学特論Ⅲα		2	
感染看護学特論Ⅳα		2	
感染看護学特論Ⅴα		2	
感染看護学演習Ⅰα		2	
感染看護学演習Ⅱα		2	
感染看護学実習Ⅰ		3	
感染看護学実習Ⅱ		3	
感染看護学実習Ⅲ		2	
感染看護学実習Ⅳ		2	
感染看護学特定課題研究		2	
がん看護学特論Ⅰα		2	
がん看護学特論Ⅱα		2	
がん看護学特論Ⅲα		2	
がん看護学演習Ⅰα		2	
がん看護学演習Ⅱα		2	
がん看護学演習Ⅲα		2	
がん看護学演習Ⅳα		2	
がん看護学実習Ⅰ		2	
がん看護学実習Ⅱ		2	
がん看護学実習Ⅲ		2	
がん看護学実習Ⅳ		4	
がん看護学特定課題研究		2	
	3	156	

山梨県立大学大学院人間福祉学研究所履修規程別表(第2条関係)

基礎科目	授業科目	単位数		履修方法及び修了要件
		必修	選択	
基礎科目	人間福祉学特講	2		1 以下の通り30単位以上を修得すること。 【修士の学位論文選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学特別研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」計6単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から12単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から3単位以上修得すること) 【特定の課題についての研究選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学課題研究」2単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から16単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から5単位以上修得すること) 2 必要な研究指導を計画的に受け、かつ、修士の学位論文、又は、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
	人間福祉学研究方法	2		
	スーパービジョン特講	2		
	小計	6		
基幹科目	子ども虐待臨床特講	2		1 以下の通り30単位以上を修得すること。 【修士の学位論文選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学特別研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」計6単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から12単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から3単位以上修得すること) 【特定の課題についての研究選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学課題研究」2単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から16単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から5単位以上修得すること) 2 必要な研究指導を計画的に受け、かつ、修士の学位論文、又は、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
	虐待傾向を示す親の心理・社会的特徴	2		
	アタッチメント理論の臨床応用	2		
	ソーシヤルペダゴジー	2	2	
関連科目	子ども虐待領域		2	1 以下の通り30単位以上を修得すること。 【修士の学位論文選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学特別研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」計6単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から12単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から3単位以上修得すること) 【特定の課題についての研究選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学課題研究」2単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から16単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から5単位以上修得すること) 2 必要な研究指導を計画的に受け、かつ、修士の学位論文、又は、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
	小計	6	2	
	臨床発達心理学特講		2	
	子どものウェルビーイング特講		2	
実習・演習科目	子ども理解領域		2	1 以下の通り30単位以上を修得すること。 【修士の学位論文選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学特別研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」計6単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から12単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から3単位以上修得すること) 【特定の課題についての研究選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学課題研究」2単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から16単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から5単位以上修得すること) 2 必要な研究指導を計画的に受け、かつ、修士の学位論文、又は、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
	発達障害支援特講		2	
	多文化共生教育・保育特講		2	
	子どもと表現特講		2	
	ソーシヤルワークの価値と理論		2	
	ソーシヤルワークの実践と分析		2	
	ファミリーソーシヤルワーク特講		2	
	地域福祉論特講		2	
	地域福祉マネジメント実践方法論特講		2	
	福祉行政学特講		2	
小計		22		
実習・演習科目	子ども家庭福祉実習Ⅰ(施設)		2	1 以下の通り30単位以上を修得すること。 【修士の学位論文選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学特別研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」計6単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から12単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から3単位以上修得すること) 【特定の課題についての研究選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学課題研究」2単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から16単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から5単位以上修得すること) 2 必要な研究指導を計画的に受け、かつ、修士の学位論文、又は、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
	子ども家庭福祉実習Ⅱ(市町村、在宅)		2	
	子ども家庭福祉実習Ⅲ(児童相談所)		2	
	子ども家庭福祉実践演習Ⅰ(施設)		1	
	子ども家庭福祉実践演習Ⅱ(市町村、在宅)		1	
	子ども家庭福祉実践演習Ⅲ(児童相談所)		1	
	人間福祉実践演習Ⅰ		2	
	人間福祉実践演習Ⅱ		2	
小計		13		
研究科目	人間福祉学特別研究Ⅰ		2	1 以下の通り30単位以上を修得すること。 【修士の学位論文選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学特別研究Ⅰ」「同Ⅱ」「同Ⅲ」計6単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から12単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から3単位以上修得すること) 【特定の課題についての研究選択者】必修科目12単位に加え、研究科目内「人間福祉学課題研究」2単位必修。基幹科目、関連科目、実習・演習科目の選択科目から16単位以上を修得すること。(但し実習・演習科目から5単位以上修得すること) 2 必要な研究指導を計画的に受け、かつ、修士の学位論文、又は、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格すること。
	人間福祉学特別研究Ⅱ		2	
	人間福祉学特別研究Ⅲ		2	
	人間福祉学課題研究		2	
	小計		8	
	合計	12	49	

Ⅶ 配置図

Ⅰ 飯田キャンパス位置図(国際政策学部、人間福祉学部・大学院)



(1) A館

A609	A608	A607 Casa Prisma	女子トイレ	男子トイレ	A606 講義室	(吹抜)
A610 サテライト教室				多目的 トイレ		EV
	倉庫	A604 国際 交流室	A603 特任教員 控室	A602 演習室	A601 演習室	展望 コーナー
	A605					

6階

サテライト教室、国際交流室、講義室、演習室、CasaPrisma、特任教員控室

A510 講義室	A509 研究室	A508 研究室	女子トイレ	男子トイレ	A506 演習室	A505 演習室	(吹抜)
	A507 情報 演習準備室			多目的 トイレ			EV
A504 講義室		A503 情報演習室		A502 演習室	A501 講義室		(吹抜)

5階

情報演習室(パソコンルーム)、講義室、演習室、研究室

A410							
A411 総合政策 学科 学習室	国際 コミュニ ケーション 学科 学習室	A409 研究室	A408 研究室	A407 研究室	女子トイレ	男子トイレ	A406 講義室
						多目的 トイレ	(吹抜)
							EV
A405 人間形成 学科 学習室	A404 福祉 コミュニ ティ 学科 学習室		A403 講義室	A402 演習室	A401 講義室		(吹抜)

4階

学科学習室、演習室、講義室、研究室

A308 調理実習室		女子トイレ	男子トイレ	A307 男子 ロッカー室	A306 入浴実習室	(吹抜)
			多目的 トイレ			EV
A305 研究室	A304 研究室		A303 被服科学実験室	A302 女子 ロッカー室	A301 介護実習室	コモン スペース

3階

調理実習室、介護実習室、入浴実習室、被服科学実験室、研究室

A213 大会議室	A212 倉庫	女子トイレ	男子トイレ	A211 中会議室	A210 倉庫	A208 倉庫	B館へ
			多目的 トイレ		A209 給湯室		EV
A207 国際政策 学部長室	A206 人間福祉 学部長室		A205 学長室	A204 副理事長室 理事室	A203 教育改革 推進室	A202 事務局長 室	A201 総務課 経営企画課
							(吹抜)

2階

学長室、副理事長室・理事室、事務局長室、学部長室、総務課、経営企画課、教育改革推進室、会議室(大・中)

中庭へ							
西側							
A116 機械室	A115 職員 更衣室	女子トイレ	男子トイレ	A111 非常勤 講師 控室	A110 地域人材養成センター 地域研究交流センター 社会連携課	A109 倉庫	A108 警備員室
	A114 給湯室		多目的 トイレ				EV
A107 機械室	A104 カウンセリング ルーム	A103 健康 相談室	A105 保健センター	A102 学務課 (教務・学生関係) キャリアサポートセンター	A101		公衆 電話
							前庭 正門へ
C館、体育館へ							
東側							

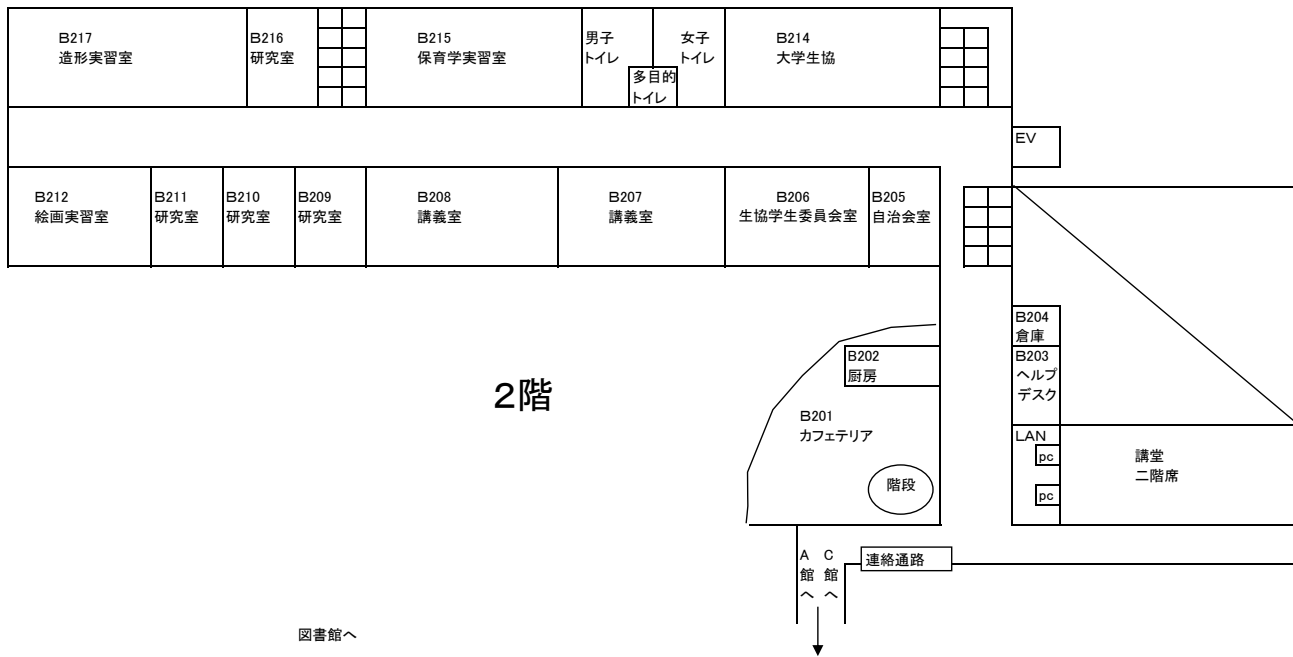
1階

学務課、キャリアサポートセンター、地域研究交流センター、社会連携課、保健センター、カウンセリングルーム、健康相談室

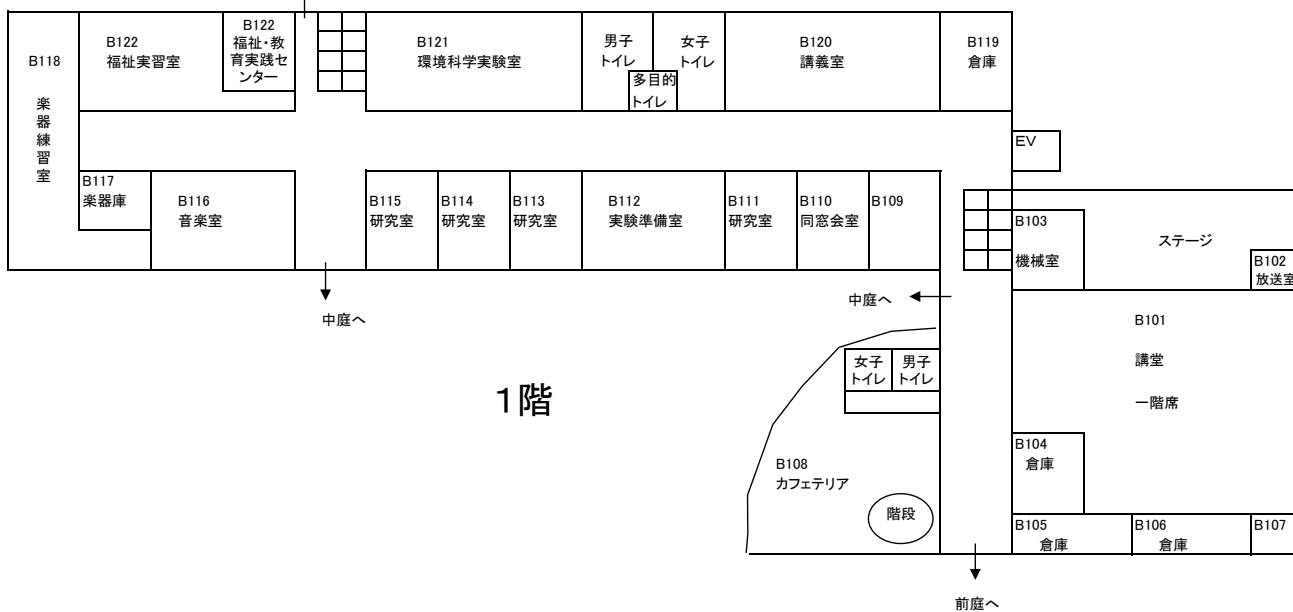
(2) B館

B332 研究室	B331 研究室	B330 研究室	B329 研究室	B328 研究室	B327 研究室	B326 研究室	B325 研究室	B324 研究室	B323 給湯室	男子 トイレ	女子 トイレ	B321 研究室	B320 研究室	B319 研究室	B318 教職指導室				
										コピー B322	多目的 トイレ								
																		EV	
B317 研究室	B316 研究室	B315 研究室	B314 研究室	B313 研究室	B312 研究室	B311 研究室	B310 研究室	B309 研究室	B308 研究室	B307 研究室	B306 研究室	B305 研究室	B304 研究室	B303 研究室	B302 講義室	B301 講義室			

3階

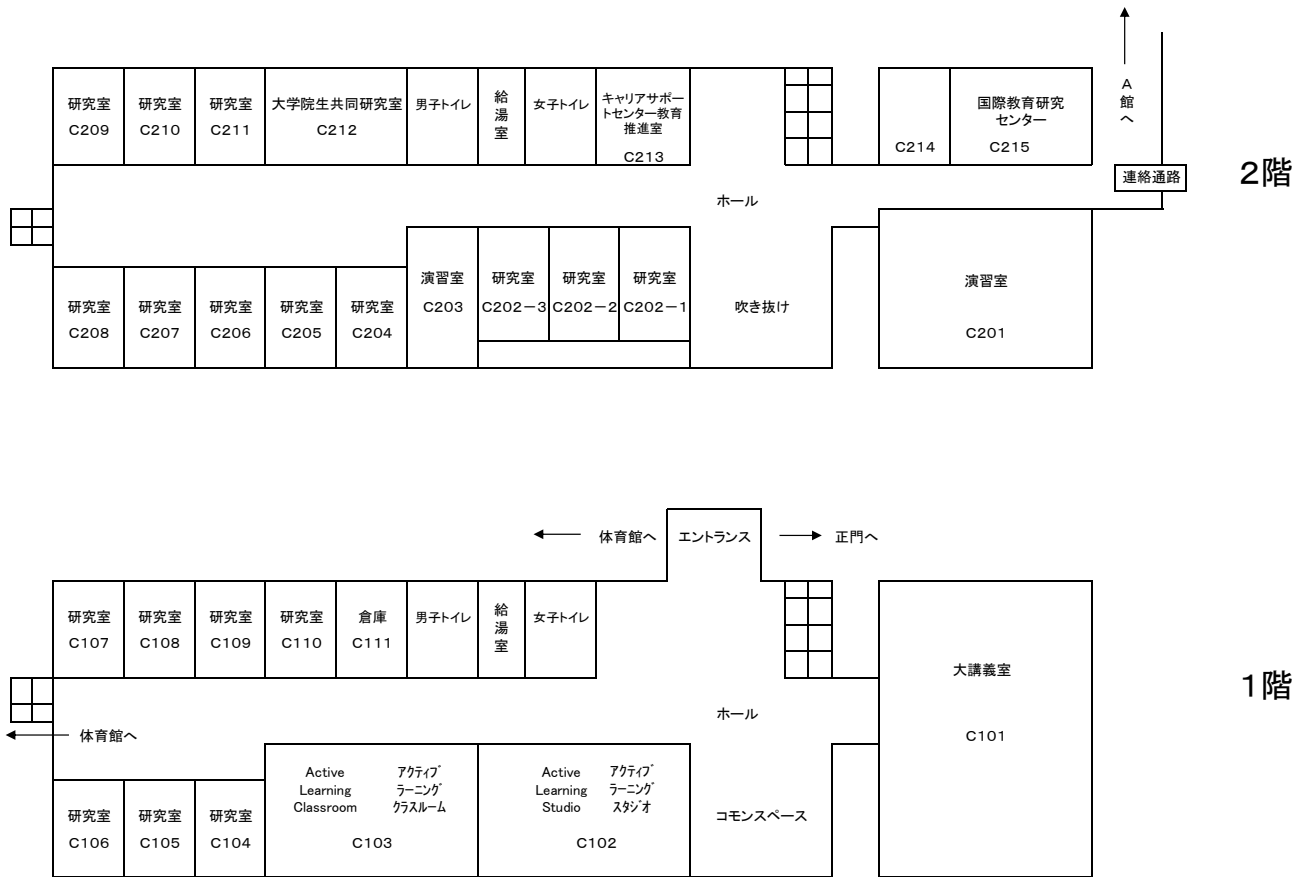


2階

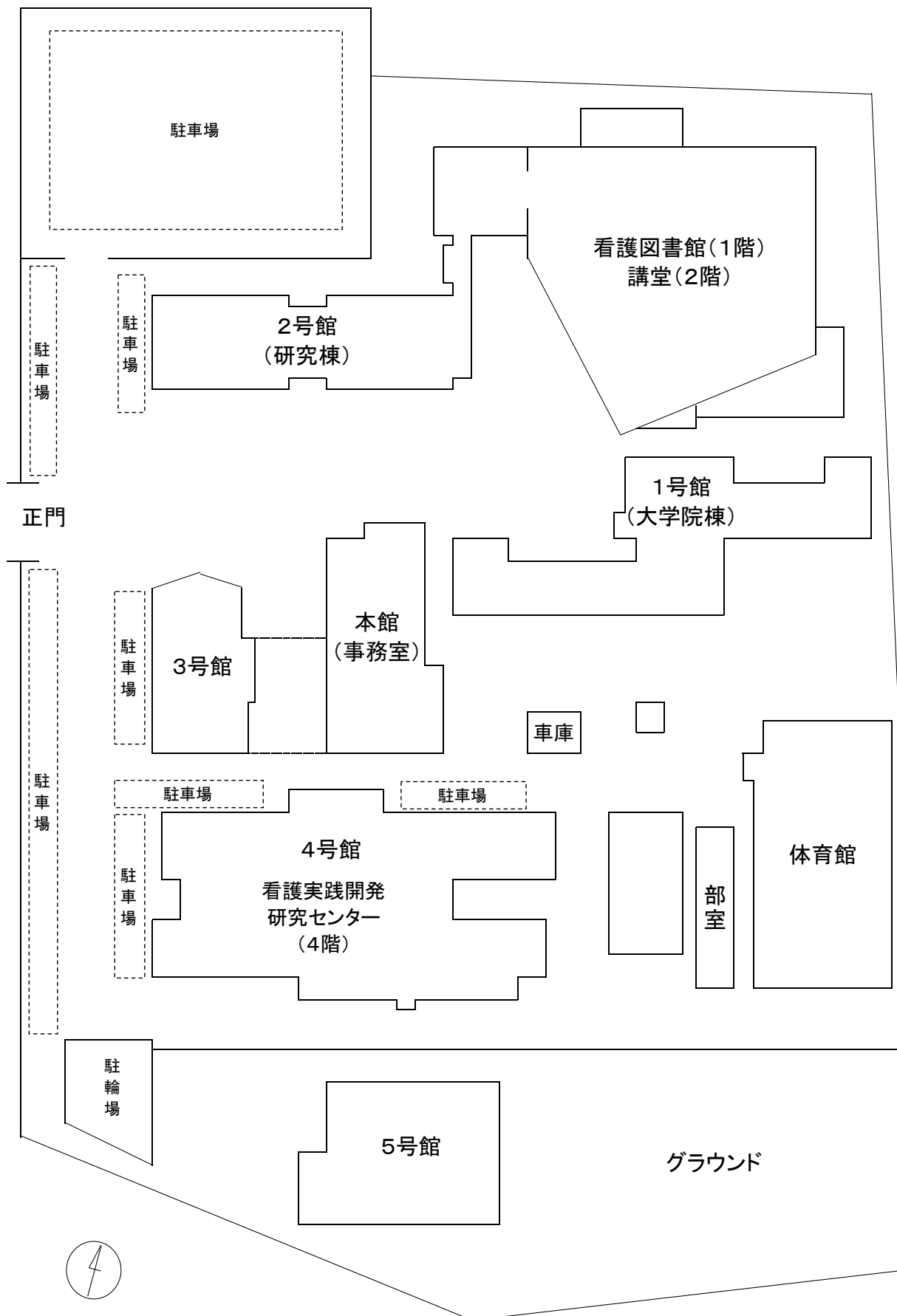


1階

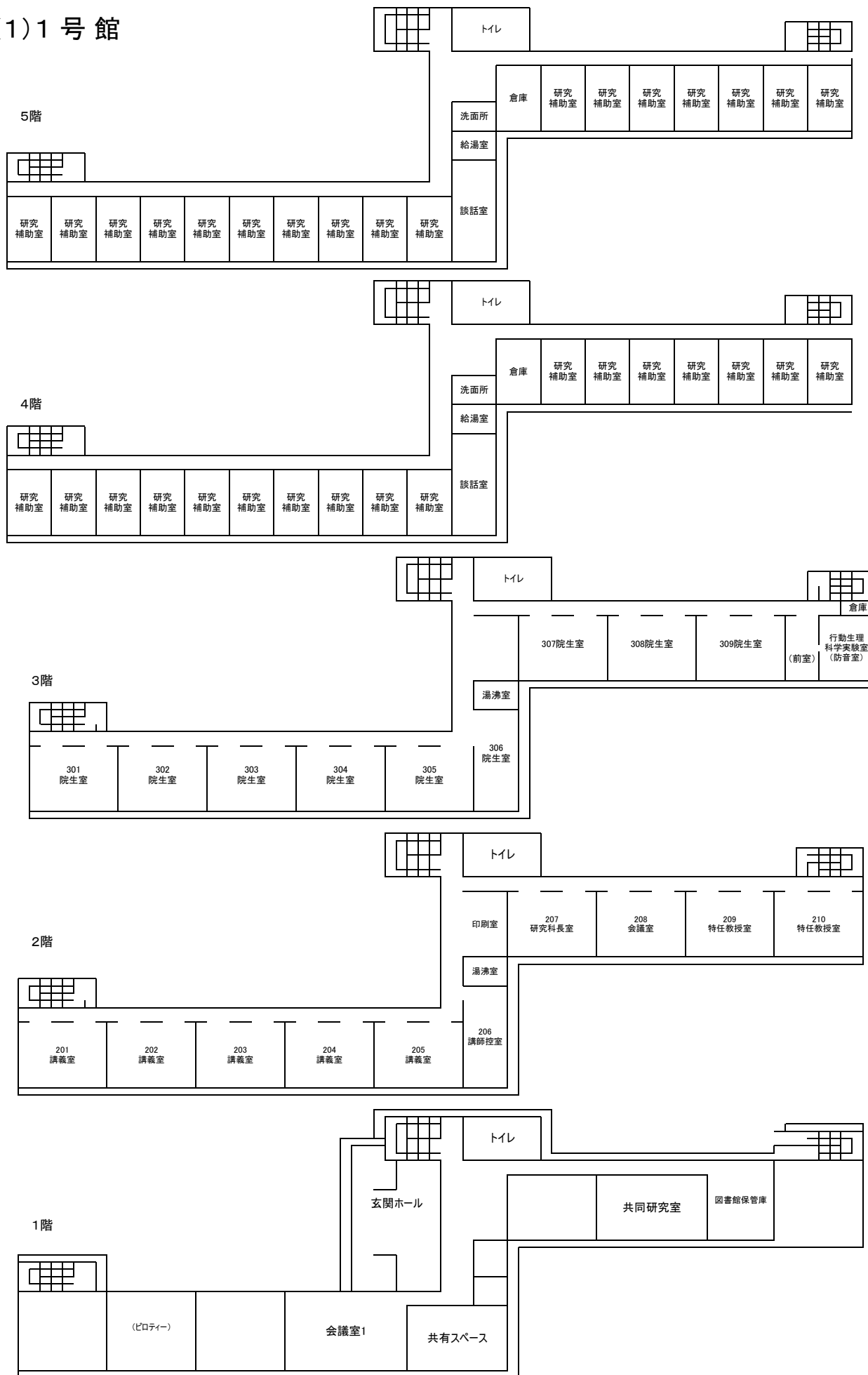
(3) C館



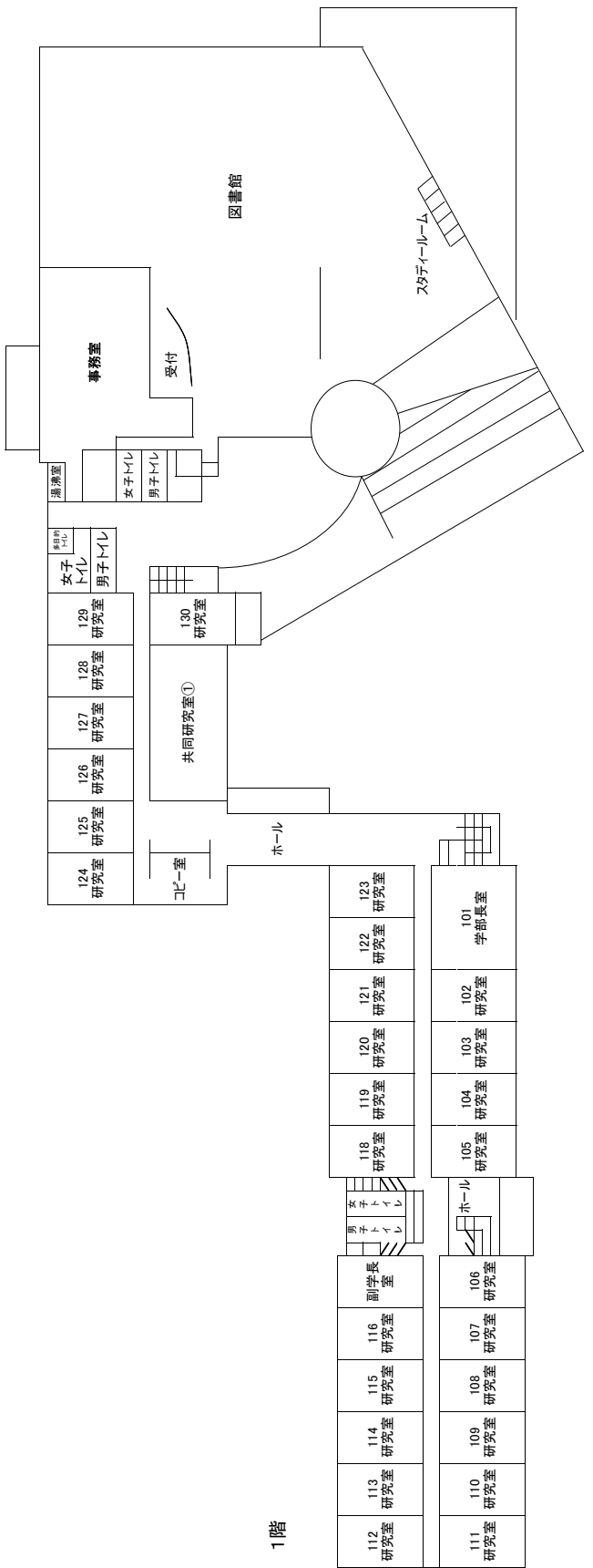
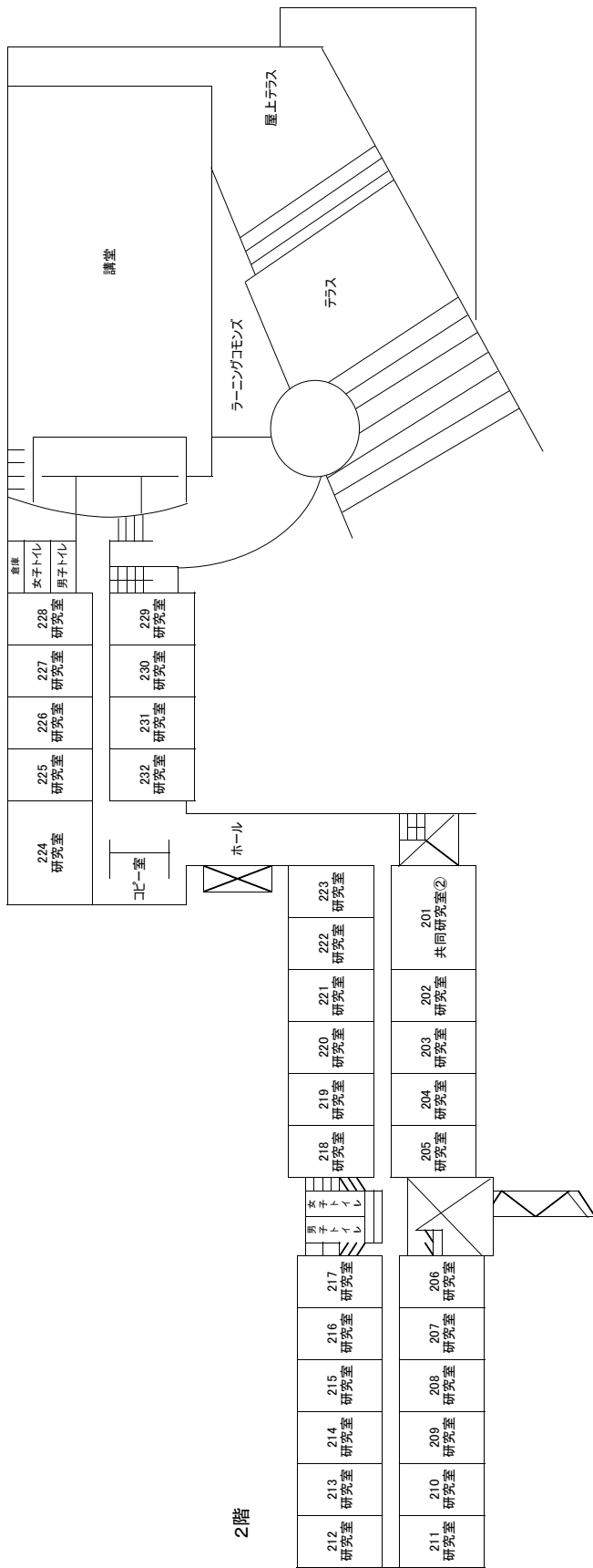
2 池田キャンパス位置図(看護学部・大学院)



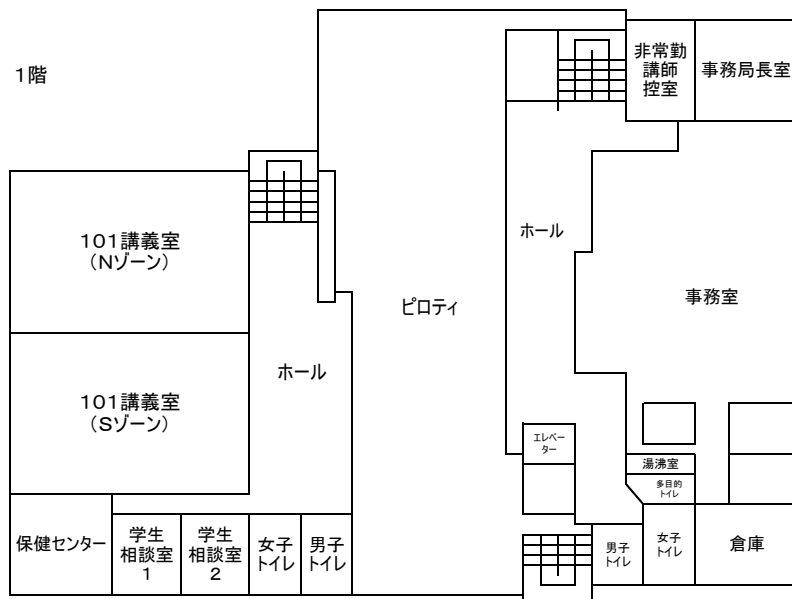
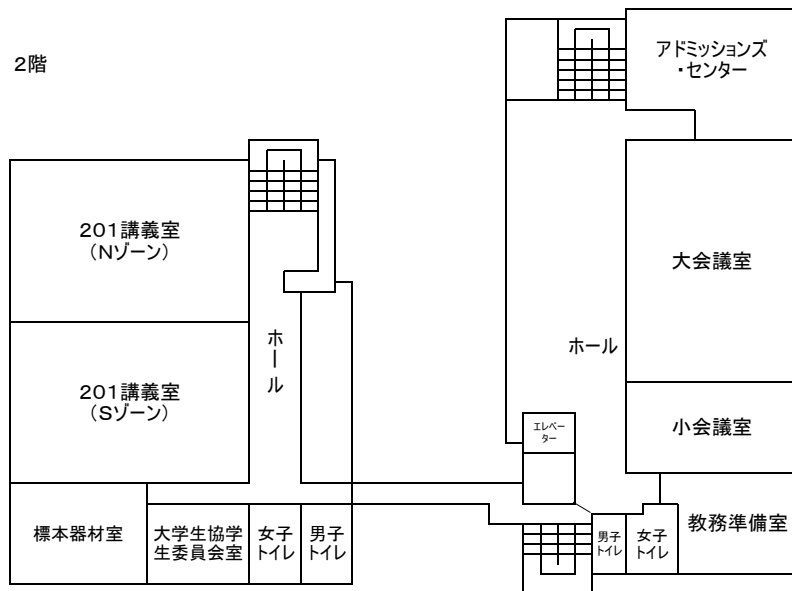
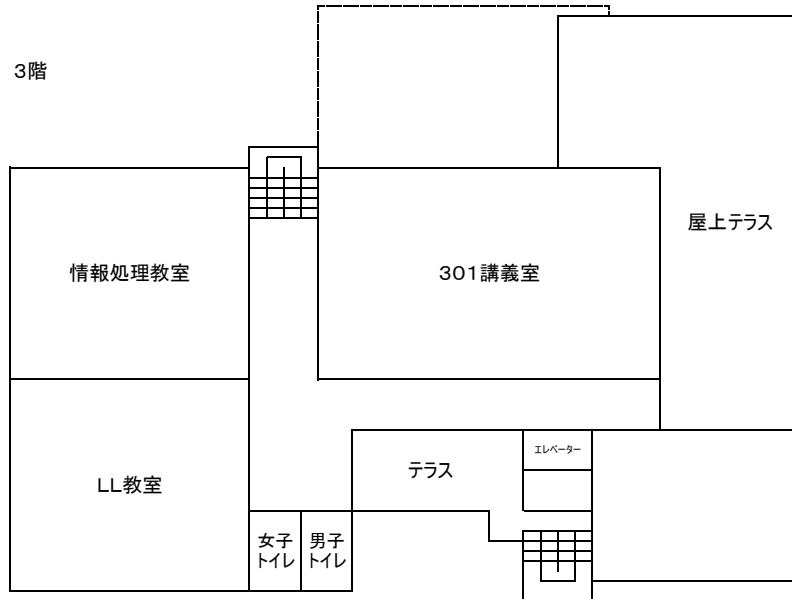
(1) 1号館



(2) 2号館

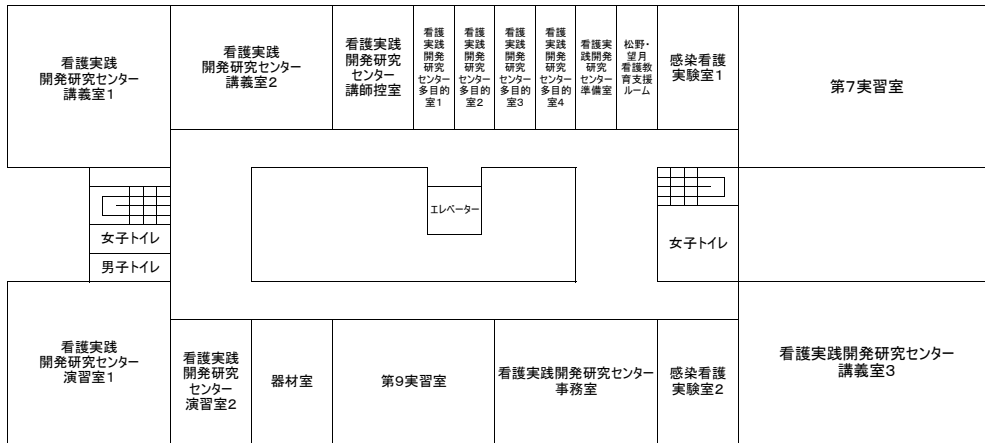


(3)本館・3号館

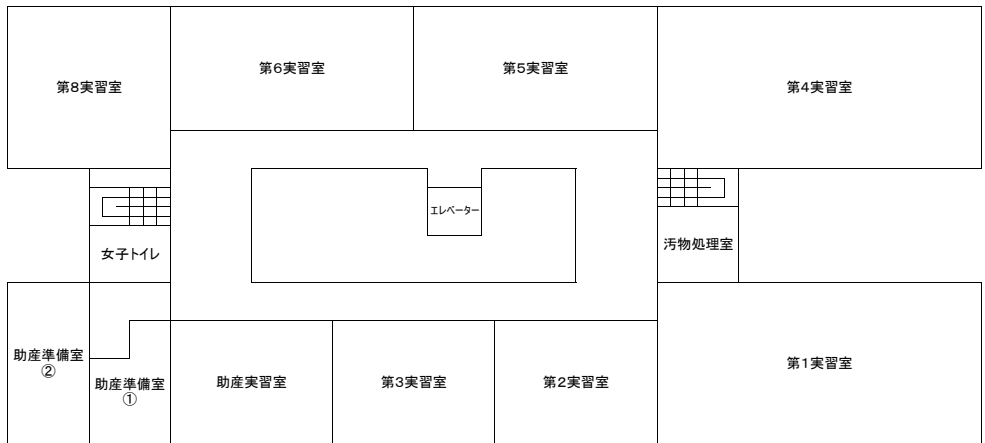


(4) 4号館

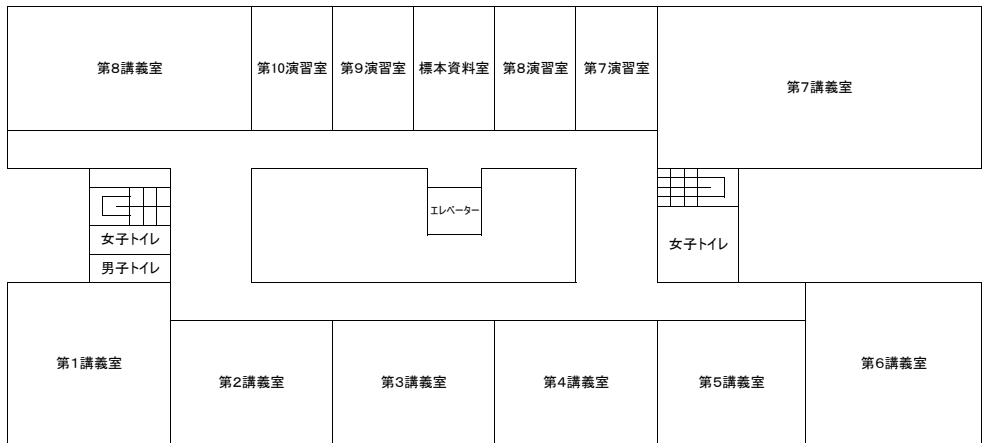
4階



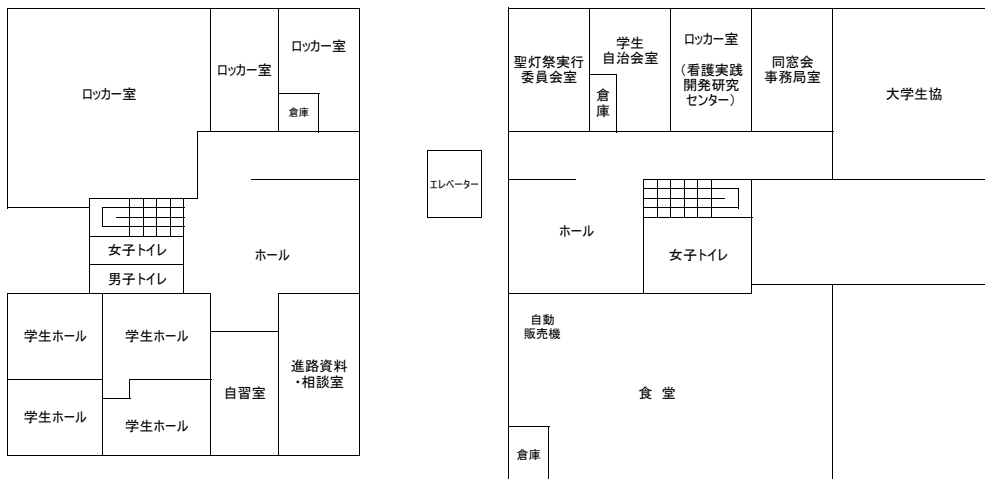
3階



2階

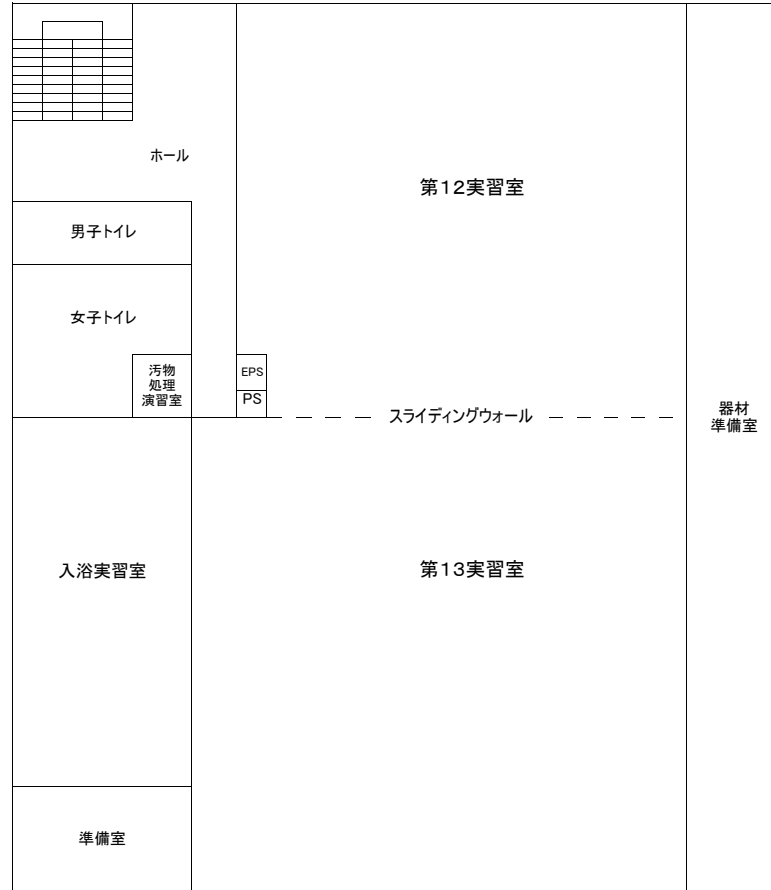


1階

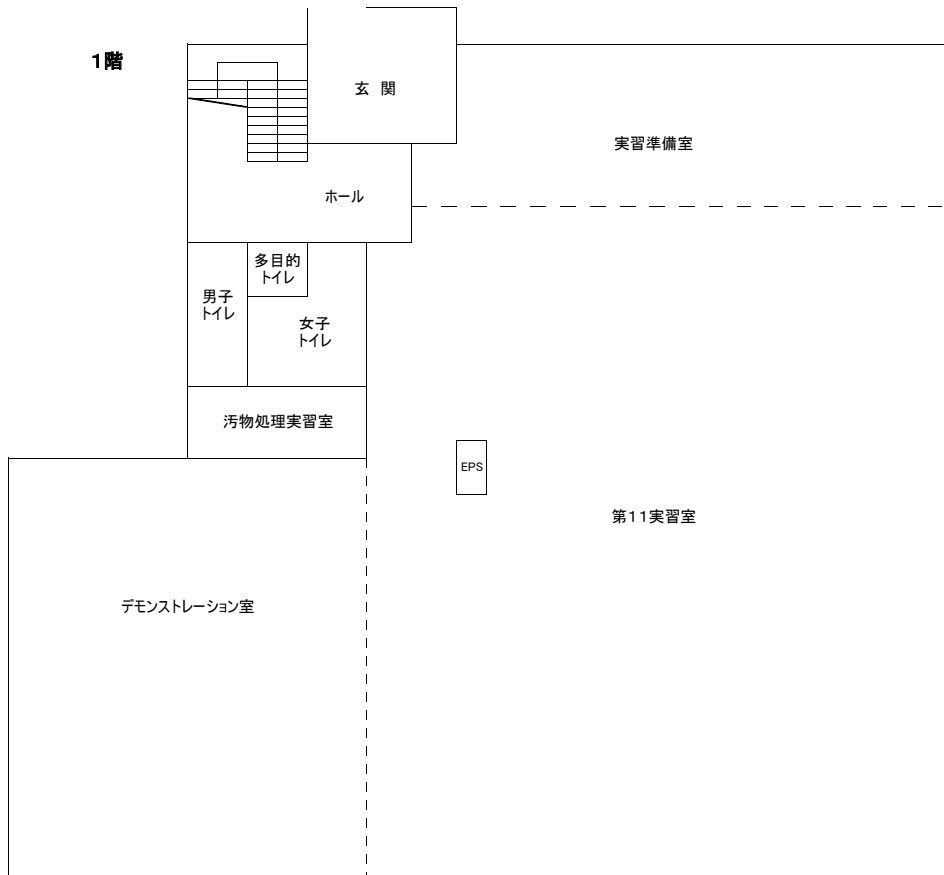


(5)5号館

2階

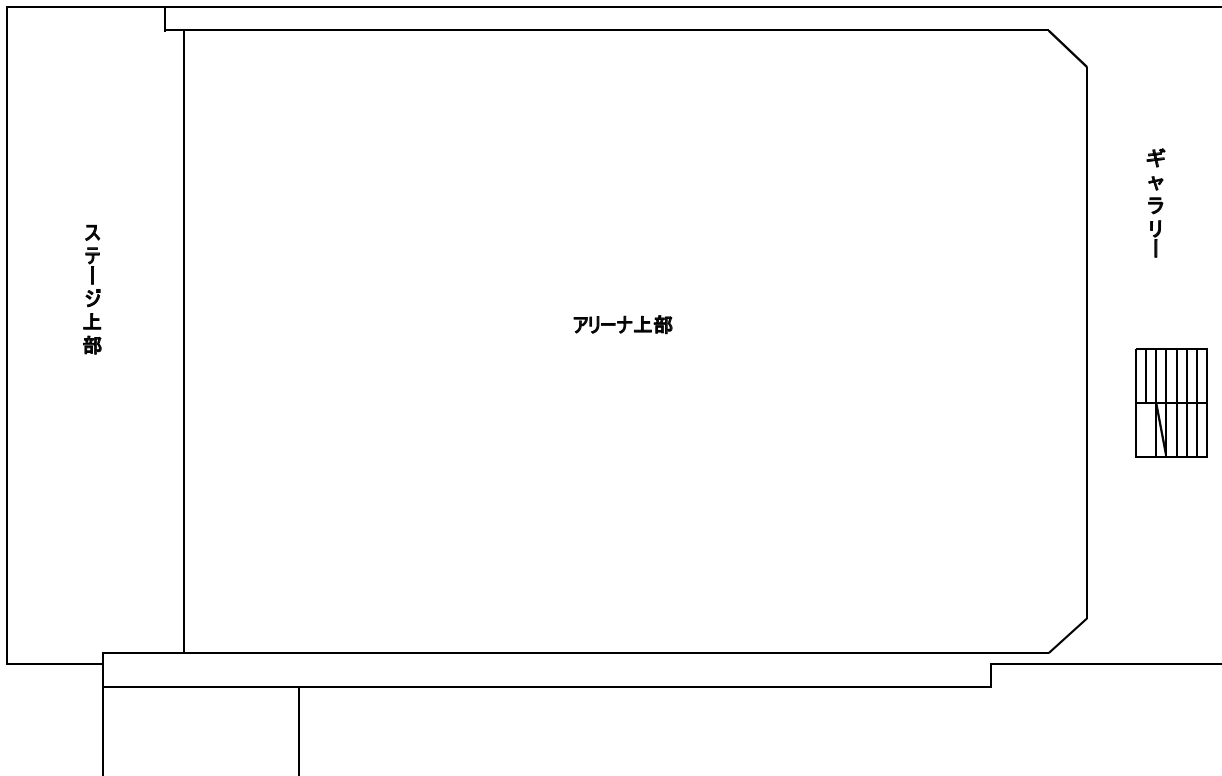


1階

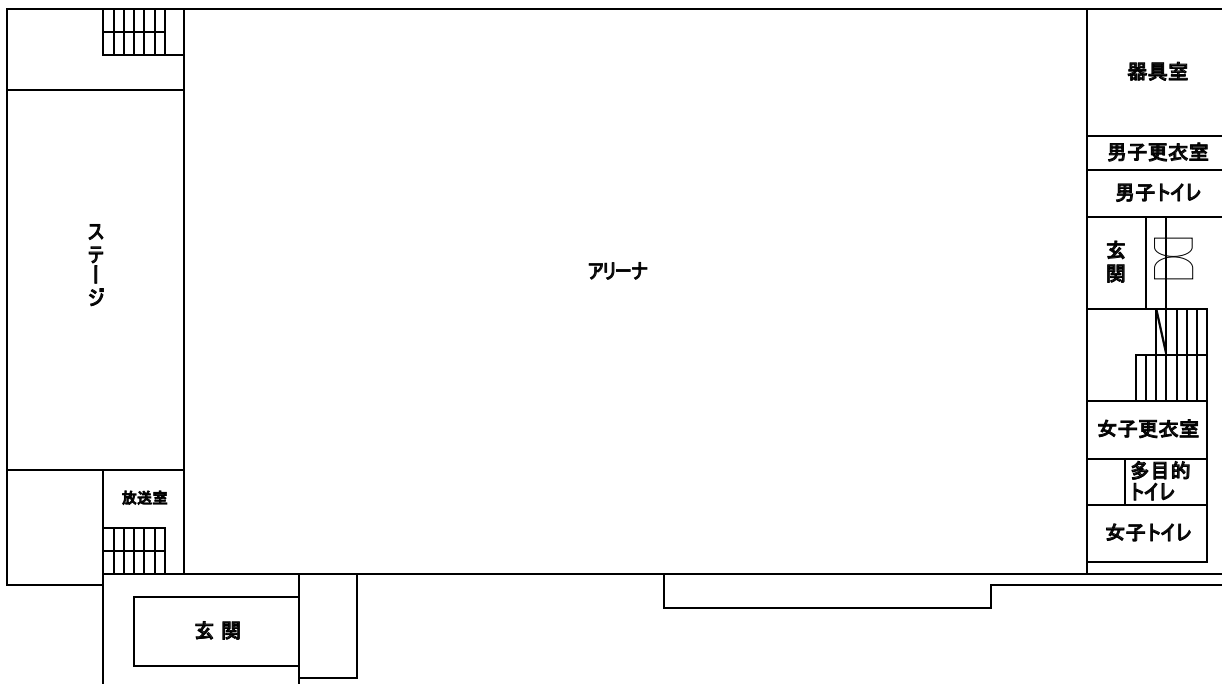


(6) 体育館

2階



1階



Ⅷ 学生自治会則

山梨県立大学飯田キャンパス学生自治会則

- 第1章 総 則
- 第1条 本会は山梨県立大学飯田キャンパス学生自治会と称し、本部を山梨県立大学飯田キャンパスに置く。
- 第2条 本会は会員相互の協力により、明朗なる大学を樹立し、学問の自由を擁護し、学生自治の高場に努めることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 第2章 会 員
- 第4条 本会の会員は、山梨県立大学の国際政策学部、人間福祉学部の全学生をもって全員とする。
- 第5条 会員は、発議、決議の表示権、被選挙権、罷免権を有する。
- 第6条 会員は、自治会費を納入する義務を負う。
- 第7条 会員は、本会の各機関の決定に従う義務を負う。
- 第3章 本 部 会 員
- 第8条 本会は次に定める役員をもって構成する。
- 第9条 会長1名、副会長は自治会会員のうちから選挙により選出される。
- 第10条 役員は、副会長は自治会会員のうちから選挙により選出される。
- 第11条 会長、副会長は1年とし、その期間は11月1日から10月31日までとする。
- 第12条 会長に欠員を生じた場合は、速やかに補欠選挙を行い、その役員については9条の2に基づき会長が任命する。
- 第13条 各役員の不信任動議は、選挙人の5分の1以上がこれに賛成した場合に取り上げられる。
- 第4章 組 織 、 機 関
- (組織)
- 第13条 本会の活動組織として、部・サークル活動、学園祭実行委員会等を置く。
- (自治総会)
- 第14条 1 総会は、全会員で構成する本会の最高議決機関である。
2 会長は、総会を招集する。
3 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、議案は出席者過半数を得て可決される。また委任状は出席者に含まれる。
4 総会は毎年4月に開催する。ただし、次の場合、臨時総会が開かれる。
(1) 会長が必要と認めた場合。
(2) 全会員の4分の1以上から要求があった場合。
5 本会の司会は本部会がこれにあたる。
- (本部会)
- 第15条 1 本部会は、自治会役員をもって構成する。
2 本部会は、自治会における運営機関である。
- (学科代表者会)
- 第16条 1 学科代表者会は、各学年の各学科から1名以上により構成する。
2 学科代表者会は年間1回、開催する。
ただし次の場合、臨時学科代表者会が開かれる。
(1) 会長が必要とした場合。
(2) 学科代表者会構成員の4分の1以上から要求があった場合。
3 学科代表者会は、各学科から出された問題、意見などを討議し、本部会へ議

題として提出する。また、学科代表者会は会員に本部会の活動について必要な連絡などを行う。
代表者の決定方法は、一般公募、あるいは本部会が、本部会役員以外の学生より指名する。

第5章 クラブ活動その他
第17条 1 会員相互の親睦をはかり、特性、趣味を助長するため、クラブ活動その他の事業を行う。

2 活動実績があり、学内の教職員を顧問とするサークルは、本部会の承認を経て、部もしくはクラブに昇格し、予算対象となることが出来る。

3 1年間活動実績のないクラブは自治会の予算立案時にその対象外となる。
第18条 本学以外の外部団体と活動を共にする場合は、本部会に届け出る。

第19条 部・クラブ・サークル名を変更する場合は、本部会に届け出る。

第6章 会 計

第20条 自治会の経費は、自治会費、寄付をもってこれに当てる。

第21条 1 会費は1万円とし、入学時に納入する。
2 編入学の学生は、会費5千円とし、入学時に納入する。
3 既納の会費は、会員でなくなつた時も返還しない。

第22条 自治会の予算は、総会において決定する。

第23条 会計監査員は、学科代表者会から選出される執行役員以外の学生2名と、県立大学飯田キャンパスの教職員1名より構成する。

第7章 会 計 監 査

第24条 1 会計監査員は、予算管理及び財産の管理が適正であるか監査を行う。

2 会計監査員の承認は会長、副会長の選挙と同時に実施する。

3 会計監査員は自治会より経費を支給される学内諸団体に対し3月に定期監査を行い、その結果は、総会において報告しなければならない。

4 会計監査員は次に定める事項に該当する時、臨時監査を行う権利を有し義務を負う。

(1) 会計監査員が必要と認めるときに臨時監査を行う。

(2) 会員の8分の1以上の者の請求があったとき臨時監査を行う。

(3) 臨時監査の結果は全会員に報告しなければならない。

附 則

1 自治会会則の改正は、総会において出席者数の過半数の賛成を得た後、有効となる。

山梨県立大学看護学部自治会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は山梨県立大学看護学部学生自治会と定める。

第2条 (目的)

本会は会員の自主活動に基づき、すべての会員が最適な学生生活の場を共有し、学生相互の親睦を深めることにより本学の発展に努めるとともに、看護学の学習を通じて、将来医療・保健・福祉に携わるものにふさわしい豊かな人間性を築くことを目的とする。

(構成)

第3条 本会は山梨県立大学看護学部の全学生をもって構成する。

(権利および義務)

第4条 本会の会員は第2条に定める権利のため、会員ひとりの自由と平等のもとに、次の各号に定める権利および義務を負う。

- ① 本会の役員の選挙権および被選挙権
- ② 学生総会における議決権
- ③ 本会の諸行事に参加する権利
- ④ 正当な手続きにより学内諸団体に加入する権利
- ⑤ 会則および決議事項を遵守する権利
- ⑥ 本会の会費を納入する義務
- ⑦ 本会総会の開催要請権
- ⑧ 本会への直接請求権

第2章 組織

(機関)

第5条 本会は、第2条に定める目的達成のため、次の各号に定める機関を置く。

- (1) 学生総会
- (2) 執行部
- (3) 聖灯祭実行委員会
- (4) クラブ会
- (5) 保健委員会
- (6) チューター学生代表会
- (7) 選挙管理委員会

第3章 学生総会

(構成)

第6条 学生総会は、全会員をもって構成する。

(権限)

第7条 学生総会は本会の最高決議機関であり、次の各号に定める事項を決議および承認する。

- (1) 本会運営の基本方針の承認

- (2) 予算および決算の承認
- (3) 執行部の信任、不信任
- (4) 会則改正の承認
- (5) その他第2条に定める目的達成に必要な事項

(定足数)

第8条 学生総会は、会員の3分の2以上のものの出席なくしては開催できない。

2 本学の特殊性を考慮し、学外実習の者については別途方式にて参加を認める。なお、その方法についてはチューター学生代表者会議にて決定する。

(招集)

第9条 学生総会は、会長が招集する。

2 定例学生総会は、4月とする。

3 臨時の学生総会は、次の各号が定める事項に該当するときに開催する。

- (1) 会員の8分の1以上の請求があったとき
- (2) 執行部、チューター学生代表者会議の請求があったとき
- (3) 会長が必要と認めたとき

(学生総会役員)

第10条 学生総会は、議長、副議長を置く。

2 議長、副議長はその部度会員より互選され、記録は書記が行うものとする。

3 議長は議事進行に努め、その総括にあたる。

4 副議長は議長の補佐を行い、議長に事故あるいは欠けたとき、議長の職務を代行する。

(学生総会決議)

第11条 学生総会の決議は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(告示)

第12条 会長は学生総会開催の日2週間前までに、学生総会に関する事項を会員に告示することが望ましい。

(投票管理)

第13条 学生総会での決議方式として投票が行われるとき、議長、副議長がその管理にあたり、選挙管理委員が実行する。

第4章 執行部

(機能)

第14条 執行部は本会自治運営における中枢機関であり諸問題の審議および討議、学生総会ならびにチューター学生代表者会議での決議事項の総合的な執行運営を行う。

(構成)

第15条 執行部は、次に定める役員をもって構成する。

会長1人、副会長2人以上、書記2人以上、会計2人、庶務2人以上

(執行部役員の選出)

第16条 執行部役員は、全会員より立候補制とする。

2 会長および副会長は全会員の無記名投票によって選出する。

- 3 会長および副会長の投票は、各役職に対し1人1票とする。
- 4 会長および副会長立候補者として届出のあった立候補者が、各役職の定数を起えない場合は、信任投票を行う。ただし、信任は有効投票の2分の1以上の信任票を必要とする。
- 5 有効投票数が全会員の3分の2以下であるとき、この選挙は無効とする。
- 6 会長、副会長以外の役職に関しては、立候補者が各役職の定数に満たないとき、執行部の推薦により、学生総会での承認を経て新執行部役員を決定する。
- (任務)
- 第17条 会長は本会を代表し、本会の全般的執行および総括にあたる。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務および権限を代行する。
- 3 書記は、本会運営に必要な議事記録および書類作成を行い、それらの整理保管にあたる。
- 4 会計は、本会の財政事務を担当し本会会費の徴収、支出事務の管理、予算原案、決算作成、および決算報告を行う。
- 5 庶務は執行部が円滑に活動できるように努める。
- (任期)
- 第18条 執行部役員の任期は1年とし、次に定める期間とする。
5月1日から翌年4月30日まで
ただし、任期終了後も次期執行部が成立するまではその職務を遂行する。
- (辞任)
- 第19条 執行部役員は任期中に任務遂行不能の事態が生じたとき、チューター学生代表者会議に辞任を要求することができる。そのとき、チューター学生代表者会議において出席会員の過半数の承認によって、その請求は認められる。辞任後の補選は、選挙管理委員会が必要と認めた時行うものとする。
- (解散)
- 第20条 信任投票によって執行部が不信任とされた時、執行部はただちに解散する。解散後、選挙管理委員会が必要と認めるとき、臨時執行部を選出する。なお、信任投票については第16条（執行部役員の選出）を準備する。
- 第5章 会計
- (会費)
- 第21条 会費は本会に必要な会費10,000円を入学年度4月末までに納入しなければならない。
- 第22条 本会の収入は、会費、後援援助金、寄付金およびその他をもって収入とする。
- 2 寄付金を収入とするときは執行部役員全員の承認を必要とする。
- 3 会費の増額又は減額については、学生総会の承認を必要とする。
- 4 既納の会費は、会員のなくなつたときも返還はしない。
- (会計年度)
- 第23条 本会の会計年度は5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。
- (会計報告)
- 第24条 執行部会計は4月の定例総会において会計報告をしなければならない。

- (会計監査員)
- 第25条 会計監査員は、執行部役員以外の会員2人と学校職員1人により構成する。
- 第6章 会計監査
(任務および権限)
- 第26条 会計監査員は、予算の執行および財産管理が適正であるか監査を行う。
- 2 会計監査員は、本会より経費を支給される学内諸団体に対し、4月に定期監査を行いその結果は定例学生総会において報告しなければならない。
- 3 会計監査員は次の各号に定める事項に該当するとき、臨時監査を行う権利を有し義務を負う。
- (1) 会計監査員が必要と認めたとき
(2) 会員の8分の1以上の者の請求があつたとき
臨時監査の結果は全会員に報告しなければならない。
- 第7章 チューター学生代表者会
(構成および機能)
- 第27条 チューター学生代表者会は、各チューターの学生代表者10人より構成される。
- 2 チューター学生代表者会は、各学生から出された問題・意見等を討議し、執行部へ議題として提出する。また、会員に本会の活動について必要な連絡等を行う。
- (招集)
- 第28条 チューター学生代表者会は、各チューター学生代表者会員より互選した議長が必要時招集する。
- (定足数)
- 第29条 チューター学生代表者会は、各チューター学生代表者の3分の2以上の出席なくしては開催できない。
- (チューター学生代表者の選出)
- 第30条 チューター学生代表者会は、各チューター学生より1人ずつ選出する。(任期)
- 第31条 チューター学生代表者の任期は、第18条（任期）の規定に準用する。
- 第8章 選挙管理委員会
(構成)
- 第32条 選挙管理委員会は、各学年の会員より2人ずつ選出する委員をもって構成する。
- (任期)
- 第33条 選挙管理委員の任期は、第18条（任期）の規定に準用する。
- 第34条 選挙管理委員の任期中に任務遂行不能の事態が生じたとき、執行部に辞任を請求する事ができ、チューター学生代表者会において出席会員の過半数の承認によってその請求は認められる。また、辞任後は、新たな委員をその所属するチューターから選出しなければならない。

(選挙管理委員会委員長)

第35条 選挙管理委員会委員長は選挙管理委員会において互選により選出する。

(任期および権限)

第36条 選挙管理委員は、執行部役員任期終了1週間前までに新役員を決定しなければならぬ。そのため、次の各号に定める諸事務を行う。

- (1) 立候補者の届け出期限の告示
- (2) 立候補届けの受付
- (3) 立候補者並びに投票日時等の告示
- (4) 選挙運動に関する規定
- (5) 演説会の開催
- (6) 投票用紙および投票箱の作成
- (7) 投票日における受付並びに立ち会い
- (8) 開票並びに開票・投票結果および当選者公示
- (9) 信任投票の管理
- (10) その他選挙管理に必要な事項

第9章 保健委員会

(構成および機能)

第37条 保健委員会は、**第1学年**の会員より**5人**ずつ選出する委員をもって構成する。

2 保健委員会は、学生の健康の保持・増進を目的として、学生の健康意識を高め、健康状態の維持・向上のために活動するものとする。

(任期)

第38条 保健委員の任期は2年とし、次に定める期間とする。

5月1日から翌々年の4月30日まで(ただし、任期終了後も次期保健委員会が成立するまではその職務を遂行する。また、再任を妨げないものとする。)

(保健委員会委員長)

第39条 保健委員会委員長は、保健委員会において互選により選出する。

(召集)

第40条 保健委員会は、年度当初**おおよそ年度末**に定例の委員会を開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは臨時の委員会を開催する。

第10章 会則改正

(会則の改正)

第41条 本会の会則を改正するときには次の各号に定める手続きを経なければならぬ。

- (1) 学生総会における出席会員の投票により、有効投票の3分の2をもって成立する。ただし、その有効投票数が全会員の3分の2以下であるときはこの投票は無効となる。

第11章 その他

第42条 聖灯祭実行委員会並びにクラブ会則に関しては、これらの会の運営を山梨県立大学看護学部学生自治会と共同で行うものであるため、別に定めるものとする。

附 則

- この会則は、平成10年6月1日より施行する。
この会則は、平成15年6月1日より施行する。
この会則は、平成17年6月1日より施行する。
この会則は、平成24年6月1日より施行する。
この会則は、平成29年6月1日より施行する。
この会則は、令和4年6月1日より施行する。

学年進行とキャリア形成・キャリアサポートの流れ

- 授業: キャリアデザイン (I・II・実践) …… 自分のキャリアを自分で考え、行動に移せる力をつけます
- 授業: インターンシップ、フューチャーサーチ …… 様々な企業の方とともに体験をします
- キャリアサポートセンター (CSC): 学生個人の進路希望を実現するために講座や模擬試験、個人面談等を通して支援します
- クラス担任・ゼミ担当教員・チューター教員: 個々の学生に寄り添い、キャリアサポートセンターにつながります

		1年生	2年生	3年生	4年生
国際政策学部・人間福祉学部	授業	インターンシップ フューチャーサーチ	インターンシップ フューチャーサーチ	キャリアデザイン実践 インターンシップ フューチャーサーチ	
	通年・随時	キャリアサポートセンター (CSC)	○個別相談	《就職活動支援》 ○企業情報・説明会情報・採用情報の提供 ○個人面談、個別練習 ○フック・ドローク・ジョブ・カフェ出張相談	
	その他		《就活基本講座》	《公務員試験対策講座》	
	授業	キャリアデザイン I	○クラス担任、ゼミ担当教員による学修、進路等学生生活全般の支援		
看護学部	前期	CSC	オリエンテーション (4月)	オリエンテーション (4月)	オリエンテーション (4月)
	後期	授業	キャリアデザイン II	《オプション講座》 ○面接対策講座 ○SPI対策講座 ○マナー講座等 《模擬試験》	《公務員試験対策講座 (教職)》 ○公務員試験模試 ○一般常識模試 《模擬試験》 ○公務員試験模試
	通年・随時	その他	○導入科目、ゼミ科目へのキャリアサポートセンター出前授業 ○キャリア形成フォローアップ		
看護学部	前期	キャリアガイダンス	○卒業生との意見交換会	《STEP4》 ○就職活動までの情報収集 ○施設見学のポイント	
	後期	キャリアガイダンス	《STEP3》 ○インターンシップについて ○県内施設情報の提供	《STEP5》 ○就職活動マナー講座 ○内定学生との意見交換会	
	CSC				《公務員試験対策講座 (保健師、看護教諭)》

※フューチャーサーチ: 連携開設科目 (山梨大学開講科目)

国際政策学部、人間福祉学部 キャリア授業履修モデル

(自分の将来を考えたモデルを作ろう)

		1年生前期	夏休み	1年生後期	2年生前期	夏休み	2年生後期	3年生前期	夏休み	3年生後期	4年前期	夏休み	4年生後期	卒業後
1年次 スタート	授業科目	キャリアデザインI インターシップ フューチャーサーチャ※		キャリアデザインII インターシップ フューチャーサーチャ※	キャリアデザインII インターシップ フューチャーサーチャ※		キャリアデザイン実践 インターシップ フューチャーサーチャ※							
	キャリア講座	就活基本講座・インターシップ報告会		就活基本講座	就活基本講座・各種講座・各種模試		就活基本講座・各種講座・各種模試				公務員試験模試			
	実践活動	セミナーやインターシップへ参加		インターシップ	インターシップ		就活開始 インターシップ				採用試験、合格・内定、進路決定			
	目標・内容	将来に向きあう 目標を設定		目標の調整・情報の収集	目標の調整・情報の収集		実現へ向けて準備				採用試験・入学試験・資格試験			
目標設定済型	長期的準備への着手(国家公務員・地方公務員・各種資格・留学*・進学*)、準備、実施													
サポート	キャリアサポートセンターで個人面談、就活情報の入手、各種個別練習で悩みを相談・解決													
2・3年次 スタート	授業科目 (2年次スタート)	キャリアデザインI インターシップ フューチャーサーチャ		キャリアデザインII インターシップ フューチャーサーチャ	キャリアデザインII インターシップ フューチャーサーチャ		キャリアデザイン実践 インターシップ フューチャーサーチャ							
	授業科目 (3年次スタート)						キャリアデザイン実践 インターシップ フューチャーサーチャ							
	キャリア講座			就活基本講座	就活基本講座		就活基本講座・各種講座・模擬試験				公務員試験模試			
	実践活動			セミナーやインターシップへ参加	セミナーやインターシップへ参加		就活開始 インターシップ				採用試験、合格・内定、進路決定			
目標 (2年次スタート)			将来の目標を設定、目標の調整、情報の収集、実現へ向けて準備	将来の目標を設定、目標の調整、情報の収集、実現へ向けて準備		将来の目標を設定、目標の調整、情報の収集、実現へ向けて準備								
目標 (3年次スタート)			長期的準備への着手(国家公務員・地方公務員・各種資格・留学*・進学*)、準備、実施	長期的準備への着手(国家公務員・地方公務員・各種資格・留学*・進学*)、準備、実施		長期的準備への着手(国家公務員・地方公務員・各種資格・留学*・進学*)、準備、実施								
目標設定済型	長期的準備への着手(国家公務員・地方公務員・各種資格・留学*・進学*)、準備、実施													
サポート	キャリアサポートセンターで個人面談、就活情報の入手、各種個別練習で悩みを相談・解決													

※フューチャーサーチャは連携開設科目(山梨大学開設科目)企業・団体・自治体と協働で行う実践的なプロジェクト型インターシップ科目です。

・留学は国際教育研究センターへ、大学院等の進学はゼミ担当教員とキャリアサポートセンターへ相談

“一般社団法人 大学アライアンスやまなし”について

山梨県立大学は、“地域を支える人材育成やイノベーションの進展に寄与するとともに、地域の発展に資すること”を目的に、2019年5月に山梨大学と山梨県を交えた3者間で連携協力に関する協定を締結しました。その後、両大学で議論を重ね、同年12月には、両大学が共同で教育や人材育成をはじめとする各種連携事業を円滑に実施するための運営組織である“一般社団法人 大学アライアンスやまなし”を設立しました。

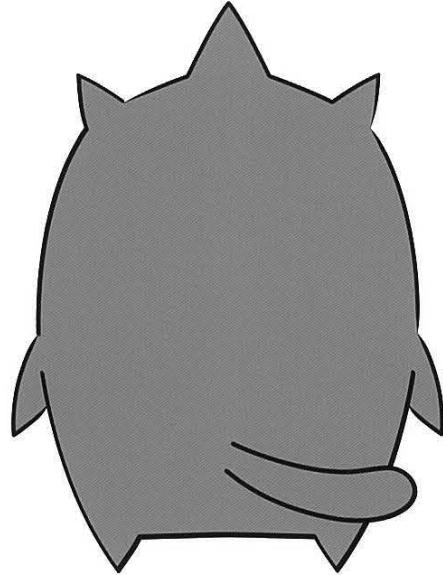
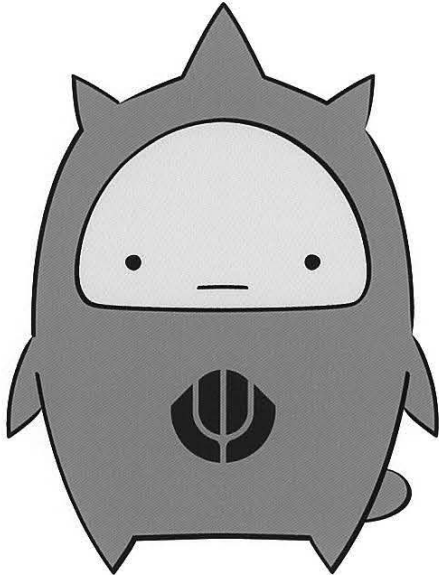
この法人は、他の公立大学に先駆け、国公立の枠組みを超えたガバナンス連携体制を構築したものであります。今後、全国初となる“大学等連携推進法人”の認定を受け、教学上の特例措置を活用しながら、社会の要請や学生ニーズに対応した“連携開設科目”の開設等を積極的に行い、これまで以上に多様な教育を提供していきます。

この連携の枠組みの中で、両大学の教育資源を共有し、“学生ファースト”をコンセプトに、それぞれの強みや特色を活かすことで、社会の変化に合わせた多様な教育のみならず、学生サービスなど様々な活動を展開していきます。具体的には以下のとおりです。

- 両大学の連携により、教育内容の充実を図ります。
例えば、文系の強い山梨県立大学と理系の強い山梨大学の特色を活かした全学共通科目における“連携開設科目”の開設や教育・保育・福祉といった専門分野で活躍できる人材の養成（教育事業）を行います。また、幅広い分野での授業科目の共同開設も計画しています。
- 施設や設備の共同利用により、学生生活の利便性の向上を図ります。
既に、課外活動などにおいて、双方の体育館や講義室など、施設の共同利用や山梨大学の学生寮・留学生宿舎を利用することができます。また、図書館では本の閲覧や貸出に加え、文献複写による電子ジャーナルの提供やデータベースの利用など、相互利用可能なサービスを順次拡大し、修学環境の充実を図っていきます。
- 連携によるスケールメリットを活かした手厚い学生支援を実施します。
例えば、共同で就職ガイダンスやセミナー等を実施するなど、希望職種に応じた就職支援を行います。また、互いの就活イベントにも参加できるなど、柔軟な対応を図っていきます。

※ “一般社団法人 大学アライアンスやまなし” HP





- ・ 全く新しい不思議な生き物。
- ・ チャームポイントは、やまをかたどった頭の小さな三つのツノ、短い手足、お腹の校章、愛嬌のある可愛い顔、嬉しいときや楽しいときは上を向き、悲しいときや寂しいときは下を向く尻尾。
- ・ スタンダードカラーは、山梨県を囲む山をイメージし、県立大学のように若い力を持った、未来へとつながっていくような新緑。
- ・ 服は着脱可能。カラーバリエーションも豊富。
- ・ 趣味はサボテンの水やり。
- ・ 県立大学と大学のみんなが大好き。山梨県立大学とともに成長し、県大生とともに学び助け合っていきたいと考えている。



やまちゃんは
フォームチェンジも可能!!
(パジャマです。)

企 画・編 集 ： 教 育 本 部

令和 6 年 3 月 発 行

飯田キャンパス（国際政策学部・人間福祉学部・大学院 人間福祉学研究科）

甲府市飯田 5 - 1 1 - 1

TEL 総務課 0 5 5 - 2 2 4 - 5 2 6 1

TEL 学務課 0 5 5 - 2 2 4 - 5 2 6 0

池田キャンパス（看護学部・大学院 看護学研究科）

甲府市池田 1 - 6 - 1

TEL 事務室 0 5 5 - 2 5 3 - 7 7 8 0



学生便覧 令和6年度(2024)